

## 令和6年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 3月1日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・町長施政方針	8
・行政報告	15
・議案等の上程（議案第3号～第31号）	15
・議案等に対する質疑	22
・議案等の委員会付託	23
・発議の上程（発議第1号～第4号）	23
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	24
議案第30号 工事請負契約の締結について	24
発議第1号 粕屋町議会事務局設置条例の全部を改正する条例について	26

### 第2号 3月4日（月）

・一般質問	31
田川正治議員	31
1. 地震・台風・豪雨などの自然災害に対する、公共施設などの避難所の確保と環境整備について	32
2. 道路や河川・水路の冠水・氾濫被害の防止対策について	41
3. 「粕屋町地球温暖化対策実行計画」におけるCO2削減施策と耐震工事の推進について	44
4. 粕屋町での18歳までの子ども医療費の助成拡大について	48
福永善之議員	50
1. 学校給食の食品ロスについて	51
2. 粕屋町が設置する協議会等の人選について	55
古家昌和議員	60
1. 大谷翔平選手のグローブについて	61
2. 口腔歯科検診について	63
3. 能登半島地震被災地域への支援について	66
4. 学校運営協議会について	70
宮崎広子議員	74

1. 粕屋町立小中学校の働き方改革について……………	74
2. 粕屋町のこども家庭センターについて……………	82
井上正宏議員……………	90
1. 新たな町立保育所の役割「保育・子育て支援センター」の構築について…	90
2. 福岡県の推進事業におけるワンヘルスについて……………	96
・ (追加) 議案等の上程 (議案第32号～第33号) ……………	101
・ (追加) 議案等に対する質疑……………	101
・ (追加) 議案等の委員会付託……………	101
・ (追加) 発議の上程 (発議第5号～第7号) ……………	102

### 第3号 3月5日 (火)

・ 一般質問……………	106
川口 晃議員……………	106
1. 「高齢者の補聴器購入に町独自の助成」を要請する。……………	106
2. ジェンダー平等を進める施策について問う。……………	108
3. 子ども子育て政策に関して問う。……………	120
本田芳枝議員……………	124
1. 水道管、水道施設の耐震化について……………	125
2. 学童保育の待機について……………	128
3. 公立保育所の役割における保育の質の向上と専門家の登用について……………	137
4. パブリックコメント募集の時期について……………	141
案浦兼敏議員……………	144
1. 令和6年度施政方針について……………	144
2. ボール遊びができる公園を……………	149
3. 都市計画道路の整備促進と財源について……………	153
杉野公彦議員……………	159
1. 当町における一般競争入札の推進について……………	159
2. 一般廃棄物収集運搬許可に対する町の方針について……………	163
山脇秀隆議員……………	168
1. 令和6年度施政方針について……………	168

### 第4号 3月18日 (月)

・ 各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	180
議案第3号 粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について……………	180

議案第4号	粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について .....	180
議案第5号	粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について .....	180
議案第6号	粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について .....	180
議案第7号	粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について .....	180
議案第8号	粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について .....	180
議案第9号	粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について .....	185
議案第10号	粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について .....	185
議案第11号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について .....	185
議案第12号	粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について .....	185
議案第13号	粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について .....	186
議案第14号	粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を廃止する条例について .....	186
議案第15号	粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について .....	186
議案第16号	令和5年度 粕屋町一般会計補正予算について .....	197
議案第17号	令和5年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について .....	197
議案第18号	令和5年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について .....	197
議案第19号	令和5年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について .....	197
議案第20号	令和5年度 粕屋町水道事業会計補正予算について .....	197
議案第21号	令和5年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について .....	197
議案第22号	令和6年度 粕屋町一般会計予算について .....	202
議案第23号	令和6年度 粕屋町国民健康保険特別会計予算について .....	202
議案第24号	令和6年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について .....	202
議案第25号	令和6年度 粕屋町介護保険特別会計予算について .....	202
議案第26号	令和6年度 粕屋町水道事業会計予算について .....	202

議案第27号	令和6年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について	202
議案第28号	工事請負契約の締結について	212
議案第29号	工事請負契約の締結について	212
議案第31号	町道路線の認定、廃止及び変更について	215
議案第32号	粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	215
議案第33号	粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について	215
発議第2号	粕屋町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	218
発議第3号	粕屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につい て	218
発議第4号	粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について	218
発議第5号	粕屋町議会基本条例の一部を改正する条例について	218
発議第6号	粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について	218
発議第7号	粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条 例について	218
・	委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査	221
・	閉 会	222

令和6年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和6年3月1日（金）

# 令和6年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月1日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託
- 第8. 発議の上程
- 第9. 委員長報告
- 第10. 委員長報告に対する質疑
- 第11. 討論
- 第12. 採決

## 2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美

議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
教育委員会次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香 奈 子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	白 井 賢 太 郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開会 午前9時30分)

**◎議長（小池弘基君）**

改めまして、おはようございます。

令和6年最初の定例会が、開会となりました。また、本日、西日本新聞の朝刊の23面に、粕屋町に議会局の設置の記事が掲載されておりますので、お知らせいたします。

本年1月1日に能登半島地震が発生いたしまして、本日でちょうど2か月が経過いたしました。復興に向けて多くの人々が尽力されている中、個人での支援もさることながら、やはり行政の役割は非常に大きいものだと考えます。今、何を必要とされ、何ができるか、時間の経過とともに、今、求められている支援を的確に把握し、実行に移していくことが必要です。

さて、粕屋町議会における連絡をさせていただきます。定例会本会議では、開会日に諸般の報告といたしまして、閉会中の委員会等の活動について、報告をさせていただいておりましたが、今定例会より、会期中に開催されます全員協議会での報告と変更いたしますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において2番、田代勘議員及び15番、安藤和寿議員を指名いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの18日間と決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第3. 「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

**◎町長（箱田 彰君）**

おはようございます。

本日、令和6年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

後ほど施政方針の中で述べますが、令和6年度一般会計当初予算は、3年連続で200億円を超え、町政史上過去最大の予算規模となりました。市制施行へのステップを踏み始めた当町は、この大型予算を背景に、活気溢れ、住民の皆さまが幸福感を感じられる行財政運営を目指し、住民ニーズを的確に捉えた様々な施策を、今後展開していく決意でございます。

**◎町長（箱田 彰君）**

それでは、令和6年度施政方針を申し述べます。

本日ここに、令和6年度予算案をはじめ、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、予算案及び重点施策の概要を説明いたします。

初めに、元日に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。粕屋町は1月6日、石川県鹿島郡中能登町に飲料水のほか、粉ミルク、紙おむつ、生理用品などの支援物資を届けました。現在、被災地から本町に避難される方への支援や、義援金の受付を行っております。今後も被災地の1日も早い復旧・復興のために尽力してまいります。

さて、昨年を振り返りますと、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが、季節性インフルエンザと同じ5類へ移行しました。3年余りに及ぶ制限が解かれ、社会経済活動の正常化が進むなど、以前のような日常を取り戻しつつあります。中止や延期を余儀なくされていた町民運動会を初めとした多くのイベントを制限なく開催することができ、改めて人と人との交流の大切さや素晴らしさを痛感しております。7月には、九州・熊本地方を中心に、線状降水帯による大雨が発生し、またもや各地に大きな被害をもたらしました。本町から被災した広川町に都市政策部の職員2名を派遣し、家屋被害調査に当たりましたが、目に見える形で進んできている気象災害の激甚化・頻発化に対して、より一層の備えが必要であると強く認識いたしました。11月には嬉しいことがありました。長年、フレンドリータウンとして応援しております、J1リーグのアビスパ福岡が、国内のサッカー3大タ

イトルの一つである YBC ルヴァンカップを制し、見事クラブ史上初となる栄冠を勝ち取りました。1996年の Jリーグ参入以来、28年目にして手にする悲願の初タイトルに、福岡の地が大きな歓喜に包まれました。

政府が発表した経済見通しによると、我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあるとされており、物価高対策や持続的賃上げなどによる「デフレ完全脱却策」を掲げての経済の立て直しを急いでおります。一方で、ウクライナ侵略、イスラエル・パレスチナ情勢などの国際情勢は予断を許さない状況が続いています。更に今年は、米国大統領選をはじめ、アジア、欧州などでも重要な国政選挙が行われる「緊迫の一年」と言われております。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表しました2050年までの地域別の人口推計によると、九州7県の全233市町村の約96%で人口が減少する一方で、人口増は、福岡市と周辺自治体、熊本市のベッドタウンなどの計10市町にとどまり、粕屋町はその10市町の中でのトップの増加率となりました。人口減少時代の日本において、明るい兆しにも見えますが、市制を目指す本町としては、過去の推計結果よりも増加幅が減少し、ピークアウトも早まるなど、必ずしも望ましい結果ではありませんでした。粕屋町には、まだ隠れた魅力がたくさん埋もれております。一つ一つを丁寧に掘り起こしながら、町の認知拡大やイメージアップを図り、今回の結果を最低限のノルマとして達成できるよう取り組んでまいります。

日本を代表する経営者の一人、京セラや第二電電（現 KDDI）の創業者で、日本航空の再建に尽力された故稲森和夫氏が、生前に残された教訓の一つに、「現在の姿は過去の努力の結果であって、今を生きる我々が自ら考え、自ら努力して未来への道を創っていく」という言葉があります。VUCA の時代と言われるこの世の中において、職員が失敗を恐れず、勇気を持ってチャレンジできる環境を整え、共に新たな粕屋町の発展に向けた一步を踏み出してまいります。

それでは、令和6年度の予算案について御説明いたします。

まず、歳入について、根幹となる町税収入は、固定資産税を中心に堅調に伸びると見込んでいますが、個人町民税の定額減税の実施により約2億円の減少となり、前年度から微増にとどまる見込みです。なお、この減税による減収分は、地方特例交付金として全額補填されることとなります。臨時財政対策債を含めた地方交付税については、地方財政対策を踏まえ、減少を見込んでいます。寄附金については、ふるさと納税の伸びにより増加を見込み、国庫支出金については、低所得者支援及び定額減税を補足する給付の実施により、大幅な増加としています。町債については、引き続き個別施設計画に基づく公共施設の改修をはじめとする多数の事業を予定していますが、事業の完了により大幅な減少としております。

歳出については、定額減税を補足する給付の実施などにより総務費が増加、柚須文化センター長寿命化改修工事や低所得者支援として行う給付の実施などにより民生費が増加しています。一方で、土木費については、仲原川改修工事の完了や朝日団地第1期建替工事費の減少などにより減少しております。また、教育費については、仲原小学校及び粕屋西小学校校舎増築工事の完了、総合体育館の大規模改造工事の完了などにより減少しております。なお、財源不足を補うため、財政調整基金から4億400万円の繰入れを計上するとともに、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から5億6,126万2,000円を繰入れています。予算規模については、一般会計212億5,600万円、特別会計72億9,039万6,000円、企業会計36億6,944万3,000円、予算総額322億1,583万9,000円となっています。これは、一般会計が前年度比プラス5.3%で10億7,600万円増加し、3年連続で200億円を超える過去最大の予算規模となりました。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比プラス5.3%、16億945万7,000円の増となります。少子高齢化の進行、地球温暖化対策や大規模災害への対応など、山積する諸課題に対し、地方自治体に求められる役割は今後も増大していくと予想されます。

また、市制を目指す本町としましては、市制施行に耐えうるだけの基礎的な体力を高めるための取組が必要です。このような状況下における新年度予算では、堅調に伸びている税収やふるさと納税などの自主財源の確保を背景にし、公約実現に向けた取組に加え、市制対策、自治体DX、GXの推進、物価高騰支援やインフラ整備などの我々を取り巻く行政課題・地域課題を踏まえた必要な予算を盛り込み、過去最大の予算規模となる積極型の予算を編成しました。一方で、取り組むべき課題に的確に対応しながらも、財政調整基金からの繰入れを前年度から減少させるなど、財政規律にも配慮した予算としております。

それでは、公約に沿って、重点施策の概要について御説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」です。

4月に、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を開設いたします。核家族化や地域社会の変容などを背景に、子育てに困難を抱える家庭が顕在化してきています。母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく、漏れなく対応し、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担ってまいります。「こどもまんなか社会」の実現、そして、粕屋町の子どもと家庭を強力に支援する「子育て応援都市かすや」を実現するため、その中核拠点となる第2こども館の建設候補地の選定を進めてまいります。昨年は、7月の世界の平均気温が観測史上最高となり、日本でも猛暑日が続き、気温が40度を超える地域も

増えてきました。児童生徒の熱中症対策や災害発生時における避難所の生活環境改善のため、小中学校体育館の空調設備工事を行います。また、粕屋中央小学校第4期大規模改造工事や粕屋中学校体育館第1期大規模改修工事など、未来の粕屋町の子どもたちのため、よりよい教育環境づくりを進めてまいります。

次に、「住みよいまちづくり」です。

移動の利便性向上、既存の公共交通機関の維持・活性化、高齢者の外出機会の創出など、持続可能な地域公共交通の確保に向け、モビリティサービスの新たな導入や拡充を図るとともに、交通結節点としての機能を高めるため、粕屋町主要駅の整備方針の検討を進めてまいります。都市計画道路について、昨今の社会経済情勢の変化を踏まえ、計画決定当時における必要性や位置づけに変化が生じている路線や、長期にわたり事業未着手となっている路線に関し、適切な見直しを行う必要があるため、道路完成時の将来交通量推計と現状の交通実態調査を行います。

次に、「誇れるまちづくり」です。

昨年4月に市制対策室を設置し、市制に向けたシティプロモーションの取組を開始しました。新たなプロモーション動画を制作し、SNSを通じて町の魅力を発信するほか、生活動線上にあるため認知拡大に効果が高い交通広告の掲出を行います。また、今年はパリ2024夏季オリンピックが開催される年であります。男子プロバスケットボールリーグ、Bリーグのライジングゼファー福岡とパートナーシップを結び、プロスポーツチームと連携したプロモーション活動や、小中学生を初め町民の皆さまを招待して、粕屋町応援デーを開催します。5月に開催されるバラまつりは、今年で20周年を迎えます。昨年は多くの方が来場され、非常に賑わいました。須恵高校書道部の書道パフォーマンスの作品のとおり、今後も人々の心を魅了する神秘の花「かすやのバラ」が私たちの幸せな日々を美しく・鮮やかに彩ってくれることを願いつつ、更なる魅力向上と賑わいづくりを進めてまいります。

次に、「安心して生活できるまちづくり」です。

改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。ヘルメット着用促進に向けた取組を早期に加速し、自転車乗用中の交通事故被害軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメットの購入に対し、補助を実施いたします。近年、地震や集中豪雨などにより、多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しています。このような農業用ため池の決壊による被害を未然に防ぐため、谷蟹池耐震対策工事を行います。緊急情報などを迅速かつ確実に町民の皆さまへ伝える情報伝達手段を確保するため、防災行政無線更新の実施設計を行います。学校給食費の食材費については、物価高騰の影響により、やむを得ず令和6年度から給食費の値上げを実施いたしますが、急激な負担増を抑制するため、1年

間値上げ相当分を補助いたします。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる四つのまちづくり基本目標に沿って、主要な事務事業の内容を申し上げます。令和6年度は、合計137の事務事業の実施を予定しています。

基本目標1. 「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」でございます。

令和6年度は、予算額44億7,521万8,000円を計上し、39事務事業の実施を予定しています。まず、粕屋町では、中学生の英語の学力向上、国際コミュニケーション能力の育成を図るため、英語検定、いわゆる英検検定料の半額助成をしております。令和6年度からは、更なる生徒の学習意欲の向上、受験機会の拡大を図るため、中学3年生の英検3級検定料を全額助成いたします。次に、昨年の大川小学校に続き、仲原小学校において創立150周年記念事業が開催されます。開校して以来、時代の波を乗り越えながら、数多くの人材を輩出し、輝かしい伝統を築いてきました小学校の記念すべき節目を、町民の皆さまと一緒に祝いいたします。次に、公共施設等個別施設計画に基づき、昭和53年（1978年）に建築され46年経過した柚須文化センターの長寿命化改修工事を実施いたします。次に、図書館の貸出・返却のセルフ化による待ち時間の解消やプライバシーの保護による利便性向上、職員のカウンター業務や蔵書点検作業の業務の効率化を図るため、図書館 IC タグシステムの導入を行います。

次に、基本目標2. 「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」でございます。

令和6年度は予算額31億9,174万1,000円を計上し、27事務事業の実施を予定しています。駕与丁公園施設長寿命化計画に基づき、令和6年度は園路舗装、柵、遊具、トイレ改修工事を実施いたします。また、公園利用者の利便性向上のため、駐車場整備を進めてまいります。高齢者や障がいのある方、小さな子どもを連れた方など、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮し、屋根に太陽光発電設備を設置することで、ゼロカーボンを推進する公園トイレを整備します。令和6年度は柚須公園のトイレ建て替えを行います。公用車への電気自動車、いわゆるEVや燃料電池自動車FCVの導入を引き続き行うとともに、公共施設への電気自動車充電設備設置に向け、事業者との協議を進めてまいります。次に商工会と連携し、個人消費と地域経済の回復を下支えするため、かすやよかつ Pay（粕屋町プレミアム付キャッシュレス商品券）事業、かすやの送って“うレシート”事業を継続して実施いたします。

次に、基本目標3. 「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」でございます。

ます。

令和6年度は予算額155億2,138万7,000円を計上し、45事務事業の実施を予定しています。まず、带状疱疹ワクチンの予防接種の費用助成を本年1月から開始いたしました。带状疱疹は過労やストレス等による免疫力低下などが原因で発症し、50歳以上から発症率が高くなると言われています。発症及び重症化の予防を図るとともに、経済的負担の軽減を図ります。子育て世代に安心して医療を受けられる機会を提供し、経済的負担を軽減することを目的として、4月から子ども医療費の中学生までの入院医療費の自己負担をなくし、小学1年生から中学3年生までの通院医療費の自己負担額を月額500円に減額いたします。朝日団地の建替工事を実施するほか、内橋団地のガス管及び給水管改修工事を実施し、施設の居住性や安全性などの維持・向上に努め、住宅団地の再生を進めます。

次に、基本目標4.「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」でございます。

令和6年度は予算額27億1,535万9,000円を計上し、26事務事業の実施を予定しています。第5次総合計画及び第2期総合戦略が令和7年度までに終期を迎えることから、両計画を一体化した第6次総合計画の策定を進めます。計画の策定に併せて組織機構改革やBPR、いわゆる業務改善を実施し、将来の市制を見越した実行性がある総合計画の策定に取り組みます。本格化する自治体情報システム標準化・共通化の移行作業をはじめ、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた先導的なデジタル実装の取組を進めます。そして、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機を使って、簡単な操作で各種証明書が取得できる、証明書コンビニ交付サービスの手数料10円キャンペーンを来年3月まで延長いたします。

以上、令和6年度の町政運営の方針を述べました。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染症がようやくその勢いを弱め、まちのにぎわいや地域のコミュニティ活動などが少しずつ平時の様子を取り戻し、コロナ禍以前の活気が出てきたことを喜ばしく思います。その反面、物価上昇の長期化の中で、国民の暮らしと事業活動は重大な影響を受けています。次々と迫る難局を克服し、Well-Beingな未来に向けたまちづくりを進めるため、令和6年度も様々な重要課題に意欲的に取り組んでまいります。町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和6年度の施政方針とさせていただきます。

令和6年3月 粕屋町長 箱田彰でございます。

よろしく申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

日程第4．「行政報告」及び日程第5．「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は29件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

**◎町長（箱田 彰君）**

それでは、「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の令和4年度決算が1件、一部事務組合等の令和6年度予算が8件でございます。

別途、紙面に一覧表を載せておりますので、後ほど御一読をお願いしたいと思います。

以上で、「行政報告」を終わります。

**◎町長（箱田 彰君）**

続きまして、「議案等の上程」をいたします。

令和6年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、職員懲戒分限審査委員の任命同意が1件、条例の改正・廃止が12件、令和5年度補正予算が6件、令和6年度当初予算が6件、工事請負契約の締結が3件、町道の認定廃止及び変更が1件、以上29件でございます。

それでは、議案第3号から順に御説明申し上げますが、議案第16号から議案第27号までの予算案につきましては、副町長より説明を申し上げます。

議案第3号は「粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について」でございます。

刑事事件及び不祥事等を起こした職員に対しまして、懲戒処分又は分限処分を行う場合において、公正、適正を期するため、平成17年9月から粕屋町職員懲戒分限審査委員会を設置いたしております。地方自治法施行規程及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規程に基づき、委員会は識見を有する者2名及び副町長の3名の委員で構成されています。先の12月議会定例会で選任同意を頂きました、池見雅彦氏の副町長就任に伴い、本委員会委員として、議会の同意を求めるものでございます。任命同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第4号は「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和6年4月1日に施行する粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例により、会計年度任用職員の勤勉手当が支給可能となったことから、育児休業している会計年度任用職員の勤勉手当について、正規職員の措置との均衡を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第5号は「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において、引用する地方自治法の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第6号は「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において引用する地方自治法の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第7号は「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、水道法の一部が改正され、所管省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更されることから、水道法を引用する例規について所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第8号は「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。

水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、粕屋町水道事業給水条例において引用する水道法施行令の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第9号は「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された令和6年度の国民健康保険事業納付金及び標準保険料率をもとに、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号は「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、マイナンバーカードの利用促進を目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年4月

1日から令和7年3月31日までの間、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスによる、各種証明書発行手数料の減額を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第11号は「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料と区分を変更するものでございます。

次に、議案第12号は「粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、次の議案第13号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は一括して御説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、特定の記録媒体の使用を定めるものについて、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第14号は「粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を廃止する条例について」でございます。

粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与事業は、経済的な理由により専修学校において修業することが困難な者に対して、修学資金や入学支度金の貸与を平成14年4月1日から実施しております。本事業は平成19年度から申請がなく、償還事務においても平成28年9月に終了しており、また、福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の教育支援資金において、本事業より好条件による貸付が行われ、町民の利用実績も上がっております。これに伴い、粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を廃止するものでございます。

次に、議案第15号は「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次の議案第16号から議案第27号までの予算に関する議案につきましては、副町長から説明をいたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 池見雅彦君 登壇)

## ◎副町長（池見雅彦君）

それでは、予算案の御説明をさせていただきます。

議案第16号は「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ7,103万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を224億7,869万4,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億620万6,000円、国庫支出金を7,925万9,000円増額し、諸収入を1億2,233万9,000円、町債を2億4,740万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、公共施設整備基金積立金を1億24万3,000円、減債基金積立金を1億4,378万7,000円、財政調整基金積立金を4億8,926万3,000円増額し、広域環境衛生事務費を1億1,036万4,000円、小学校施設整備事業費を1億7,148万7,000円、遺跡発掘受託事業費を1億2,067万8,000円減額するものでございます。

議案第17号は「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ809万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億6,807万8,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を1,065万3,000円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1,874万4,000円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を289万4,000円、保健事業費を519万7,000円減額するものでございます。

議案第18号は「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,409万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を154万7,000円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては総務費を2万円増額し、負担金を156万7,000円減額するものでございます。

議案第19号は「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,508万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億7,626万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を563万4,000円、支払基金交付金を453万3,000円、繰入金を1,226万2,000円減額し、財産収入を16万2,000円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸

支出金を469万8,000円、地域支援事業費を2,052万5,000円減額し、総務費を14万円増額するものでございます。次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ486万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,181万2,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を486万円減額し、歳出といたしましては、総務費を456万円、サービス事業費を30万円減額するものでございます。

議案第20号は「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、昨今の物価上昇を受け、浄水場で使用する活性炭の価格が高騰したため、収益的収支につきまして、原水及び浄水費を250万円増額し、9億3,590万2,000円とするものでございます。

議案第21号は「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の主な内容といたしましては、歳入につきましては、令和5年度繰出基準に基づく一般会計繰入金の確定による増額、歳出につきましては、管渠維持管理補修工事費の増額でございます。収益的収支につきましては、収入を3,413万6,000円増額し12億3,547万9,000円に、支出を1,130万円増額し12億6,006万6,000円に、資本的収支につきましては、収入を13万6,000円減額し7億1,119万1,000円とするものでございます。

議案第22号は「令和6年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

令和6年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ212億5,600万円とするものでございます。これは、対前年度比プラス5.3%、10億7,600万円の増となり、歳入の主なものを前年度と比較させていただきますと、地方特例交付金を2億2,572万2,000円、国庫支出金を6億8,637万3,000円、県支出金を1億1,430万9,000円、寄附金を2億5,000万円、諸収入を1億1,419万円増額いたしております。町債につきましては、6億7,170万円を減額し、計上をいたしております。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較させていただきますと、総務費を7億983万5,000円、民生費を8億7,108万3,000円、衛生費を6,905万4,000円、公債費を7,239万5,000円、諸支出金を1億5,478万8,000円増額し、土木費を1億8,543万1,000円、教育費を7億250万7,000円減額し、計上をいたしております。また、財源不足を補うため、財政調整基金からの4億400万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から5億6,126万2,000円の繰入れを計上いたしております。

議案第23号は「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」ござい

ます。

令和6年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億3,509万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を7億7,109万9,000円、県支出金を25億6,131万6,000円、繰入金を2億9,321万円、諸収入を2億946万8,000円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を25億1,417万8,000円、国民健康保険事業費納付金を11億1,932万4,000円、保健事業費を3,548万5,000円、前年度繰上充用金を1億2,000万円計上するものでございます。

議案第24号は「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和6年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億7,343万8,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を5億2,633万6,000円、繰入金を1億4,609万7,000円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を6億5,205万6,000円計上するものでございます。

議案第25号は「令和6年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,763万1,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を6億786万3,000円、国庫支出金を5億4,363万9,000円、支払基金交付金を7億990万4,000円、県支出金を3億9,085万6,000円、繰入金を5億528万6,000円計上いたしております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を7,865万円、保険給付費を25億3,909万1,000円、地域支援事業費を1億2,860万3,000円計上するものでございます。次に、介護サービス勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,423万2,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、サービス収入を1,500万円、繰入金を923万1,000円計上いたしております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を2,131万6,000円、サービス事業費を291万5,000円計上いたしております。

議案第26号は「令和6年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億7,014万8,000円、支出が9億7,419万5,000円で、資本的収支につきましては収入が410万円、支出が4億7,003万1,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、建設改良積立金過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたすものでございます。

議案第27号は「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」で

ございます。

収益的収支につきましては、収入が12億6,322万6,000円、支出が12億4,518万7,000円で、資本的収支につきましては、収入が6億9,294万2,000円、支出が9億8,003万円でございます。収入が支出に対し不足します額につきましては、減債積立金及び損益勘定留保資金で補填をいたすものでございます。

以上で、予算案の説明を終わらせていただきます。

(副町長 池見雅彦君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

### ◎町長（箱田 彰君）

それでは次に、議案第28号でございます。28号は「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中央小学校第4期大規模改造工事を実施するものです。平成3年及び平成16年に建築された校舎は、老朽化が進んでいるため、4か年に分けて大規模改造工事を進めております。令和5年度に第3期工事を終え、今回は第4期工事となります。工事の内容としましては、校舎の内装改修、電気設備改修、機械設備改修、エレベーター棟増築工事を行い、今後も長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう改修を行うとともに、バリアフリー化を進めるものでございます。この工事を実施するに当たり、2月15日に共同企業体6社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産・青木建設特定建設工事共同企業体 代表者 粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原隆盛が、工事請負金額1億9,926万5,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の日から令和7年1月31日となります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債及び学校施設環境改善交付金を活用して実施いたします。

次に、議案第29号は「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中学校体育館第1期大規模改修工事を実施するものです。粕屋中学校は、校舎・体育館共に昭和61年に建築され、その後、校舎の大規模改修工事を平成25年から27年にかけて実施しております。体育館につきましても、老朽化が進んでいるため、今後、長期間、生徒が安心して活動できる施設となるよう、2か年に分けて大規模改修工事を計画しております。今回の工事内容としましては、体育館・武道場の外壁改修、屋上防水改修、外部建具改修、外部電気機械設備改修に加え、体育館空調設備を設置するものでございます。この工事を実施するに当たり、2月15日に共同企業体6社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負

金額4億7,718万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、効力発生の翌日から令和6年10月31日となります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債を活用して実施いたします。

次に、議案第30号は「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、朝日団地建替第1期工事を実施するものでございます。今回の工事の対象とする朝日2団地は、昭和51年から52年にかけて建設され、その後、平成15年に屋上防水・外壁塗装工事、平成20年から21年にかけて、水洗化工事等を実施しております。建設から47年が経過し、老朽化が進んでいるため、今後、長期間、住民が安心して住み続けられるよう、建て替え工事を2期に分けて計画しております。今回の1期工事の内容としましては、朝日2団地7棟のうち、5棟の解体工事を行い、その後、新築工事を行うものでございます。新築工事では、4階建て32戸を1棟建設し、エレベーター、太陽光発電設備、駐車場、電気・機械設備工事などを実施いたします。この工事を実施するに当たり、2月15日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、岩堀・オリーブハウス特定建設工事共同企業体代表者 株式会社岩堀工務店 代表取締役 金子泰大が、工事請負金額8億9,980万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年6月30日となります。財源といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用して実施いたします。

最後に、議案第31号は「町道路線の認定廃止及び変更について」でございます。

主要地方道筑紫野古賀線のバイパス化に伴い、付け替え工事を実施した路線の認定、廃止及び変更することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

#### ◎議長（小池弘基君）

日程第6．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

#### ◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第7．「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました議案第3号から15号、28号から31号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、議案第16号から21号の令和5年度粕屋町補正予算、及び議案第22号から27号の令和6年度粕屋町当初予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託して審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせ及び協議により、委員長に末若憲治議員、副委員長には井上正宏議員であります。

また本来、議会開会日に上程された議案につきましては、付託された委員会審査を経て、議会最終日に採決を行うのが常ですが、議案第30号につきましては急ぎの案件であるため、本日、討論及び採決を行います。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第8．「発議の上程」を行います。

今期定例会に、議会運営委員会委員長より4件の発議が提出されました。

趣旨の説明を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

**◎14番（山脇秀隆君）**

発議第1号から第4号までは、一括して説明をいたします。

内容の詳細につきましては、先の全員協議会で協議しておりますので、お手元に配付の発議案で御確認ください。概略のみ説明いたします。

発議第1号は「粕屋町議会事務局設置条例の全部を改正する条例について」であります。

この条例は、議会の事務局について、従来の議会事務局を議会局とすることにより、議会への補佐機能の充実・強化を図るため、制定するものであります。

発議第2号は「粕屋町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」であります。

この条例は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴など、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るのに要する経費を交付するため、制定するものであります。

発議第3号は「粕屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」であります。

この条例は、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする議員が、当該請負の対価として、各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものであります。

発議第4号は「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」であります。

委員会における傍聴の取扱いについて、より一層町民に開かれた議会を実現するため、一部を改正するものであります。

以上であります。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

#### ◎議長（小池弘基君）

発議1号につきましては、急ぎの案件でありますので、本日、討論及び採決を行います。

なお、発議2号から発議4号については、討論及び採決は最終日に行います。

ただ今から、議案第30号の委員会審査を行いますので、ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前11時54分)

#### ◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議案第30号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

#### ◎6番（井上正宏君）

議案第30号「工事請負契約の締結について」、付託を受けました文教厚生常任委

員会での審査の経過と結果について御報告します。

本議案は、朝日団地建替1期工事を実施するもので、今回の工事箇所となる朝日2団地は、建設から47年が経過し老朽化が進んでいるため、粕屋町公共施設等総合管理計画、粕屋町営住宅長寿命化計画に基づき、朝日2団地に建て替え工事を2期に分けて行うものです。今回の1期工事の概要としましては、現在の朝日2団地内計5棟の解体工事、新住宅の建築工事、外構工事、駐車場工事などを行い、今後、長期間、住民が安心して住み続けられるよう、建て替えを行うものです。この工事を実施するに当たり、岩堀・オリーブハウス特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社岩堀工務店 代表取締役 金子泰大が工事請負金額8億9,980万円で落札しましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。財源としましては、社会資本整備総合交付金を活用します。

審査の中で、耐震の質疑では、倒壊をしない程度の基準を満たしているとの答弁。居住者の状況は、との質疑では、令和5年4月から6月に、朝日団地及び他の団地へ仮移転したり、民間5軒に移転されているとの答弁。議案第30号が初日採決される理由は、との質疑で、県の審査が昨年12月にあり、今年の1月に行政が約8億円を超える見積りを出し、JVとの絡みもあり、2月の15日入札となった。それから臨時会を開く間もなく、3月1日定例会となり、3月1日に採決を行うのは、補助金の締切りが迫っているとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第1号「粕屋町議会事務局設置条例の全部を改正する条例について」の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、発議第1号は可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては……。

しばらくお待ちください。

(チャイムの音)

**◎議長（小池弘基君）**

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後0時01分)

令和6年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年3月4日（月）

# 令和6年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月4日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

- 1番 議席番号 10番 田川正治 議員
- 2番 議席番号 11番 福永善之 議員
- 3番 議席番号 1番 古家昌和 議員
- 4番 議席番号 4番 宮崎広子 議員
- 5番 議席番号 6番 井上正宏 議員

### 第2. （追加）議案等の上程

### 第3. （追加）議案等に対する質疑

### 第4. （追加）議案等の委員会付託

### 第5. （追加）発議の上程

## 2. 出席議員（16名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 古家昌和 | 9番 川口晃   |
| 2番 田代勘  | 10番 田川正治 |
| 3番 杉野公彦 | 11番 福永善之 |
| 4番 宮崎広子 | 12番 久我純治 |
| 5番 末若憲治 | 13番 本田芳枝 |
| 6番 井上正宏 | 14番 山脇秀隆 |
| 7番 案浦兼敏 | 15番 安藤和寿 |
| 8番 鞭馬直澄 | 16番 小池弘基 |

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美      議会事務局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	池見雅彦
教育長	西村久朝	総務部長	古賀博文
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	新宅信久
教育委員会次長	堺哲弘	総務課長	豊福健司
協働のまちづくり課長	高榎元	総合窓口課長	大内田亜紀
子ども未来課長	渡辺剛	介護福祉課長	古賀みづほ
健康づくり課長	石川弘一	都市計画課長	田代久嗣
地域振興課長	稲永剛	道路環境整備課長	吉村健二
上下水道課長	黒田道明	社会教育課長	臼井賢太郎
給食センター所長	井手正治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和5年度、本議会の活動として、粕屋町議会基本条例の検証、見直し作業を行ってまいりましたが、その第一歩として、3月1日開会日に発議第1号「粕屋町議会事務局設置条例の全部を改正する条例」を可決いたしました。粕屋町議会事務局を粕屋町議会局と改定し、議会はこれまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化を図り、開かれた議会を実現していくために取り組んでまいります。

今期定例会での一般質問は、10名の方より通告書を受け付けており、2日間にわたり一般質問が行われます。本日は5名を予定しております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。

通告書に基づきまして一般質問をいたします。能登半島地震から、2か月が経過しました。地震で亡くなられた皆さんに謹んで、お悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆さんにお見舞いを申し上げます。13年前の東日本津波地震の復興をはじめ、その後の災害などに対する国の支援の遅れ、さらに、今回の能登半島地震の復旧支援など、国の支援の遅れが指摘されております。大阪万博の会場建設費、2,350億円に膨れ上がる莫大な費用。軍事費5年間で43兆円、来年度8兆円の軍事予算を聖域化せず、地震や台風の被害救済のために予算を振り向けることが求められております。国家予算の一般会計に占める軍事費の割合は、前年比で16.6%伸びました。社会保障の伸びの7.2倍になります。中小企業対策は0.6%、食

料安定供給費は0.3%マイナスになっております。軍事費を削って暮らしと福祉に回すべきであります。さらに自民党の国会議員、85人が得た裏金を雑所得として必要経費0で試算した追徴課税の合計は1億3,000万円を超えと言われております。徹底調査して、使途不明な場合は厳正に課税すべきです。国民には、生活が苦しくても課税を厳しく取り立て、自民党政権の脱税に等しい、パーティー券のキックバックの裏金づくり、企業献金、団体献金に国民の怒りが沸騰しております。

昨年の夏、世界の国々で、異常気象になりました。地球沸騰化時代と言われております。平均気温が1898年の統計以来最高を記録して、産業革命前から1850年比で1.48度上昇しました。パリ協定で掲げる1.5度以内に抑える目標の上限に迫っております。また、頻発する線状降水帯の豪雨や、能登半島地震をはじめ各地で地震が発生するなど、自然災害が全国的に発生して、国民の命を奪い、国民の生活と暮らしが破壊され、大きな被害を与えております。

そこで、以下質問いたします。1項目は、地震・台風・豪雨などの自然災害に対する公共施設などの避難所の確保と環境整備についてであります。小学校・中学校の体育館、かすやドーム、サンレイクかすや、粕屋フォーラム、粕屋町福祉センター、各行政区公民館などの災害避難所において、安全で安心して避難できる環境整備の現状と今後の計画について質問いたします。

最初に、公共施設の耐震診断と耐震強化のための改修について、町長の答弁を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

おはようございます。私のほうから、全体的な公共施設の在り方といいましょうか、耐震の関係をお答えし、その後、それぞれ所管のほうから、それぞれの施設について御説明申し上げます。

まず、総体的には、1981年、昭和56年の6月に耐震の基準が大きく改正されております。その以前のものについては、耐震の基準を満たしてないと。その後、新たに建築された、例えば、この庁舎とかは耐震基準を満たしております。そういった観点から、それぞれの分について御説明申し上げますが、内容につきましては、あくまで、避難所として活用予定のということでよろしいでしょうか。それでは御説明申し上げます。

**◎議長（小池弘基君）**

高榎協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）**

避難所の件ということですので、私のほうからまとめて答弁をさせていただきたいと思います。粕屋町が地域防災計画の指定避難所として定めております施設は、各行政区の公民館を含め、43か所となっております。このうち、地震の際使用できない避難所は、仲原幼稚園、仲原保育所、中央保育所、長戸区公民館の4か所となっております。先ほどの町長のほうも言われましたけれども、昭和56年以前に建築されました建物につきましては、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築されまして、耐震性が不十分なものが多く存在するとされております。

町が管理する避難所のうち、これは令和2年に策定しました、粕屋町公共施設等個別施設計画の資料からになるんですけども、旧耐震基準、いわゆる昭和56年度以前に建築されました建築物の中で、耐震補強を行い、耐震性を確保している施設は、西幼稚園、大川小学校、仲原小学校、粕屋西小学校、粕屋東中学校の5施設となっています。同じく、旧耐震基準の建築物、昭和56年度以前に建築された建築物ですが、耐震診断を行いまして、耐震性があると診断結果が出ております施設は、大川幼稚園、上大隈公民会館、柚須文化センター、粕屋町福祉センターの4施設となっています。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

今説明がありました点で、いくつか説明を再度求めたいのですが、まずは、その福祉センターは耐震基準を満たしているということでしたが、旧寿楽荘部分が非常に古くなってるといようなことで、福祉センターが避難所として使えるのかというのが心配があるんですね。公共施設等整備計画に基づいて、この福祉センターの建設なども含めて、どうするかという問題が検討されているというふうに思うんですね。この点については、そういう補強とか耐震の問題だけでなく、建物そのものが古い所が避難所としてあるということから見ても、整備していく中では、避難所に必要な風呂場浴槽なども含めて、検討していく必要があると思いますけど、その点についてはどういうふうに考えておるのか。説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

先ほど、協働まちづくり課長のほうが御説明差し上げましたとおり、耐震診断につきましては、令和元年度に行っておりまして、耐震上は問題ないというふうに思

っておるところでございます。今議員が指摘されている部分は長寿命化計画に基づきまして、福祉センターのほうをどのような形で長寿命化をかけていくか、また、その旧寿楽荘部分についても、御指摘の風呂場とかその辺りも設計的に問題がないかとか、そういうところを含めたところで、令和6年度にそこを検討いたしまして、7年度ぐらいで、設計等を入れまして、長寿命化のほうをやっていききたいというふうに考えておるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では、それは避難所に、今の現状に避難する場合の状況が満たされるように、是非、改修の計画もやっていってもらいたいというふうに思います。それともう一つは、先ほどの説明の中で、保育園・幼稚園の問題がありますね。中央保育園は建て替えたので、平屋のときの古い老朽化したときの分は、耐震検査をしないでいいというようなことで平屋だからというようなことで、民営化のときに、その当時の町長がそういう説明をされておりました。しかし、仲原保育所は、同じように平屋で、そして幼稚園もあります。これについては、仲原保育園の場合は建て替えなども含めて、当初検討してきたわけですけど、この点について、現状では老朽化しているという点では、今の地震の状況、全国的に見てもかなり危ない状態の建物として、あるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点についての計画について説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

仲原保育所の耐震診断、耐震化につきましては、先ほどの説明があったとおり、平屋に耐震診断の努力義務のあるものについても、二階建て以上が、基本的には耐震診断の努力義務があるものとなっております。平屋であるために耐震診断の基準の対象にはなっておりません。仲原保育所につきましては、建て替えも含めて様々な検討を行っておりますが、結論にまでには至っておりませんので、現在のところは子どもたちの保育が安全にできるように、営繕に努めてまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

民営化の問題の時から平屋で、先ほど言いました、耐震の問題についての検査を

含めては、主張してないということなどもあって、その時からもう何年もたってるんですよ。しかし、地震がなかったから済んだようなもので、これが今改めて、営繕とか改修するというようなことだけじゃなくて、検査も、そして、耐震診断をして、はっきり地震の状態になっても耐えられるというようなことを行わないと問題が起きると思いますので、是非検討をしていってもらいたいと。

それともう一つ、サンレイクの問題があります。サンレイクは、原子力発電所玄海原発が事故を起こしたときには、避難所として300人糸島市から受け入れるというのが県の計画の中に入ってるんですね。これはもう玄海原発の問題については、福島原発事故の後、そういうことも含めて、各自治体の役割も含めて決められているわけですが、そういう点ではサンレイク、そういう状態で地域の長者原上区とか含めた周辺の人たちが、駕与丁とか、避難するということとの関係で、大丈夫なのかという問題があるんですね。そういう点で、前から危惧されている問題としてあるんですが、これは受入れの体制については、検討されて、大丈夫だということなのかという点について説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今おっしゃったのは、糸島の原発のときの災害の訓練のときにサンレイクの会場で、実際の模擬訓練を行っております。昨年ですね。そういったことで、サンレイクを利用するということはあるんですが、もし、大規模な原発の事故があった場合は、10キロ圏内30キロ圏内という基準があるんですけども、これは町内におられないような状態になりますので、それはサンレイクっていう問題ではなくて、今言っているのは、サンレイクでの避難訓練ということが先日あったんですが、それはあくまで、糸島のほうの住民の方々を粕屋町のほうに受け入れるという訓練でございました。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

その訓練はされたと思いますが、福島原発事故が起きたときから、そういうことも含めて、避難所として設定されるということが決められているわけで、その事故が原発事故だけじゃなくて、地震も含めたことが粕屋町も含めて影響がある場合に、そういう混乱が起きないようにどういうふうな、予備的な体制を作っとくかと、サンレイク以外の所で、いうことも含めて地域の人たちには安心できるような方向で検討していただきたいというふうに思います。

では次に、小・中学校の体育館のエアコンの設置について質問いたします。これは今までも何度も一般質問でも取り上げてきました。全国でも、この避難所として体育館が使用されるということについて、寒さとか暑さというようなこともあり、非常に災害で避難してきた人たちに対する、また高齢者だとか障がい者とか、赤ちゃんを抱えたお母さんたちが非常に苦勞しているという状況などがありました。そういう点で、小・中学校の体育館のエアコン設置については今回の予算、町長の施政方針の中にも触れられておりますけど、具体的にどういうふうになるのか、説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

はい。お答えいたします。小・中学校6校のエアコン体育館におけるエアコンの設置につきましては、令和6年度中に全校で完了するように計画をしておるところでございます。そのうち、粕屋中学校につきましては、昨年12月議会の予算特別委員会におきまして、債務負担行為というところで説明をいたしました、粕屋中学校体育館第1期大規模改修工事、こちらの中で実施をすることとしております。今年の2月に入札を行いまして、今議会で工事議案の御審議をお願いしておるところでございます。可決いただきましたら、4月にも着工したいというふうに考えております。それ以外の5校につきましては、今年5月に入札を行った後、できましたら、6月議会にも工事議案のほうを上程させていただきまして、議決後に施工したく計画をしておるところでございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

これは地域の人たちの、クラブとかサークルの人たちの使ってることもあるし、小中学校の部活などにも使って、体育館が非常にそういう利用者が多いということからも、是非、早くでき上がるように願うし、町民の人たちも、大変期待していると思います。是非よろしく願います。それと次に、今の関係についてですが、これは能登半島の地震のときに、体育館とか避難所に段ボール製のインスタントハウス、いわゆる、テントのようなものが張られて、プライバシーが守られるというような状況も作られているということでした。今後、こういう問題も含めて、是非、被害の避難対策について検討してもらいたいというふうに思います。

では次に、公共施設の洋式トイレの工事や簡易トイレの設置について質問いたし

ます。この点については、震災の場合とか、水害とかも含めて避難する場合に、簡易トイレで和式といいますか、洋式トイレでなくて、お年寄りの人たちが非常に体調を壊したというようなことなどがあります。これは簡易トイレは当然、どういふふうにそういう洋式のものを利用するかということになりますが、避難場所での、この洋式トイレの数を増やしていかないと、どうしても、高齢者、お年寄り、障がい者の人たちが、体力的にも負担がかかるということになりますので、工事のほうを、そういう避難所に対して検討していってもらいたいと思いますが、この点について町長の答弁を。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

確かに、御指摘のように、和式のトイレでは子どもも含めて、用が足せないという現実的な問題が顕在化してきております。そういった意味で、粕屋町も洋式トイレの避難所における仮設トイレの設置ということで計画をしておりますので、詳細につきましては担当課のほうから御説明いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀総務部長。

**◎総務部長（古賀博文君）**

避難所におけるということですので、公共施設との避難所全般のトイレの洋式化につきまして、私のほうで一括して答弁させていただきます。町立小中学校におけますトイレの洋式化につきましては、大規模改造等のタイミングに合わせて教育委員会のほうで随時進めてあります。現在の洋式化率は、今年度施工の仲原小学校と粕屋西小学校の増築工事に伴いまして、新たに設置した洋式トイレまで含めまして59.2%となっており、そのうち避難所となる体育館部分のみでは34.1%となっております。校舎部分の改修を優先して行っている結果、現状は、体育館部分のトイレ洋式化率が低くなっておりますが、令和6年度以降、体育館の改修に移られる計画のようですので、今後、洋式化率も上がっていく予定でございます。社会教育施設の洋式化率は、かすやドームが52.8%、サンレイクかすやが68%、粕屋フォーラムが62.5%となっております。町立幼稚園、保育所、こども館につきましては、全体の平均で約91%の洋式化率となっており、福祉センターは50%となっております。災害時におけます避難所のトイレにつきましては、粕屋町地域防災計画におきまして、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努めると定めておりますが、災害の程度によりましては、水道電気などが供給されずに、洋式トイレが使用できな

い状況も想定されますため、仮設トイレ等の確保が優先度の高い事項として捉えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

一遍に全てということにはならないとは思いますが、避難所になる所の、34.1%体育館関係とか、そういう点について、是非、急いでやっていただきたいというふうに思います。

次に、個人住宅などの耐震、改修工事に助成について質問いたします。耐震診断も含め、耐震改修工事については、それぞれ個人の人たちの条件については、これを耐震工事をするという点について、財政的な問題とか、自分が今からあと何年、この家に住むかというようなことなどを含めて、実際は、地震が来たら倒れそうな状況というのがあるわけですが、先延ばしにするという状況があって、地震が起きたときには、そういう所が崩壊して、死者が出るということなどがあります。そういう点では、福岡県では、耐震診断アドバイザー派遣料として、一般診断で6,000円、簡易診断で3,000円というのがあるわけですが、町としては、この県が出す診断料に対して、利用する人は無料にするための補助を町として行って、そして、崩壊する建物が防げるように検討していただきたいと思います。その点についての答弁を求めます。町長に答弁を。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今おっしゃられたのは、反問ですけれども検査の補助ということでしょうか。その耐震工事じゃないんですか。本来、やっぱり一番お金がかかるのは耐震工事だろうと思うんですね。検査だけで終わって、そのあとの工事については何もないというのは、非常にこの補助的にはまだ手薄ですので、粕屋町としましては、福岡県の補助を受けながら、粕屋町木造戸建住宅耐震改修補助金要綱を定めておりますので、現に居住されております旧耐震基準で建築された、木造の戸建住宅の耐震改修工事に対し、上限30万の補助を行っております。そういったことで、この補助についての、耐震改修工事の広がり推進しているということでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

まずは、耐震診断と含めて家屋を改修するということが、前提に、それぞれの人たちの判断ということになっていくと思いますので、この診断料の補助の問題も提案をしたわけです。それと、工事については、国のほうも300万の分では足りないということで国会で問題ない600万ぐらい上げて、そういう費用に充てるべきじゃないかということなども出ております。そういう点で言えば、今の町でも予算化しているものも、やっぱり今現状に合った形での補助といいますかね、いうことは是非引上げていくようにも検討していただきたいというふうに思います。

では次に、高齢者、障がい者など要援護者と妊婦や乳幼児などの社会的災害弱者への食料寝具衣料などの提供についての備蓄状況について質問をいたします。これは先ほどの話にありましたドーム体育館、サンレイクとかフォーラムとか、そういう福祉センターなど、物資の集積場所として設置されてるわけです。場所として指定されてるわけですね。そういう点からも、今の災害の状況になったときに、この備蓄状況が、どういうことなのかと。いつも、不足した分は補充しながら100%の状態にしていくことが一番大事だということだと思います。そういう点で、この福祉センターとかドームとかサンレイク、フォーラムなどの物資の備蓄されてる今の現状、100%なのか、それに見合うものの段取り、計画を今して、補充しようとしてるのかについて説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀総務部長。

**◎総務部長（古賀博文君）**

粕屋町では、平成26年に粕屋町災害備蓄基本計画を策定いたしまして、その計画に沿って年度ごとに備蓄を行っておりますが、災害弱者に特化したものではなく、子ども用ですとか、大人用の紙おむつ、成人用の肌着セット、毛布など汎用性の高いものを備蓄しております。また、町が備蓄できる物資ですとか量につきましては限界があるために、災害時における物資の供給に関する協定を様々な事業者と締結をし、発災時に備え対応ができるようにしているところでございます。粕屋町地域防災計画の中で、住民の基本的責務として、住民は自らの身の安全は自らが守るとの観点に立ちまして、平常時から地域におけます災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料、飲料水等の備蓄、非常持ち出し品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や、家具等の転倒防止対策等、家庭での予防安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加いただき、自主防災組織の結成活動を進めるなど、日頃から自主的に自然災害に備えるものとするております。家族構成などによりまして家庭ごとに必要な物資は変わってくるため、まずは、自助により自らの命は自ら守ることが大切になります。このため、町が定めました6月

の防災月間に合わせまして、毎年、広報かすや6月号に、各家庭におけます災害への備えについての記事を掲載するなど啓発を行っているところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

特にこの中で物資の提供という点については、これは、内閣府は避難場所に避難している人と同じように、この要支援者とか、それとか自宅で避難してる人たちに対して、同じものを提供するよというのを、内閣府が求めてる資料がありました。私はそのとおりだと思うんですね。やはり避難所に来る人たちは、健康って言ったあれですが、自分で動いて来れる。しかし、要支援者の人たちとかは、自宅でしか避難できない。1階は危ないから2階に上がりなさいというようなことなどを含めて、今、水害の場合がありますけど、そういうことから見てもかなり、やはりそういう人たちに対する物資の支給と提供ということが求められとるんですが、その点についての計画は今のところどのように検討されておりますか、説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

高榎協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）**

ただ今、総務部長のほうからも答弁がありましたように、町として備蓄しているものはございますけれども、飽くまでも、個人の方が備蓄をしていただくことが大切になると思います。例えば、今お話が出ましたように、浸水想定区域にあったとしても、上層の階層に、避難することができれば必ずしもその避難所に避難する必要はありませんが、その場合は最低でも、以前は3日分というふうには言ってたんですけれども、7日分については、各個人で備蓄をしていただくことが前提になります。飽くまでも、全世帯分の食料の備蓄とかってというのは、とてもできることではありませんので、個人の方が常日頃から備蓄をしていただくことが重要と考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

私が言ってるのは、内閣府が示していることについて、避難所の所と同じように提供しなさいと言ったことについては、やっぱり積極的に検討していく必要があると思います。そうしないと、そういう人たちは自宅で準備できて分、3日分はで

きるかもしれない。しかし、それから後どうするのかということに当然なってきましたよね。10日分、1か月分持つとけばいいですけどね、そういう点で言えば、そこも含めたものを備蓄として支給できるように、要支援者の名簿もあるわけですが、対象者はっきりしてるわけで、そういう点も含めて検討してもらいたいというふうに思います。

次に、防災無線の設置箇所の増設や改修について、もう何度も今まで、防災無線についての聞こえが悪いということなど含めて、もっと設置箇所を増やして分かるようにしてほしいということなども出ております。性能のいい、そういう機具も含めて検討をしてもらいたいと思いますけど、どういうふうになっておりますか、その点についての説明をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀総務部長。

**◎総務部長（古賀博文君）**

防災行政無線につきましては、昨年の粕屋町議会12月定例会の予算特別委員会の審査の中で御説明いたしましたとおり、平成17年度に導入いたしました防災行政無線通信設備の更新完了を令和7年度末に予定しております。更新工事に関わる実施設計及び工事施工監理業務につきましては、令和6年度から令和7年度の2か年で実施することとしております。この実施設計の中で、更新後の防災行政無線局の数等につきまして検討を行いまして実施設計が完了の後、速やかに工事費を予算化いたしましたして、令和7年度中の防災行政無線の更新完了が行えるよう努めてまいりたいと考えております。なお、防災行政無線更新がされるまでの間につきましては、防災行政無線局の増設ですとか改修の予定はないということを申し添えておきます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では次に、2項目目です。道路や河川、水路の冠水、氾濫の被害防止について質問します。多々良川沿いの大川小学校、幼稚園は、もう10年、15年ぐらい前になりますが、2009年に水害で校舎の中の1階が水浸しになったり、大川小学校体育館が水浸しになるというようなことなどがありました。そういう点では、この大川小学校の堤防から冠水するのを防ぐそれとか、雨水とか長福寺の地域、この多々良川沿いの地域は、今までも、堤防からあふれて住民の自宅の床下とか、道路にこの川の水があふれるという状況が起きたんですね。そういう点で、これは県土整備事務所

について、私もその当時、共産党県会議員の人たちの力も借りて、取り組みました。多々良川は柳の木が非常に多くて、これを一応伐採はできたんですけど、根本的には浚渫する、それとか堤防かさ上げなど含めて行わないと、これはもう今からの豪雨の状態とか、地震による津波は、多々良川沿いの上流まではこないということですが、これ分かりません。私たちが行った宮城県の大川小学校なんかは、逆流してきたのに小学校に入って亡くなったというようなことなどありましたように、これは、どういう事態になるかというのは想定外ということも含めてあるわけで、是非、早急に対策を立てる必要があると思います。私はこのことについて、久山町の議会としても、県議員の方をお願いをして、久山川ですかね、この多々良川の上流のほうの改修なども含めて、今、要請行動などを含めて行っているということなんですけど、そういう点で言えば、周辺自治体と一体となった、この対策を是非進めてもらいたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

河川の管理者、今おっしゃるとおり、福岡県でございますが、確かに二級河川は特にひどいですね。もう川面が見えないぐらいの木々、草が生えているというような状況もあります。これは、今おっしゃるように広域的な取組として、我々首長の中での、まとまりで要望を県知事宛にこれは出しております。それぞれ、地域によって様々な河川があって非常に膨大な量になるんですけども、それは全体的な働きかけとしては行っておりますが、個別にも、これは県議員も通じてお願いもしたことありますけども、私も常々、福岡県土事務所に行った時には、所長のほうにもそれはお願いします。今の状況につきましては、担当部長のほうからお答え申し上げたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

御質問の多々良川の河川管理者であります福岡県に対しまして、粕屋町としても河川内の状況を確認しながら、今町長が申されたように浚渫伐採草刈り等の要望書を最重要事項として、毎年、福岡県に提出しております。また、堤防のかさ上げということなんですけど、福岡県による洪水氾濫対策計画として、多々良川の護岸整備等が位置づけられておりまして、今、下流側から順次進められているところでございます。今後、福岡県と協議を進めていき、多々良川水系の広域市町においても課題として取上げて、流域全体の要望事項として要望活動を行っていきたいというふ

うに考えております。引き続き河川の現状を把握していき、その内容を福岡県に伝えるとともに、河川の被害防止対策への対応の早期実施を強く要望してまいりたいというふうに考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

分かりました。それで次に質問する内容についても同じように、西小学校とか幼稚園の所の、須恵川の浚渫の問題も含めて、是非、町としても周辺の自治体と一緒に、県に対する要望を是非強めていってほしいというふうに思います。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

御質問ありましたので回答を用意しておりますので、非常にいい回答です。私は就任当初、特に須恵川の監視が非常に脆弱だと。多々良川に比べたら、例えば雨水橋のほうには、雨水の水位を監視するカメラがあるということがありましたが、扇橋のほうに、これはもう簡易的なカメラを私が言って設置を取りあえずしてもらったんです。これは定点観測と言いまして、その水位がカメラで誰がアクセスしても見れるような状態、これを作ってほしいということで要望しておりました。実は今年の5月頃には、県のホームページを経由して見られる状況になりました。リアルタイムでカメラの情報が、雨水橋のように、扇橋のほうで水位が見れるという状況になりますので、これは一定進展したものだと思っておりますのでよろしくお願ひします。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

ホームページを見ても雨水橋の場合は水位が分かるようになっております。あれは現地に雨が降ってるときに行かなくても、そういうことが見れて、周辺の人たちに対する、周知ができるということにもなっていくしますので、今後これだけじゃなくて、浚渫を含めた工事に是非力を入れてもらいたいというふうに思います。

では次に、水路から道路や住宅に関する地域の水害防止の貯水槽や調整池の建設工事についてであります。これは土地開発による区画整理事業の粕屋町今から、5か所ぐらい計画されております。そういう点で言えば農地をそういう区画整理事業で行っていく場合に、私も視察で行った所に、この区画整理事業によって公園の下に貯水槽を作っているということは、幾つか視察の中で見ました。そういう点で言

えば、そういうことにつなげて、道路に冠水する水路の水を制御していくということが必要だというふうに思うんですけど、この点について、検討されている点について説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

議員の今の御質問だと土地区画整理事業ということに絞って答弁させていただいてよろしいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

そのほかにもいろいろ冠水対策として、私も前から、スポーツ公園とかそういう所に地下水槽ということも含めて提案してきたわけですが、その進行状況についても今まで説明を受けてきましたので、特に今から、区画整理事業の中での公園の中での貯水槽をどういうふうに位置づけて取り組んでいくことが必要かということもありますので、その点についての質問にしております。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

お答えをいたします。まず、土地区画整理事業になると、広い範囲で雨水調整をしなければならないということになりますので、そこは事業者等と町のほうで話し、その区域内に入り込む雨水の調整を事業者側できちんとやっていただくという処理を、うちの町のほうと一緒に取り組んでまいります。それと、土地区画整理事業で冠水等が発生する場所については、水路等が必要になる場合もありますので、そこは町も一緒になって、冠水対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では、今後そういうことも含め、水路からのそういう冠水による被害を無くすために、そういうあらゆるいろんな検討をしながら、対策を立ててもらいたいというふうに思います。

では次に、3項目目、粕屋町地球温暖化対策実行計画におけるCO2削減施策の推

進について質問いたします。今年度3月末までに策定することで取り組まれている粕屋町地球温暖化対策実行計画区域編の中にも、2050年までのゼロカーボン2030年までのCO2削減ということが、非常に大事な点があると思います。そういう点で、2030年までというのは50%、2013年度比というのを町として掲げているということでしたが、この2013年度比26%削減するというのがあった取組が、今度の計画の中でどういうふうに到達点を分析して、今後の目標として示されたのかについて説明をまずお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

2030年度の目標は、本町の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減するように定めております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

それで私は、もう一つちょっと質問してる内容は、今まで2013年比26%というのが、今度の計画を立てるまでの目標として示されてたというふうに思ってるんですよ。それが、実際に26%が達成されたのか、それ以上に今なってるのか、ということについて分析されてることについて説明していただければ、今までの取組の結果・教訓が出てくることにもなりますので、分かる範囲で説明をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎◎副町長（池見雅彦君）**

地球温暖化実行計画についてのお尋ねでございますけども、2013年度比と今現在の目標が達成できているかということでございます。今現在、40%以上の2013年度比では削減ができてるとい、これは地域ではなくて、私ども粕屋町の施設関係の数字でございますけども、十分に今のところ数字の目標の達成はできておるとい状況でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

私は次の目標が、2013年比、30年まで50%というのがあるわけですが、積極的に私60%ぐらい掲げて取り組んでほしいというのを今まで提案してきたんです。そういう点で言えば、この今まで実行してきたことが、公共施設も含めてやられたとい

うのは説明され、それで太陽光パネルと電気自動車の関係の、取り組まれてきたのが、今後また、それを更に積極的にいかして達成できるように、それをオーバーしていくようなCO2削減の取組として求めて、行っていただきたいというふうに思います。

では次に、最後になりますが、公共施設や事業所、農家、個人の住宅などの太陽光発電設置の助成についてであります。これは今までも太陽光発電の問題について質問もしてまいりました。公共施設では、今話があったようにかなり進んでいるわけですね。ただ個人の住宅などとかアパートとかいうことも含めて、それとか農地を使った、この太陽光パネルを使っての太陽光発電設置なども含めてあります。そういう点で、町として、この点についての計画に説明を求めたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

今年度、粕屋町公共施設等への太陽光発電設備導入可能性調査を実施し、その結果に基づいて、今後、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に進めることを予定しております。事業所や個人に対する粕屋町独自の助成施策につきましては、今後の検討課題であると考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

個人の所の太陽光発電も含めては、それぞれの民間の事業会社が、これに対していわゆるパネルを購入して、そして自分の所に設置するというようなことも行われているわけですが、町としてもこういう点についての積極的な支援をやっていくことが求められると思います。またもう一つは、農地とかに太陽光パネルを発注して、そして休耕地になっておる所にいかしていくということなどもあるわけですね。そういう点で言えば、町内のそれぞれの商工業者の倉庫とか持つてる人たちも含めてですけど、あらゆる所の人たちの、このCO2削減に対しての支援といいますか協力といいますか、促進するための取組を行っていくことが求められておりますが、それは、具体的に関係者と話を進めておられるのかについて説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

具体的には進めておりません、まだですね。個人の住宅、そしてまた事業所の太陽光発電については、これは積極的に補助制度を今検討している状況でございます。

す。今現在はございません。そしてまた、今議員言われたメガソーラーの関係ですが、これは非常に今の売電価格辺り等もありまして、事業としては、成立するかどうかということで様々な地域で問題も生じておりますので、その点も総合的に勘案しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

是非、町内のそれぞれの職業といいますかね、団体も含めて、一緒にCO2削減のための粕屋町の計画を具体的に取り組むための、行政として必要なことは支援をしていくことを、併せて話もして進めていくようにしてもらいたいというふうに思います。

次に、CO2削減、省エネ・再エネの問題があります。特に省エネの問題で言えば、ごみ分別収集の拡大、再生利用の取組があると思います。特に今回は、ごみ分別収集の問題について、まず、前回の一般質問でも、大木町が28種類の分別収集をしているということについて、そのように粕屋町でも大木町のように取組を行うべきじゃないかということの提案もしてまいりました。特に今回の場合燃やすごみの中で、どのようにこれを分別するかという問題があると思います。私は燃やすごみの中で、生ごみだけをどのように分別して、これをいわゆる肥料とか、再生利用していくようなものにつなげていくかということを検討してもらいたいということがあるわけです。そういう点では、今後のクリーンパークであるリサイクルの機能の中でこれが可能なのか、それとは別に町としてもこの生ごみを収集して、そしてこれを再利用していくようなプラントをしていくことも含めて検討してみたらどうかということで提案してるわけですが、この点について、町の今の取組として説明できる分、説明していただきたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

現在、生ごみを別に収集とかのことの検討はいたしておりません。まず、次期ごみ処理施設の計画でリサイクル棟の建て替え予定とかはなく、現時点でリサイクルの分別の方法に、変更はありませんが、資源循環、脱炭素化へ向けて構成3町で分別方法については、今後協議を重ねてまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

クリーンパークの場合はそうですが、大木町では別にプラントを作ってそこに生ごみを入れて、そして肥料にしていくということなどが行われて、バイオマスというか、そういうような取組の一つとしてあるわけですね。粕屋町として、これが可能かどうかということも含めてあるわけですが、ただ私は、生ごみの中に今の状態だったら、プラスチックも含めて一緒に入ってる。これが問題なんですよね。今まではRDFで大牟田にごみを持って行かないかん、チップになったものを。だから、少々プラスチック入っても構わなかった。しかし今後は、生ごみや生ごみとして使えるような分別、そこから始まるのが一番大事なことだというふうに思うんですけど、その点については、町長どういうふうに思いますか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今おっしゃった通常の可燃ごみの中に、要するにプラごみが入って、これRDFのチップを再生するのに必要なことなんですけど、これは今回、新たな燃焼方式、まさに燃焼して燃やすということですので、これは、プラスチックは入ってはいけません。ですから、例えば、ペットボトル辺りは完全に分別するような形になると思います。飽くまで、本当に燃えるごみを基本的に燃焼方式の新たな処理方式になりますので、その辺は細分化した分別のやり方を今後検討してまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

また、これについては、具体的にどういうふうにしたら、今の温室効果ガスを無くしていくことも含めた、そして再生利用できるようなものとして、この分別収集を行っていくかということについて、どのように取り組むか検討していただきたいと思います、更にですね。

最後は、粕屋町で18歳までの医療費の助成拡大について質問いたします。全国的に高校3年生18歳までの医療費を助成している自治体が増えてきております。4月時点では福岡県内で60市町村のうち、そのうち10町が実施しております。古賀市とか新宮、そして周辺では、春日や那珂川というようなことで取り組まれてきております。これは、今まで国が自治体に子どもの医療費を独自に窓口負担を無償に行くと、国民健康保険の国庫負担から医療費分の増加分を減額するというようなことなどもあって、これをやめるということが行われるようになったことが、全国的にも医療費の助成が拡大広がっているというふうに思います。そういう点で、粕屋町と

して、これについての予算としてどのくらいの、18歳までの医療費助成するための額が必要なのかについて説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

それでは私のほうから回答させていただきます。まず、当町の取組といたしまして、令和6年4月から子育て世帯への更なる経済的支援といたしまして、通院に係る医療費の自己負担額限度額を0歳から小学校就学前までは無料、小中学生は1月1医療機関ごと500円までといたしまして、入院につきましては、0歳から中学生までを無料とする助成の拡大を実施してまいります。では、御質問の助成対象を18歳まで、高校生相当に拡大した場合ですけれども、対象者といたしまして、約1,500人程度と試算をしております。この方々に対しましては、福岡県の補助対象とはなりませんので、本人の窓口負担額から自己負担額500円を差し引いた部分が町の負担となります。以上を勘案しまして、助成拡大にかかる費用を試算いたしましたところ、4,200万円ほど増額になると見込んでおります。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

それで、先ほどもお話をしました、今まで国民健康保険にペナルティをかけていた点について、医療費、国庫負担の減額分が無くなるわけですが、それについてどのくらいの金額になるんですかね。それについて説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

現在、粕屋町には、先ほど申しました医療費助成制度といたしまして、子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療がございます。このような助成制度は、自治体ごとに様々な違いがありまして、助成内容が手厚くなるほど病院を受診しやすくなることから、一般的に医療費の増大を招くとされております。そのため、この波及増分につきましては、公平な配分という観点から、国庫補助金等が減額調整されておりました、国保事業費納付金に上乗せする形で県へ納めることになっております。町への今回の廃止に対する影響といたしましては、令和6年度から子ども医療に係る波及増分についてのみ、減額調整の廃止が示されておりました、その分、県への納付金が減額されることとなります。その影響額は今のところ令和

6年度で60万円ほどとなっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

時間になりました。今の点については、是非、積極的に18歳までということで、子育て支援をする取組としても、是非行っていただきたいということを申しまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、田川議員の一般質問が終わりました。

ただ今より暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時45分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

（11番 福永善之君 登壇）

**◎11番（福永善之君）**

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今定例会は2問、質問をいたします。2月16日から確定申告が始まりました。当町の会議室も確定申告の方がかなり来ておられると感じています。というのが、庁内の駐車場が、かなり車がとまっているという状況であるので、確定申告、かなりの方が来られていると思います。確定申告は2月16日から3月15日、前年度の総収入に対して、会社員だと年末調整という感じで確定申告の必要性はないんですけど、それ以外の方たちは、ほぼ、年収にもよるんですけど、確定申告をしないとイケないという感じです。憲法に三大義務、国民の三大義務というのがありますね。教育の義務、それから勤労の義務、それから納税の義務。今、国会、国のほうで、国の政治家の政治資金規正法で収入があったにもかかわらず、それを記載していなかったということで、裏金ということでかなり問題になっております。税金の用途を決める権限を持つてる人たちとか、例えば、税金が足りなくなったからそれを何らかの目的で増税していくという、そういう権限を持つてる方たちが、自分たちが作っ

た法を犯したということで、何やっとするのっていう感じで、多くの国民の方たちは思ってると思います。払いたくなければ、正直な話は、こんなに税金が高いということであれば払いたくない。私も払いたくないというふうにあります。これは義務ということ、国民の義務というふうになってますので、払わなければ、国税のほうも動いて、何で払わなかったんですかと。期限までに払わなかったら、追徴課税、運悪ければ逮捕という感じになる。これが一般常識的です。なぜ、政治家の方たちがそこまで払わなくても、見逃されるのかっていうのは、やはり今の政治資金規正法というのは、ざる法というふうに呼ばれてますが、自分たちがお縄にかからないように作ってる法律であるからだと私は思います。この件に関しましては、義務を怠ったということで、私はやっぱり、政治家として、かなり説明責任をやっぱり果たさないといけないというふうに感じております。

では、一般質問に移ります。学校給食の食品ロスについてということで、まず質問させていただきます。兵庫県の川西市の中学校で始まった「給食のふりかけ持参」というのが、これインターネットのSNSで話題になりました。つい最近のことです。内容としては、2023年の4月、川西市の市長さんと中学生との意見交換会がありました。その中で、生徒のほうから市長さんのほうに、給食の食べ残しを防ぐために、学校にふりかけ持参を認めてほしいという要望があったということです。この市長さん、学校の所管が教育委員会になりますので、川西市の教育委員会のほうにそれを預けたと、問題を預けましたと。と言って教育委員会のほうでいろいろ検討した中で、2023年の9月から、条件を付けてふりかけ持参を認めたというふうになっております。この、学校へのふりかけ持参について、SNSのほうでかなり賛否両論が巻き起こったということで、私もこのニュースちょっと目にしましたので、これ面白いなということで質問をさせていただきます。まず一つ目、粕屋町の中学校の2校の食品ロスについて、現状をお聞かせください。

**◎議長（小池弘基君）**

井手給食センター所長。

**◎給食センター所長（井手正治君）**

お答えします。中学校2校の食品ロス、いわゆる残食についてだと思いますが、令和6年の1月の1か月で調べたところでは、中学校2校の平均の残食が、ご飯が12%、パンが10.2%、牛乳が5.3%、おかずが7.6%でした。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

残食を1か月ですかね、調べられたということですね。主食であるご飯について

は、12%が残として残ったということですね。では、町として、この残食に対して、これを減らすという努力というのはされたのかどうかお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

井手給食センター所長。

**◎給食センター所長（井手正治君）**

まず、学校給食についてなんですが、学校給食摂取基準に基づきまして、栄養教諭の先生が献立を立てております。家庭での食事で不足している栄養素を可能な範囲で補う工夫を行ってます。そのため給食は、カルシウム、鉄、ビタミン、食物繊維が豊富な食材を使用しており、逆に食塩は減らしております。残食は、生徒の栄養にならずに処分するため好ましくありません。そのため、少しでも多く食べてもらうために、献立委員会の各学校の委員さんから喫食状況の報告や意見、そして試食会ではアンケートを基にしまして、味付けや献立の組み合わせ等をいろいろ工夫して、日々、そういったことで献立の見直しを行っております。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

見直しは行いました。その見直しをした結果、残食率というのはどうなったのかっていうところは、いかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

井手給食センター所長。

**◎給食センター所長（井手正治君）**

残食率自体は、なかなか、こうしたことでも実際は減らすことができておりません。ただ、そうですね、一番、ちょうど新型コロナウイルスの影響で、一番影響を受けたのは令和2年だったんですが、そのときは、食事をする時間もなかなか人と話さないようにとかそういったのが出まして、かなり残食率のほうは悪くなりました。ただ、令和3年度から少しずつ食べる環境もよくなりまして、改善しております。現状、こういった残食率のほうになっております。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

分かりました。

次、川西市の件に関しましては、生徒からの提案が、川西市の政策に反映されたという事案です。これ、主権者教育という観点もあると思うんですけど、この事例をお聞きになって、粕屋町の教育委員会として、何か意見、考え等がありますか。

お答えください。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

この川西市と全く同じ、ふりかけを持参したいというような事例というのは、ちょっと粕屋町のほうでは出たことがないように承知をしておりますので、当然検討のほうもしていませんけれども、この事例に限らず、児童・生徒、子どもたちが自ら学校生活をよくしたいと、あるいは町をよくしたいと考えて意見や要望を言える。これは大変素晴らしいことであるというふうに考えております。当町におきましても、御紹介でございますけれども、各小・中学校において、シビックプライドの醸成というのをキーワードにしまして、町をもっとよくするにはどうすればいいか、子どもたち自身が調べ、考え、発表するといった事業が行われております。先月21日には、粕屋西小学校の子どもたちから発案がございまして、いつも遊んでいる阿恵公園のほう、こちらに時計があれば、遊び止めの時間が分かってすぐに遅れずに帰れる。保護者にも心配をかけずに済むと。自分たちも安心して遊べる。というようなことがアイデアとして出されました。これを受けまして、シティプロモーションの担当職員ですとか、都市計画課の職員、あるいは学校教育課など、課を横断して職員が動きまして、実際に時計を設置するに至ったところでございます。先日、2月27日の経営報告会のほうでも、西小のほうからちょっとお知らせをさせていただいたところでございますけれども、このように、もちろん何でも実現をできるわけではございません。どれぐらい本当に必要なのかという必要度ですとか、費用対効果など、現実的な検討というのは必要になりますけれども、まちづくりや子どもたち自身の暮らし、環境整備を子どもたちの意見を取り入れる、このような動きが加速していくことは大変望ましいものであるというふうに考えているところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

小学校のほうで、意外ですけど、小学校のほうで提案があつて、それをつないでいったということを、これものすごくいい取組だというふうに思ってます。これは、今回、いろいろ賛否両論はあつたんです。ただ、こういう事案があつて、例えば、今、かなり何ていうか、中央集権的に学校に関しましては、文科省が所管しますので、文科省が学校給食とはこういうもんですよと。栄養バランスはこういうもんですよとか、衛生管理はこういうもんですよというふうに、もう文科省のほう

で決めた中で、各地方自治体が動いていくのではなくて、やはり、今回、給食のロスというのが発生してますと。それを生徒自ら、今回、声を上げていったということであるんですけど、先ほど教育次長のほうで、粕屋町に関しましては、こういうふりかけの要望とかはないということではありますが、同じ年代、13歳から15歳ぐらい、そのぐらいの年代の子たちが上げた事案というのは、恐らく声には出さなくても、例えば、粕屋町内にいるその同じ年代の子たちも同じように思ってると思うんですよ。ただ、こういう事案が上がったら、私は行政のほうからやっぱりお尻をたたいてもらいたいなど。「よそがやってるからやれ。」ということじゃないんです。声をなかなか上げきれないとか、システム上、例えば、生徒会が恐らく中心になってるけど、生徒会のほうに声を上げれないとかありますので、こういう事案が上がった場合は、やはり、主権者教育の観点から、行政のほうから「おい、こういうのが上がるとるばい。」と、「おまえらどう思うかい。」ぐらいの投げかけをしてくれば、彼らとしても動きやすいんじゃないかなというふうに私は思ってます。いかがですか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

このふりかけの持参自体を、学校のほうに、ある意味教育委員会のほうから提案したらどうかというようなことでよろしいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

ふりかけは一つの事例です。事例。だから、これは賛否両論あります。ただ、主権者教育というのが、今文科省も推奨してますよね。例えば、子どもたちが政治や社会のことに興味を持ち、それを自分事として考えた上で、選挙などに主体的に参加する態度を養う教育っていう感じですね。だから、生徒たちからそういう声が上がらないのであれば、全国的にこういう事案が上がったときに、「おまえら、こういうのが上がるとるぞ」と。「おまえも何か、自分事として何か問題があるんだったら、ちょっとそういう提案をしてみたら、話し合いをしてみたらどうや。」みたいな感じのことを、行政のほうからこうやってお尻をたたいてあげれば、面白いんじゃないかなというふうに私は思ってますけど。ふりかけだけじゃない。そういうところでどうですか、行政として。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

### ◎教育委員会事務局次長（塚 哲弘君）

こういったもの、いろいろ何ですかね、各種事例が発生しましたときは、毎月校長会のほう、あるいは教頭会のほうもやっておりますので、そういったところで御紹介させていただいて、こういうのがあるよって言うことは言えると思います。ただ、学校のほうも、もう今議員が言われましたとおりですけども、主権者教育、そして先ほど言いましたようなシビックプライドといった、キーワードによる子どもたちの意見を醸成していこうという教育ですね。これ既にもう取り組まれておりますので、その中で、学校のほうが自分たちでも情報もちろん収集されまして、いろいろ取り組まれているものだというふうに承知をしております。

### ◎議長（小池弘基君）

福永議員。

### ◎11番（福永善之君）

当町の教育委員会としては、もう既にそういう制度はできてるよということですね。ただ、一般社会の中で、500人超えますよね、生徒さんというのは、一つの学校にですね。ということは、かなりの自分はこちら思うんだけど、なかなかそれを発することができないとか、発する場所があっても、なかなかそれ言っているものかどうかっていうところで迷っと思うんですよ。私たちも一緒じゃないですか。みんなが同じような意見だったら発しやすいけど、私だけが思ってるかもしれないという、そういう意見に関しては、公の場で発することっていうのはかなり勇気と度胸が要るんですよ。だから、たまたまこうやってSNSで、インターネットの中で事案が上がったときに、恐らくそういう思ってる子たちも、粕屋町の中でも思ってる子たちは、「俺もこう思っるとんやけど、みんなどう思っるとんやろ。」そういう流れだと思うんですよ。今校長会の中で、そういう事例があったときは発してますというけど、校長も、そんなもうややこしいこととか、そういう気持ちもあると思うんですよ。だから、そういうときはやっぱり行政のほうからお尻をたたくという、そういうぐらいの発想をやっぱり持ってもらいたいなというふうに思って、一つ目の質問を終わります。

続きまして、粕屋町が設置する協議会など、委員会も含めての人選についてということで質問をします。これ、文教厚生常任委員会で意見交換会の一環、議会活動の一環として、粕屋町の保護司会の方と会合を持ちました。つい最近ですね。私、保護司というのは、結構ちょっと昔から興味があった分野なので、どういうことをされてるかっていうのは、正直認識はしておりました。その中で、これ保護司の件の質問ではないんですけど、これ町全体として行政の在り方としての質問にちょっと向かわせていきますが、一人の方の発言に、私は相当興味を持ちました。私もそ

うだなというふうにですね。内容は、発言者の方は本職であるお仕事をお持ちです。本職であれば、お仕事を持ちながら今回、保護司なので国の法務省、法務省から委嘱を受けた業務をこなされているということです。内容は、ほぼ無報酬の保護司としての業務には熱意を持ち取り組んでおられるが、一方で行政側、これ粕屋町からの行事などへの出席依頼に対し、本職を持つものとして、時間のやり繰りに苦慮しているとの意見でありました。

質問いたします。保護司をはじめ、町や国等の機関が設置する協議会等への人選は、定年退職者の人たちを中心に比較的時的余裕のある層や、これ充て職的に、各種団体の役職者層で占められている傾向があると感じております。粕屋町の協議会などの人選の考えは、ということでお聞きします。これ世代間比率とか、男女間比率とか、地元で生まれ育った人とか非地元、外から移り込んでこられた人とか。そういう比率等はいかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀総務部長。

**◎総務部長（古賀博文君）**

お答えいたします。町の審議会等の人選につきましては、専門性、特殊性等の要件がない場合ですとか、いわゆる、充て職等で選任する場合を除きまして、幅広く町民の意見を聴くことを目的に公募を積極的に行うようにしております。また、女性の構成比率につきましても、目標値を定めておりまして、規則上では目標を30%以上としておりますが、男女共同参画計画におきましては、令和6年度目標50%と、より高い目標値を設定しております。なお、参加されている方の負担ですとか、偏りを考慮し、任期は原則として2年以内とし、同一の協議会等の在任期間が通算して10年を超えないように基準を定めております。

議員お尋ねの世代間比率につきましては、審議会等で御参加されている方々の年齢層につきまして、把握可能な範囲で集計いたしましたところ、60代が最も多く、32.2%、次いで70代以上が27.2%、50代が21.3%で、60歳以上の方が約6割という状況となっており、ちなみに50歳以上ですと約8割を占める状況となっております。

次に、男女間比率につきましては、本年度の状況といたしまして、全体で女性が32.4%を占めておりますが、審議会等の目的、性質によりましては、その比率が60%を超えるものもありますれば、また、女性が構成員に入っていないというような審議会等もございます。

次に、地元、非地元の比率につきましては、町民か町民でないかということかと思いますが、学識経験者や充て職等で、他の機関から参加される方々は、町民でな

いことが多い状況でございますけれども、そうでない場合は要件を定めて公募を行っておりますので、町民の方が多くを占めております。割合で申し上げますと、全体のおおむね6割の方が町民の方で、4割の方が町民でない方で構成をされております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

まず、ちょっとあれですね、地元と非地元の、私の考えていることとちょっと違ったような感じなんですけど。地元っていうのは、地元で生まれ育った方ということです。非地元というのは、町外で生まれた方が粕屋町に移り住んできた人っていうことで、ちょっとそれ考えてますが、まあいいでしょう。先ほどの答弁です。まず、例規集の中に、審議会などの設置運営及び公開に関する規則というのがありますね。その中で、今、総務部長のほうから答弁がありましたが、女性の比率を男女共同参画でもう制定したので、50%に持っていきたいというふうに言われましたが、この規則の中にまだ30%以上っていうふうにまだ見直しがかかっておりませんが、この件についてはどうなんでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

確かに議員がおっしゃいますように、「粕屋町審議会等の設置運営及び公開に関する規則」につきましては、第5条委員の選任ということで第5条の第1項第3号で、女性の委員の比率は30%以上ということで定めております。先ほど総務部長が申しあげました男女共同参画の計画につきましては、より高い目標を設定しようということで、令和6年度の比率につきましては、50%ということで計画のほうは作成をされております。規則のほうも30%以上ですので、今後も、女性の比率を上げていくような努力はしてまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

世代間比率、これ、60歳以上、60代70代。かなり、もう全体の半数以上、60%以上やっぱり占めてますね。これ一つは、政府のほうが何か問題が起こったときに、こういう第三者機関みたいな、国民の間から人選をしてっていう流れを作ってます

ので、これが地方の自治体のほうにも波及してると私は思うんですよね。役場、行政の立場としては、恐らくこういう仕組みを作ったほうが行政運営上、やりやすいのかなというふうに私は感じてます。というのが、何か新しい問題があった場合に、議会ではなく、まず、そういう町民の、住民の中から話を聞こうということで、そういう協議会を作りましたっていう流れを持っていったと思うんですけど、ただその中には、粕屋町として、やっぱり人口5万人未満ですよ。かなり小さい。小さいがゆえに、人と人とのつながりというか、しがらみというか。もう、あの人知つとる、この人知つとる、例えば、住民の中から選ばれた人の中には、役場のこの人と自分顔見知りとかいう、そういうしがらみ、つながりがあると、なかなかそういう協議会の場に入っても、その役場がたたき台作りますよね、ほとんどの場合。役場のたたき台に対して、反論する意見ができるのかなっていうのが私は思ってます。というのが先ほど申したように、やっぱり人と人とのつながり、あの人知つとるというのがやっぱりありますので、そういうことが想定されると、その協議会自体が、果たして本当に機能してるのかなと。ただ、役場の考えを実践していくに当たって、議会を通していくに当たっては、これはものすごくいいクッションだなというふうに、私が行政の立場だったらそう思います。議会で説明するよりも、まずこういう協議会を作って、このようなメンバーの方たちに役場の意見を集約してまとめ上げました。それを議会のほうに持っていくと通しやすいという。これテクニカルな部分もあると思うんですけど、そういうふうに私は、役場としてはこういう協議会があったほうが本当に便利だなと。議会を説得するにも、この人たちがまとめて賛同してくれたから、議会としても反論できないだろうっていうところになると思うんですよね。

今回、60歳以上の方たちがほとんど占めてるということなんです。充て職も含めて、小さな町なので、やっぱり人と人とのつながりというのがかなり強いんです。ということは、先ほど申したように、自分の知り合いが出した提案に対して反論することをやっぱりもう控えておこうと。もう、右手を挙げて、はい賛成でしゃんしゃん、っていう感じのことも考えられるんですよ。だから今後、例えば、先ほど保護司の方が言われまして、自分は本職持つとると。自分はこの保護司という仕事に熱意は持っていけるけど、その保護司以外の、例えば社会教育を明るくする運動。そういう役場の行事に、それにも充て職みたいに参加してるのはいかがなものかというふうに言われているんです。その辺、役場としていかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今お一人の意見で、これ言われましたが、全体的にどうかということだろうと思うんですよ。実際、熱意を持ってされている方が、粕屋町の社会を明るくする運動、そしてまた人権の推進について積極的にやりたいというお話を私も聞きます。ですから、様々な意見があるというのは、議員もちろん御存じだろうと思いますけども、お一人お一人の意見を集約した形で委員会として、私どものほうにまた協議する場を設けながら、これを行ってまいりたいと思いますが、今のところ、極端に、いやこれについては参加できないよというお話は聞いておりません。実際、保護司とか民生児童委員になれる方は、非常に熱意を持っておられます。私も個人的にもいろいろお話をする中において、例えば、保護司の方については、公正的な業務について、「まだ、こういった場でやりたい、粕屋町として協力してくれ。」そういったことで、例えば、その場を粕屋町のほうで、町のほうでお借りして場所を提供したりってというようなことも、今盛んに行われておりますので、今後そういったことを協力しながら、協調しながら行ってまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

すみません、社会を明るくする運動についてちょっと補足させていただきます。保護司さんのなさるお仕事の中に、活動内容の中が大きく分けて三つございます。保護観察と生活環境調整と犯罪予防活動というのがございます。その三つ目の犯罪予防活動の中の 하나가、社会を明るくする運動でございますので、これ自体は、保護司さんのお仕事の一つではあります。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

冒頭に申しましたように、保護司の件で私は話してるんじゃないんです。これは一例として、町全体の中で、いろいろな協議会とか委員会、審議会が設置されておりますので、その中で世代間比率、これ60歳以上、通常社会に出れば定年退職された方って感じになるとは思いますけど、その方たちが大半を占めているというところを、現状打破ということで、やはり、今後やっぱり働いてる方たちが、政治というか、日本を背負っていくべきではないかなというふうに私は考えております。その中で、やっぱり働いてる方だと、本職としてやっぱり、なかなか時間の都合が持てないとか、そういうところがありますので、なるべくやっぱり行政のほうも考えてもらいたいなというところがあります。町長言われたように、みんながみんなそう思ってるんじゃないよ。ただ、働いてるとなかなか時間の制約っていうのが出

てきます。今、現に、現状、世の中にインターネット普及してますね。その中で、オンラインの会議等も普及してます。そういうところを鑑みながら、必ずしもある場所に来てもらえんと困るということではなくて、やはり働いてる世代、若い人たちが参加しやすい、協議会の委員になりやすいというふうなやっぱり状況というのは、やっぱり主催者側は作っていくべきじゃないかなというふうに私は思って、いろいろなオンラインもありますので、そういうところの考えを提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

様々な審議会、協議会がありますが、私も出て経験しましたが、オンラインでの参加はもう認めております。実際、参加しながらそのオンライン上で意見を言われたりというのがございます。確かに今の現在のツールの一つとして、それは今後伸ばしていきたい部分ではありますが、それとともに、やはり夜間の様々な協議会、審議会もだんだん増えてきております。働いている方が参加しやすいような形、今後ともそういった研究を行ってまいりたいと思います。

（11番 福永善之君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、福永議員の一般質問が終わりました。

ただ今より暫時休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午前11時30分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号1番、古家昌和議員。

（1番 古家昌和君 登壇）

**◎1番（古家昌和君）**

議席番号1番、古家昌和です。質問に入る前に、皆さんにちょっと報告だけさせていただきます。今日、昨日からちょっと腰を痛めておりまして、少し変な動きをするかもしれませんので、大きな器で皆さん受け止めてください。よろしく願いいたします。

では、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、一問目。今日は欲張って四つも質問をさせていただくということになりま

したので、まず一つ目からちょっと順に説明していきたいと思います。

大谷翔平選手のグローブについて御質問させていただきます。SNSや広報紙等で、町からも情報発信をされていますが、学校、児童、保護者及び住民などからの反響はどうだろうかという御質問をさせていただきますが、まずその前に、本当町長と教育長が、もう満面の笑みで、SNSで投稿された写真を私も本当うれしく思いました。令和6年度の施政方針、これ拝見しましても、ふんだんにスポーツ振興に対しての粕屋町のものすごい熱というか、こういったものを感じまして、まず、アビスパ福岡がルヴァンカップで優勝し、こういった広告すごく歓喜に包まれてうれしかったということがまず書き込まれていたということ。それと続いて、びっくりしたのが、プロバスケットボールのBリーグのチームと、今度またパートナーシップを結ぶというようなことが書いてあったときには、本当もう、うちの町はスポーツ振興、アビスパ福岡にしろ、本当ライジングゼファー、こういったところにも本当いろいろと関わりながら、この町を活気づけていこうということで、今回は、大谷翔平さんが所属しておりますロサンゼルスドジャースのことについて、ちょっと御質問したいと思っております。男女共同参画の観点からも、福岡にはもう一つ、女子のサッカーチーム、実はあります。声では言いませんけども、女子のサッカーチームもあります。こういったところも、恐らく将来的には何かこう関わりを持っていくんじゃないかと少し期待をしております。その中で、教育長と町長とお二方にグローブが届いたときの感想、それとあと子どもたちの様子、学校の様子等もし教えていただければと思って御質問させていただきます。では、町長からお願いしていいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

実は、待ちに待ってたというのが実感です。他の自治体には結構早い時期から届いたっていうニュースは来てましたが、粕屋町はちょっと遅れ気味の到達でしたので、逆にうれしかった面があります。ただ、これは我々が頂いたんじゃないくて、子どもたちに「野球をしようぜ。」という大谷選手の非常に熱い気持ちでしたので、即日、学校のほうにお配りしたところがございます。そういった感想でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

町長と全く同じでございますが、学校のほうは、子どもたちの目の前で開けて、

子どもが実際喜ぶ表情とかっていうのも、先日の学校経営報告会の時にも、それ出されたと思いますし、ある小学校では校長先生が子どもと一緒にグローブを持った写真を撮るとか、集会のときに実際キャッチボールさせたとかそういったことの報告は、私、動画とかで受けておりますので、非常に全校挙げて喜んでいただいたのかなと。それとやっぱりメッセージですね。一緒にやろうぜっていうのはやっぱり野球だけじゃなくて、一緒に友達同士で何かをやろうやというメッセージが込められたのか、そういった話を小学校の校長先生方が共有して子どもたちに伝えてくれると。1点だけ更につけ加えますと、小学校から、今度は中学生も見たいだろうということで、小学校が2校ずつ、中学校分担して、一時期、中学校のほうにも預けるというような動きも、自分たちでやってきているのは私うれしゅうございました。

以上です。

#### ◎議長（小池弘基君）

古家議員。

#### ◎1番（古家昌和君）

そうですね。中学校のほうとそういった形で交流を持ちながら、そのグローブを通して交流をしていくというのは非常にいいことだと思います。本当はSNSでも、各小学校でこういったことを発信していただいて、子どもたちの様子を町民の方も見れる場をたくさん作っていただいていますので、本当はそういう交流をどんどん増やしていただいて、この粕屋町をスポーツ振興で、盛り上げていっていただけたらなというふうには、私たちも協力していきたいと思っております。大谷翔平選手から届いたグローブの中にメッセージが入ってたと思うんですが、最後の一言ですよ。やっぱり「野球しようぜ。」ってね、あの言葉に集約されてるんじゃないかと本当思います。なので、この町がもっともっとスポーツ振興、そしてジュニアスポーツが盛んになることを本当に祈っております。

かたや、二つ目の質問なんですけど、町内各校でグローブの管理方法や使用規則は、また、住民から見てみたい触れてみたいとの要望があった場合の対応は、という質問させていただいておりますが、いろんな自治体で、グローブを展示したりとかしているいろんなクレームが入ってる自治体とかもあったりしてはいるんですけども、やっぱり「野球しようぜ。」という大谷選手の趣旨を組んでいただいた粕屋町は本当すばらしいなと思っております。こういった規則とか、そういったのがもしあれば少し教えていただきたいのと、あとはそういう町民の方から見てみたいよというような要望があったときは、どのような対応を今の現在で考えてあるかということをおちょっと教えていただけますでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

管理使用に当たりましては、不備ですとか、子どもたちが、触れない子が出るような不公平が発生しないよう、また、子どもたちが触っていないときには、適正に管理ができるように、様々な点から考えられまして、各学校でルールの方を決められているようでございます。ただ、明文化した規則までは作っていないという形でございます。

また、住民の方からの御要望ですけれども、例えば、学校の校長室なりのほうに用事がある、たまたま来られた方という場合に、非常に興味を持って見られた触られたということは聞いておりますけれども、現状では特に住民として何かしてほしいというような御要望は出てきていないような感じでございます。基本的には、まず子どもたちのための学校備品であるということが大前提であるというふうに考えておりますので、子どもたちを優先として積極的に地域住民に向けて、例えば、貸し出すとかいったようなところまでは考えておりませんが、何らかの御要望がありました際には、その内容に応じて学校と協議をして判断をしてみたいというふうに考えます。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

ありがとうございます。明確なルール等は設けてないというほうが、逆にいいのかなというふうに私は考えております。かつちりした中でやると、非常にやっぱり息苦しい感じがしてきますのでね。私がこの、町民の方から触れてみたいという要望があった場合は、というのをちょっと御質問させていただいたのが、学校の行事の中で学校公開日があります、教育の日だとか、そういったときにやっぱり一般の方でも見ていただけるような、何かこう仕組みというかそういうものが、もしあれば、触るってのはちょっと難しいかもしれませんが、一般に広く展示というか、見ていただくことが可能というようなことも設けていったらどうかというふうに少し思っております。

では続けて、2番目の質問に入ります。口腔歯科健診について、ということで御質問させていただきます。1番です。住民対象の口腔歯科健診の実施の経緯と経過、現状は。という質問をさせていただいてるんですが、趣旨としては、過去から今逆によくなってきているのか、それともその健診率も含めてなんですけども、町からの助成というか補助というか、そういったものに関してどのような今経緯でたど

ってきてるか、というところを少し教えていただければと思います。1番に関してお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

石川健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（石川弘一君）**

まず、口腔歯科健診実施の経緯といたしましては、まず、乳幼児に関しましては、集団健診にて「母子保健法」で定められた、1歳6か月健診、3歳児健診のみでなく、平成18年より町独自として2歳児にも歯科健診を行っております。現状といたしましては、三つの健診を合わせた人数として、令和4年度、対象者数1,643人、受診者数1,606人、受診率97.7%となっております。

次に、大人の方に関しましては、集団健診では、福岡県の健康増進事業を活用して、平成29年度から歯科健診を開始し、無料にて行っております。個別健診では、粕屋歯科医師会と契約し、町が40歳、50歳、60歳の方に配付したクーポン券をお持ちになられて、粕屋歯科医師会に加入されている指定医療機関に行っていただければ、健診を無料で実施する事業も行っております。現状といたしましては、国民健康保険加入者が対象となりますが、40歳、50歳、60歳対象人数といたしましては、令和4年度対象者数270名、受診者数137名、受診率50.7%となっております。

これとは別に粕屋歯科医師会では、独自に妊産婦、1歳未満の乳児又は70歳から75歳未満で介護認定をもらっていない方に、無料歯科健診を行っております。健康づくり課では、口腔歯科に特化した内容ではございませんが、健康かすや21や各種イベント等で、健康づくりに関する啓発を行っており、今後も更なる啓発に努めてまいります。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

ありがとうございます。本当手厚い施策というか、町民に対して啓発等も行っていただいて、本当ありがたいと思います。なぜかという、実は私の近しい身内が最近ちょっと大きな手術をすることになりまして、そのときに手術に入る前に、要は、歯の治療、これをしないといけないって話を聞いて、えって思ったんですね。いろいろ調べてみると、そうなんですね。ちょっと調べたんですけど、全身麻酔などを行うときは、例えばその歯が脆いと、歯が取れて飲み込んだりとか、あとは歯槽膿漏から歯周病菌が体内に入って、術後の体力が落ちているところに併せて、いろいろな病気を併発するリスクがあるということが分かって、今は、大きな手術、

そして全身麻酔を伴うような手術をするときには、そのような事前ケアが行われているということを私も恥ずかしながら最近知りまして、これはやはり、国民の大体、私もちょっとインターネットで調べただけなんで、これが正しい数字がちょっとはっきり分からないんですけども、3人に2人ですから、もう80、70%以上ぐらいの方が、60から70%、文献によって、80%が感染してるっていうような文献もありまして、そこからいろんな病気を併発するリスクが高いということを今回知りました。ですので、国保の保険料の削減等という意味も含めて、この歯科健診というのは、意外と何かこう軽く見られがちなのかなっていうふうな気はしたんですけども、やっぱここに力を入れていくことによって、いろいろと町民の健康維持だとか、医療費の削減等につながっていくものになるんじゃないかなというふうに、今回感じた次第で質問させていただきました。本当更なる啓発等を努めていただいて、広く、受診率100%っていうところぐらいまで行っていただけると本当うれしいなと思います。

2番目の質問なんですけど、今度は職員の方に関してなんですけど、口腔歯科健診の現状というのを、ちょっと教えていただけてよろしいでしょうか。受診率等も、もし分かればお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

職員の歯科健診につきましては、労働安全衛生法等で義務化っていうのはされておりませんが、私たち職員が加入しております共済組合保険が、保健事業として行う歯科健診を年に1回5月頃に実施しております。以前は、正規の職員のための健診ということでございましたが、令和5年度より共済組合保険に加入している会計年度任用職員も対象に加えまして歯科健診を実施しております。御質問の受診率につきましては、約9割の職員が歯科健診を受診しております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

9割びっくりしました。職員の方も率先して、やはりそういったところ努めてあるということを聞きまして安心いたしました。やはり行政の要となる職員の方たちの健康、ここやっぱり一番大事なところですので、今後も、これも100%に近くなるように、是非、進めていただけたら、いいのかなというふうに思っております。

続きまして、3番目の質問です。まず、この質問に入る前に、本当今年の元旦に発生いたしました能登半島地震、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆さまへ心からお見舞いを申し上げます。被災地の1日も早い復興を心から祈るばかりでございます。次の質問が、能登半島地震、被災地域への支援についてというところで御質問させていただきます。

まず一つ目です。現在までの被災地支援の内容と被災者受入れの体制は、という質問をさせていただいておりますが、これSNSだとか、あと粕屋町のホームページである程度のところは私見ておりますけども、その辺り、まとめて改めて御説明していただきたいというのと、粕屋町独自で何かそういった取組をやってあるかというところをちょっとお尋ねします。

#### ◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

#### ◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

それでは、協働のまちづくり課から御説明をさせていただきます。

現在までの支援内容といたしましては、大きく三つございまして、一つ目は義援金の受付、二つ目は被災地への救援物資の搬入、三つ目は被災された方への支援情報の発信でございます。まず、一つ目の義援金につきましては、令和6年1月5日に、総合窓口課のカウンターにこの義援金の募金箱設置をしております。設置以降、粕屋町土木安全協力会、粕屋町建設協会、花ヶ浦長寿会、粕屋町行政区長会をはじめ、多くの町民の皆さまからの義援金が集まっております。3月1日金曜日ですけれども、こちらまでに、105万8,252円の義援金を頂いております。日本赤十字社を通じて随時被災地のほうへ届けております。

次に、二つ目の被災地への支援物資の搬入についてでございますが、石川県の中能登町のほうに直接支援を行っております。支援内容につきましては、中能登町のほうで、意向を確認させていただきまして、飲料水、紙おむつ、生理用品、粉ミルクを令和6年1月6日に現地のほうに届けております。

最後に、三つ目の被災された方への支援情報の発信につきましては、令和6年1月17日に粕屋町ホームページ及びフェイスブックのほうに情報を載せておりまして、住宅の提供をはじめ、要介護高齢者、社会福祉サービス等の支援、母子保健サービス等の提供、総合相談窓口など、合計九つの支援情報を掲載しております。被災者の受入れ体制につきましては、被災者のニーズにより担当課が異なりますので、一度、協働のまちづくり課が相談窓口となりまして、被災者の方にヒアリングを行いまして、それについて各課のほうで情報共有いたしまして、支援のほうを行っていかうというふうに考えております。その際、可能な限り被災された方の負担

にならないように配慮して行う予定でございます。現在のところ、直接この御相談はあっておりません。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

まとめてありがとうございます。二つ目の質問の半分ぐらいまでお答えいただいたのかなというふうに思っております。本当これからも切れ目ない支援、こういったものを続けていただくことを心から望んでおります。

それで二つ目の質問なんですけども、今半分、お答えいただいたのかなと思いますが、1月5日、石川県中能登町に向けて、粕屋町の職員が2名でトラックを自ら運転し、単町で支援物資を届けました。ちょっといろいろ調べてみたら、近隣町では2町で共同してということやってるところが多数見受けられました。おおむね大体1月の10日以降に支援物資の支援活動を行っておるんですが、距離にしまして大体今計算すると920キロぐらいございました。ここに支援物資を届けることを急いだ理由というのを、ちょっとお尋ねしたいなあというふうに思ったんですね。これなぜ、私がちょっとそう思ったかという、実は私、熊本県出身でありまして、熊本の大きな地震がございましたね。これ2016年の4月14日の日に大きな地震がございました。この中で、皆さんも多分、記憶にまだ新しいかと思いますが、1回目来た地震は本震ではなく2回目が本震だったという、実際に、2回目がひどかったという実例がありました。こういう中で、発生したのが1月1日で、粕屋町を発ったのが5日だったというところで、そこはものすごくタイトなスケジュールで、当日確か私たちにも、5日の日に物資を運びますよっていうLINEが届いてたと思うんですよね。それも本当急に来た話だったんで、私もちょっとびっくりした次第で、できれば現地というか、この庁舎に来たかったんですが、行けずについていうことで、後でこういう報告という形で、ホームページ等でもこうやって載せられてありました。もちろんその支援等について、やっていけないのはあれなんですけども、必要なことであるんですが、ただ、他町では共同でやられた、そしてトラックも業者をお願いして、佐川急便さんとか、どこだったかな、イエロー何とかっていうトラック会社とかをお願いして、運んだというような実例でございました。急いだ理由というのは、何かあったのかというのをちょっとお尋ねしたいと思いますが、町長よろしいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

### ◎町長（箱田 彰君）

国が定めております防災の基本計画、これは、先ほどの一般質問の中にもありましたけども、自治体が備蓄する必要があるんですね。大体3日間です。3日間の備蓄で、ちょうど元旦の日ですので、4日ぐらいから切れ出すということで、その時点で、特に輪島市とか珠洲市辺りのメディアも、相当その発信の量は多かったんですが、市から市へっていう支援がものすごく多かったんです。町が一つも出てこないんですよ、町の状況が。町がこんなにその支援を受けてるというメディアの発表もあんまりありませんでした。ですから、あそこには三つぐらいあるんですね、町レベルでは。ですから、町から町っていう一つのやはりルートを私は必要かなと思いました。

糟屋地区内では、まず最初に、古賀市さんが1月の3日の日に羽咋市のほうに、これはまさに、今、市で備蓄の分を市の公用車トラックで職員2名で行かれたのが最初でございます。その次、私ども粕屋町でございますが、なにせその時間がないということで、行くのにもやはり920キロですから、1日では届かないんですよ。やはり1日半ぐらいの時間をかけて、届ける時間がありますので、とにかく1時間でも早く出発して届けようということで、そういったルートを、まず私も探しました。中能登町の町長のほうに連絡を取りまして、何かその困ったものがありますかということで、あと担当のほうで担当レベルで話したんですが、食料品と共に、やはりおむつとかミルクとか、そういったすぐには手に入らないようなものを要望されましたので、それをトラックに満載しながら送ったことでございます。その後、9日10日ぐらいには、篠栗と須恵がお持ちのトレーラートイレ、これみんなのトイレと言いますが、それを送られて、そのあと、11日とか15日に志免町と須恵町、そして久山と新宮が共同で物資を送られたんですが、これやっぱり時間がかかるんですよ。どうしても民間のトラックを借りるとすると、これは委託ですので、お金もかかるし時間もかかるということで、それはそれで本当に非常に大事な支援だったんですが、まずは、至急要るものということで、水と食料とそういったおむつとかの物資を送ったというのが実態でございます。

### ◎議長（小池弘基君）

古家議員。

### ◎1番（古家昌和君）

事情、非常によく分かりました。ただ、一番最初に話した熊本地震での本震が2回目だったというところを考慮して、ちょっと私の中では、何かすごく早かったよねってイメージがあったので質問させていただいたんですけども。今の町長の答弁で、ある程度の事情分かりましたので、理解はできたと思います。ただ一つ、

私もちょっと数字を追って調べてみたんですけども、一つの事例としてちょっと報告だけさせていただきます。1月の10日から19日の間、12時から夜中の11時59分までの、1月の10日から19日間の10日間の間。これ実は、震度3以上の地震が20回起こっています。トータルで、小さな地震も含めると215回。10日から19日の間ですね、これは。粕屋町が5日から6日にかけて行かれましたよね。これはもちろん、向こうに滞在していない時間ももちろん含まれています。出発からというよりも、12時から2日後の11時59分までの話なんですけども、2日間で141回の地震が起こって、そのうち震度3が13回起こってます。そのうち2回が震度6、震度5以上が2回起こってるんですね。ですので、決して、間違いなく安全だったということが言い切れない中での町長の判断だったと思うんですけども、支援としては、結果的には先方の望む物資が、本当に早い段階で届いてよかったのかなと思います。やっぱりこれ安全とやはり、その災害に対してのリスク管理、これやっぱこの最大公約数を見つけていくっていうものすごく難しいと思うんですが、町長の判断は、今回は結果的に僕は正しかったのかなと。いち早く物資が届いたことによって、非常に、先方にとってもメリットがあったのかなというふうに思いますが、ただ、お二人の職員に関しては、その間少しちょっとリスクにさらされたという部分あったかと思しますので、その辺りがちょっと私は心配になりましたが、町長、お願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

まさにそのとおりなんです。実は余震も多かったんですが、道路がズタズタでした。交通事情が悪い、悪いどころじゃなくて危ないんですね。もう本当に、例えば、道路が切断されて突然その穴ができたりとか、そういった危険リスクもあったので、これはその情報がまだ少なかった時期でしたので、なるべく職員が安全で届けられるように、能登半島のちょうど根元ぐらいにある町を選びました。その当時私の記憶では、羽咋市あるいは一番奥の能登町辺りは本当に危険な状態だったので、その時期に行くとしたら、中能登町も7,000数百戸が断水の状態だったんですね。その時、まあ数日間続きましたけど、そこでも、我々の支援物資は有効に利用していただけたという判断を行ったところでございます。ちなみに、これ余談ですけども、本当に職員さん、受援された職員さんが泣きながら、本当にありがたいと遠い九州からわざわざ来てくれましたということで、感謝を申入れられたというのは、派遣した職員からも聞いております。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

御答弁ありがとうございます。今本当、町長が言われたみたいに、先方で有効に物資を利用していただいたということ、本当すごくよかったと思います。やはり、先ほどとちょっと重複しますが、やっぱりリスク管理と支援の最大公約数を見つけていくということですね、最大限にこれからも考えていながら支援というのはやらないといけないというのも、私自身も認識しましたので、御答弁、非常に私も役に立ちました。ありがとうございます。

続きまして、四つ目の質問です。学校運営協議会についてということで質問させていただきます。平成30年4月、地域と共に子どもたちの未来を創造しようとスローガンを掲げ、町内6校で立ち上げた「粕屋町学校運営協議会」が、間もなく6年を経過するということになります。この協議会が、これまでに地域や学校に与えた主な事例や影響と今後のロードマップ、その辺りについてお尋ねをしたいと思えます。この質問は、なぜ私がさせていただくかということ、実はこれ、私最初の2年間ぐらい関わらせていただいていたので、社会教育委員として。要綱を見ると社会教育が入らないといけないという形になってしまったので、それで私も、先ほどの福永議員の話じゃないですが、充て職みたいな形で入らせていただいていたのですが、PTA、西小のほうはやってましたので、西小のほうで2年間ですか、2年半かな、やらせていただいた中で非常に立ち上げからやってたので、興味がありました。今の会長といろいろお話する中で、何かこう進展ありますかっていう話するんですけど、何ていうかパツとなるほどねっていうふうなところがなかなか見えてこなかったもので、今後のロードマップ等について、よかったら、教育長のほうからでもお話が聞けたらと思います。お願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺学校教育課事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

この運営協議会につきましては、コロナ禍においてちょっと思うように活動ができない時期というのがあったんですけども、立ち上げ当初から挨拶運動ですとか、地域の清掃、それから夏休みの勉強会、子どもたちと一緒に活動していただいて、学校や地域と連携して実施をされる各種の取組を行っていただいております。学校運営に対し、評価、意見、御提案など様々頂きまして、どのように学校をよくしていこうかという目線で活動をしていただいております。今、言われましたように、議員、直接関わっていただいておりますけれども、私ども学校教育課の職員は残念ながらといたしますか、この会、直接参加をいたしませんの

で、ちょっと中身が見えにくいというところが実はございます。今回の御質問もありまして、学校の先生ですとか、あるいは委員の方、数名ちょっとお話を実際に聞かせていただきました。そうしましたら、保護者と地域の連携というのがやっぱ学校運営には非常に欠かせないというものなんですけれども、その連携をより深く強くできているという意味では、大変効果があっているのではないかとということで御意見を頂いたところでございます。

また、今後につきましては、その連携をより強めていくということが必須であるということは統一してあったんですけども、ただ、その手法につきまして、PTAが今任意団体となっておりますように、関係者の方の負担、金銭的なものであったり時間的なものであったり、こういったものの軽減というのが、どうしても欠かせないという時代でございますので、狭い意味での保護者、お父さんお母さんだけでなく、おじいちゃんおばあちゃんであったり、元保護者であったり将来保護者になりうる地域の皆さま、それから、保育士や幼稚園といった関係機関ですとか地域の民間企業まで含めて、視野を広げ、大勢で学校運営を見守り、支えていくということが必要ではないかということをお話しております。そのためにも、この学校運営協議会、こちらの存在が大変大切になってくるのではないかとということをお話を伺ったところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

古家議員。

**◎1番（古家昌和君）**

ぼんやりと分かりました。私も当時携わってた中で、そういう趣旨で動いてましたので、こうなればいいなっていうビジョンというのは、大まかには見えてはおるんですけれども、ただ、「粕屋町学校運営協議会規則」ちょっとこれずっと私読み返してみました。その中で、これ何条かな、第14条ですかね。第14条の2ですね、会議を傍聴。ごめんなさい、間違えました。ここじゃない、違いました。あ、すみません。ここですね、第8条ですね。8条の中に協議会の委員は12名とし、次の号に掲げるものの中から校長の推薦により教育委員会が任命するというふうに書かれています。その中で今メンバーが選ばれてあると思うんですけども、多分そのメンバーがいつも一緒なんですよね。もちろん役が変われば変わっていきますけれども。そうすると、ほかからの意見というのが、なかなか出てこないのかなというふうな気がして、私の前の福永議員が質問された、その先ほど保護司さんの話の中で私ちょっとふっとひらめいた、ひらめいたっておかしいですけど、こういう形になるといいなと思ったんですが、私も青少年の健全育成の委員の中に入っておりますので、その中でよく報告があるのが、まあいわゆる犯罪の若年化。特に多いのが薬

物とかドラッグ、こういったものでの犯罪を犯して、少年院だとか刑務所に入られる方たちがいらっしゃって、その方たちを対象者として、いろいろと更生のお手伝いをしているという話を聞きました。

その中で思ったのが、もちろん校長会とか学校の先生の中でそういったものに関して情報を頂いて、学校運営協議会の中でそういう話があるのかもしれませんが、実情というか現状というか、そういうまだ20歳未満の子どもたちが、そういうドラッグに手を染めてしまう入り口というのが、もう本当に、何ていうかな、入りやすいところですよ。 「これ眠気が取れて勉強ができるようになるよ、これ飲んだら。」とか、また「ダイエットができるよ。」とか、「これみんなやってるんだよ。」とか、「1回だけなら平気。」みたいな、そういう軽いところから入ってきて、もう中学生の頃からそういう環境が周りにあるような状況もあるというふうなことを報告受けております。

こういった実情というのは、やっぱり保護司さんものすごく知ってあるんですよ。実際対象者として受けて、お話聞いて更生の手伝いをしているということなんで、例えば、この学校運営協議会の中に、その保護司さんたちに委員として入っていただくのは非常に難しいのかもしれませんが、例えば、その傍聴ができますよという中で入っていただいて、必要であれば、委員長が認めれば発言もできるはずですので、そういった形で保護司さん等にこういったところに入っていただくのも一つの手なのかなというふうな。子どもたちの現状、そういったものを把握していただくためにも、必要なんじゃないかと思って、この2番目の質問ですね。ちょっと前後してしまいましたけども、学校運営協議会を構成する各委員の役割はということで、今の部分も含めて御答弁いただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

#### ◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

#### ◎教育長（西村久朝君）

非常にありがたい御意見頂きました。ただ、古家議員がちょうど社会教育委員の委員長もされとった時に、確かこれを立ち上げて、最初から関わっていただいたんですが、学校運営協議会というのは、もともと学校運営、また学校運営に必要な支援に関する協議を行うというのがもともとの趣旨でございます。したがって、学校の経営についていろんな意見をもらったりとか、授業参観、学校行事等に参加していただいて、いろんな修正点を頂くとかいう、それを客観的に学校経営に対していろんな意見を言っていただいて改善していただくという、そういった会議のどちらかという組織になります。

私は、今後これを、もう一つ国が言ってるのが地域学校協働本部っていうのがご

ざいます。これは、地域と学校が連携協働して行う学校内外における活動ということなんです。したがって、学校のいろんな評価をしていただく学校運営協議会と外側のいろんな、例えば、当然保護者とか地域住民入るんですけど、子ども会とかスポーツ協会、文化協会、それから今おっしゃる保護司会とかいろんな関係団体、粕屋町にある関係団体の方と、学校運営協議会とかこう連携をとれるような、地域学校運営協働本部という、これを立ち上げたいなっていうのは、本当は5年後ぐらいから実は考えております。ただ、今の部活動の地域移行とかいろんなところに入ってきて、ちょっとこっち側のいろんな組織をどこまで入れたらいいだろうかというのが、今苦慮してるところでございます。なので、そういった薬物乱用とか性的問題、それから情報モラルの問題とかいうのは学校が実際やっていただいて、それについても運営協議会から意見を頂いているところでございますが、そういった講師の人たちの人材派遣というのは、社会教育課とか県のほうとも協力しながら今やっています。これはいずれ、地域学校協働本部のほうから出てくればいいかなというふうに思っていますので、いずれそちらのほうにシフトをしていきたいなというふうに思っています。

#### ◎議長（小池弘基君）

古家議員。

#### ◎1番（古家昌和君）

非常に何か興味のあるお言葉を頂きました。地域学校協働本部ですかね、非常にいいと思います。はい。それでこの規則の中の第15条の中に、連携部会というのが書かれてありますよね。ここに近いようなものなのかなというふうな気がするんですけど、これはちょっと別だと思えますけど。まず、この中に保護者の連携部会とか、小中連携部会、地域連携部会というのを作ることができるというふうに書いてあるんですね。今現在、多分この部会ってないんじゃないのかなと思うんですね。私の知る限りの中で。うちの学校にあるよっていうところもあるかもしれないんですが、こういう部会をやっぱり作っていくことで、そこから波及して大きな組織になっていくという形が望ましいと思うので、もう既に、今現在のこの規則の中に作ることができるとなっているので、是非この辺りにもちょっと力を入れていただいて、組織そのものをやはり大きくしながら、学校経営を周りから盛り上げていくという形をとっていくというのが、私は理想ではないのかなというふうにちょっと感じております。

先ほど保護司会の話も出てまいりましたけども、やっぱり若年化する犯罪を犯す子どもたちのやっぱり対応が、先ほど何ですかね、保護司さんもそうだったんですけど、結構年齢が高いという中で、例えば、そのやりとりをするのに今も電話とか

ではなく、もうLINEとかでやりとりするわけですよね、対象者とですね。そういう中でやっぱり高齢の保護司の方だとなかなかそれについていけなかったりとかっていうこともおっしゃってありましたので、できるだけそういう保護司の方もやっぱり若い層の方になっていただけるように、そういった意味で探されてはいるみたいなんですけど、なかなか見つからないというのが現状みたいですので、そういったところも、是非、町のほうも協力していただいて、学校運営を円滑に進めていっていただけるような環境づくりをしていただきたいなというふうに思いまして、私の質問をこれで終わります。

(1 番 古家昌和君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、古家議員の一般質問が終わりました。

予定しておりました3名の方の一般質問が午前中終わりましたので、ただ今より暫時休憩といたします。

再開を13時といたしますので、よろしくお願いいいたします。

(休憩 午後0時13分)

(再開 午後1時00分)

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4 番 宮崎広子君 登壇)

**◎4 番（宮崎広子君）**

議席番号4番、宮崎広子です。通告書のとおり質問いたします。

初めに、粕屋町立小中学校の先生方の働き方改革について質問いたします。粕屋町は、子どもたちのために学校支援員や学級増、及び老朽化に対する学校設備整備などに尽力してあることはよく存じております。しかし、昨今の教師不足やその働き方の実態を明確にしていくことは、子どもたちのよりよい教育環境に影響を及ぼしていくと考え、質問いたします。

1番、初めに、教員の働く物的な環境についてです。ここ数年来、学校の教室の改修や増築が続いています。老朽化による改修や支援学級増のための増築があり、子どもたちにとっては、学習しやすい環境を作るためと思います。それに伴い、職員室はどのような環境なのでしょう。どの学校も職員数は40数名前後と見られますが、その先生方の働く職員室は、事務机がきちんと収まっているのでしょうか。また、更衣室の環境や休憩室はどのようになっていますか。お願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

まず、職員室についてでございますけれども、全小中学校におきまして、教職員の増加等の要因によりまして、やはり手狭になっているという状況でございます。校舎内の別の場所に、第2職員室というのを設けている学校というのも実はあるんですけども、やはり先生方が一堂に会せるのがいいなというような御意見なんかもございます。また、職員室自体を拡張するには、なかなか普通の教室を一つ増築するのと違いまして、一つの大きな部屋を続けて広げないといけないというところがございますので、空きスペースが無かったり、あるいは構造的にやはり難しいといったような課題が多くありまして、抜本的な解決がなかなか難しい状況となっております。

現状は、町の監査委員さんのほうからの御意見も頂戴しまして、老朽化している椅子とか机なんかを積極的に買い替えるといったことを行い、少しでも働きやすい環境の整備を行っておるところでございます。また、更衣室についても、どの学校も手狭な状況でございますし、また、教職員が体調不良時などに休憩をできるスペース、こちらも専用のスペースがありませんので、別用途の、例えば和室会議室とかいったようなお部屋を兼用で確保していただくなど、各学校で工夫をしていただいております。これらにつきましても、部屋そのものの拡張増設などがなかなか難しい状況がございますので、エアコン設置ですとか必要備品の購入などを行いまして、できるだけ使いやすいうように環境整備を工夫しておるところでございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

そしたら、例えば、全員の先生方が参加して話し合う職員会議とか、そういう職員会議とはどういう形で行われているのでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

先ほど申しましたように、非常に手狭ではございますけれども、その中でかなり詰め込んだような形であったり、一つの今の職員室で対応していただいているような状況でございます。また、部屋を変えまして、図書館なんかを利用されている場合も、その会議によってあるようでございます。図書館、すみません図書室です

ね。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私、以前、東区の特別支援学校で勤務してたときに、とても窮屈な思いをしまして、このぐらいの長机に3人座って仕事をしておりました。とても何か、間を通るのもごめんなさいとか言いながら通っていたので。もう早く、できるだけ何かもうコンパクトでもいいので、事務机というのも結構かさばって大きいですよ、もうちょっところ、皆さんが快適に過ごせるような職員室に進めていただきたいなと思います。

それから、先日、給食時間に子どもが食材を喉に詰まらせて亡くなった事故がありました。先生方にとっては、いつ事故が発生するか予測がつかないこともあります。例えば、教室では、先生が一人で30数名の子どもたちを見ております。そういうときに、思いがけない事故が起こったとき、一人ではもう本当に対応できないと思いますが、そういうときに応援を呼ぶシステム、例えば、教室にインターホンが付いてるとか、それぞれ持ってるタブレットで、何か職員室とか保健室とかにつながるのか、そういう緊急で対応できるような連絡システムは各教室にあるでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

教室からの緊急連絡につきましては、議員の言われましたように、町内6校全て、全教室にインターホンを設置しております。職員室へ直接連絡が可能な体制をとっております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

インターホンが付いているということで安心しました。

次に、人的環境整備について質問いたします。小学校では教科数が多く、新しい教科が入ってくると、教師は、研修し学び直しをしなければなりません。高学年になるほど仕事内容が多様化し教える教科も増えます。そこで、現在粕屋町には、専科教員の配置はありますか。また、その教科は各学校どのようになっているでしょうか。

続けて二つ目も質問します。また、年次休暇や病気休暇を取るときは、よく計画

的に取りなさいということをお勧められます。そうならない突発的なこともあります。休むときは、自習計画などを提出していると思いますが、休んだときに、変わりに教室に入って学習を進める先生はおられますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、専科教員の配置からでございますけれども、県費の教員につきましては、英語専科が1名、今実際に配置をされております。また、理科専科、こちらは2名、加配の定数としてはついておるんですけども、人員確保ができておらず、実際には配置ができていない状況でございます。専科としては、英語専科と理科専科があるという形でございます。

町費の教員としましては、英語専科で3名、配置希望が学校から出ておられて、予算措置をしておるところでございますけれども、こちらにも実際に今配置ができていないのはうち2名、1名は配置ができていないという状況で、こちらにもなかなか人員の確保が難しいという状況でございます。

ちょっとすみません、忘れておりました。二つ目ですけれども、教職員の休暇に対しては、代替が必要な場合というのは、有休時間単位ですとか1日単位の一般的な年次有給休暇については、管理職を含む校内の教員が入って対応しておるところとなります。病気等で長期の休暇期間が必要な場合は、県の教育委員会に対しまして、代替の配置を申請することとなりますが、特に病休については、その性質上どうしてもいつ始まっていつ終わるのかがなかなか見通せない。短期間になったりだんだん延長して長くなったりということがありますので、なかなか代替できる人材を見つけることが難しいということで、配置がされにくい状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そしたらやっぱり、県や町としてもその教科専科を配置できるように、予算的にはあるんですけども、それに来る教師がいないってことですね。やはり何か、働き方改革、影響してるのかなって感じました。

それでは、新しいちょっと国の取組等も含めて聞きたいと思います。国の働き方改革の新しい取組ではありますが、粕屋町には教員業務支援員、これはほかの自治体ではもう既に入っているところもあります。それから、副校長や教頭に、これが新しい取組のようですが、マネジメント支援員、この配置があるそうです。業務支援員というのは、プリントとか連絡物の印刷などを受け持っており、マネジメント支

援員は教頭や副校長の補佐役だそうです。この2点について、どのようにお考えでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

教員業務支援、粕屋町などは学校支援員と呼んでいるものがこれに当たるのかなと思いますけれども、毎年度、学校との協議をしまして必要人員を見込み、それに予算措置を行っております。ただ、こちらもなかなか募集をかけても希望数全てが配置できるという状況にはないところでございまして、令和5年度で申しますと、小中6校で32名配置をしたいということで考えておりましたが、実際の配置は今28名となっております。それから、副校長・教頭マネジメント支援員でございませけれども、こちらは副校長・教頭の単独配置校、1名のみの学校というのが対象となりますので、粕屋町では対象となりますのが、大川小学校と西小学校という形になります。業務負担軽減の観点から、できれば配置をしたいと考えておまして、令和6年度の人件費にかかります補助、3分の2補助が出るんですけども、こちらの申請を今現在しておるところでございまして。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

申請いただいているということで、これも安心しました。

次に、中学校への支援について伺います。中学校では、クラブ活動が時間外勤務になったとき、その措置についてどのようにしてあるかということと、クラブ活動を民間委託していこうというこの実態についてお尋ねします。町では20名ほどのクラブ活動支援員を雇用されてると思いますが、地域活動としての民間のスポーツクラブや文化クラブに移行する考えはありますか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

今ちょっと20名と言いましたが、多分コーチのことでありまして、学校で雇用しております支援員としては、今、2名という形になるかと思えます。民間への移行を国のほうでも言われてる地域移行も含めての話になりますけれども、なかなか責任問題でありましたり、費用問題、あるいは実際の受け手の問題ですね。これが確保できないとかということもございまして、部活動の民間委託というのは、なかなか、現実的に移行が難しいという現状がございまして。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

長年、教員は、残業手当はないも等しいのですが、給与の4%、残業時間月8時間の手当、給特法というのがあります。いくら残業しても手当がつかないという状況です。いち早く国に解決してほしいものです。学校では、子どもたちに勉強を教える以外にも多くの仕事を抱えています。特に、授業中以外の出来事や目に見えない出来事の中で問題が発生した場合でも、知らなかったでは済まされない問題もあります。そこで粕屋町では、スクールロイヤーを雇用してありますが、どのような役割とその実際の活動についてお尋ねします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

スクールロイヤーは、学校内で発生したもの、また、あるいは発生し得る諸問題に対しまして、法的な専門的な知見、経験に基づいて、対応助言を行っていただくことで、各学校における教育環境を整えるということを目的としておるものでございます。相談実績の件数としましては、年間数件程度とあまり多くはございませんけれども、例えば、令和5年度で申しますと、粕屋町学校・園人権教育研究会というのがあります。通称学人研と呼んでおるものですが、こちらの全員学習会のほうで、いじめ防止教室ということで教職員への講演を行っていただいたりということもしていただいております。また実際に、何らかトラブルになった場合はもちろん、トラブルに今からなるかもしれないというような早期の段階で、事前に相談がしやすい体制を作ることで、大きなトラブルへの発展を抑制するという効果もございまして、子どもたちにとっても保護者にとっても、また教員にとっても、安心の確保という観点から効果が高いものであると考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

町で雇うとすると、非常に珍しいことでございます。本町については、教員免許を持った弁護士でもございますので、非常に学校教育については、長けていただいている方だと思っております。また、今話がありましたように、教育上のトラブル、これを法律上、法律の観点から見てどうなのか。これは、場合によっては法に抵触するんじゃないとか、これは相手の子ども、親に対してちょっと人権侵害があるん

じゃないかとか、逆に言うたら、それは恐喝に入るかもしれないから警察に相談していいよとかですね。そういったアドバイスを頂いてる部分もあります。それから、残念ながらちょっと粕屋町もいろいろちょっと問題があったときに、マスコミ対応のこともかなりアドバイスは頂いたところでもございます。次年度、糟屋地区においては、1市7町、教育委員会のほうで、それぞれちょっとお金を出し合っただけということで、地教連のほうから契約をいたしまして、軽微な法律相談のほうはしていただくというような契約もしておりますので、随分内から広がっていくのかなというふうに思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

少しでも先生たちが精神的に疲れないように進めていただきたいと思います。

それで、3番目の勤務時間外措置について聞きます。先ほどのクラブ活動も勤務時間外になった場合も含めてお尋ねします。土日勤務の振替、また、生徒指導で、例えば夜間パトロールとか見守り、それから不登校支援で1週間に1回家庭訪問をやっていうことで打ち出していると思っておりますが、5時以降の家庭訪問になった場合、そういう時間外の振替措置がどのようになっているかお尋ねします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

ものによっていくつかパターンがございますけれども、例えば部活動の場合は、土日祝日と休日に出勤がした場合は、文科省のほうで定めます部活動手当が支給しておりますことありまして、休業の振替ということは行っておりません。また、参観日とか体育会等の子どもたちも参加する行事、こちらが行われた場合には、もう御承知のとおり、代替の休日、学校そのものがお休みになりますので、そういった形で確保しておるところでございます。また、それ以外の振替対象となりました休日の出勤につきましては、なかなか子どもたちが出てきてる平日、お休みしにくいという実情がございますので、夏期の長期休業、夏休み等にまとめて振り替えて取得をされているという形が多いようでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

私自身も夏休みにまとめて取りなさいってということもありましたけれども、そういう経験もしましたが、疲労回復を考えれば、夏休みに疲労回復を狙うというのも

おかしなものだなと思っております。例えばですけど、夜間、動いてありますね先生たちの中には、生徒指導面とかで。そうすると次の日、教科がなければ、遅く出て来てもいいですよとかいうそういう措置はないでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

民間企業におかれましては、平成31年の4月から勤務間インターバル制度というのが努力義務となっております。遅くまで勤務した後に、11時間空けて遅く出勤するみたいな形になりますけれども、大分浸透してきているのではないかというふうにも思いますが、地方自治体では福岡市が早く、令和4年の9月から教員を含む全職員にこれを対象として導入をしております。また、都道府県単位では、岡山県が令和5年の3月、富山県が令和5年の5月に、インターバル宣言というのをされて、ただし、対象は知事部局だけ。教員は除くんですけれども、こちらへ導入をされておるところでございます。どうしても教職員につきましては、県の所管、任命という形になりますので、まず、この制度を県で導入するということが必要であろうかと考えます。教職員を制度の対象とするためには、まず、子どもの在校時間ですとか授業時間などとの調整をいかようにするかというところが大きな問題になるかと思っておりますので、その点も含めてちょっと今後の検討、研究課題になるのではなかろうかというふうに思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

それでは、なかなかもう県や国を動かしていかなければならない問題なので、難しいところもありますが、やはり教師の働き方でダメージを受けてる先生方もおられると思います。

今度はメンタルヘルスの件でお聞きしますが、このことで、長期休職している先生の割合はどのぐらいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

メンタルヘルス不調で病気休暇を申請されている教員の方、ちょっと例年間に数名です。1桁台になりまして、ちょっと具体的な数字を申し上げますと個人の特定につながりかねないという心配がありますのでちょっと数字は避けますけれども、令和5年度についても同様に、数名という程度でございます。さらにそのう

ち、90日以上180日までの長期病気休暇ですとか、あるいは180日以上の病気休職となった職員につきましても、全教職員数に対しましては1%に満たない程度の数字という形でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

すみません。私も経験がありますが、大体各学校1名、2名ぐらいでしょうか。考えていいですかね。いろいろな理由が絡まって、休職に入られると思いますが、私も、新任のときは抱え切れないぐらいたくさん悩みを持って毎日仕事をしておりました。けれど、その時支えになってくれたのは、やはり現場の先輩の先生たちでした。17時以降、自主的に研修しておりましたが、次の日につながる研修でしたので、元気をもらうことができました。学校説明会でも、若い先生たちに中堅の先生たちが研修会を開いて指導しているということなどをお聞きし、各学校で工夫され、まさにチーム力を発揮してあります。それでも教師不足は否めませんが、日々子どもたちに向き合い、未来を育てる大切な仕事を担っている先生たちには、健康で慈愛を持って子どもたちに接し過ぎていただきたいと思います。最大の教育環境は、教師自身にあるという私の恩師からのモットーの言葉を贈り、私自身も働き方改革が早く進むように、国会のほうに意見を届けたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。次の質問は、粕屋町のこども家庭センターについてです。昨年、令和5年12月こども大綱が閣議決定され、この大綱は、同年4月に施行されたこども基本法に基づき策定されています。これは、今後5年程度のこども若者施策の基本方針になります。粕屋町でも、昨年3月に健康センター内にこども家庭センターの設置のための改修が予算化され、今年4月の設置を目指し進められ、町長の施政方針にも重点課題として取り上げられて、本年開設されるということです。

そこで、1問目の質問です。こども家庭センターの役割や事業計画について質問します。これまで、健康づくり課が担ってきている子育て世代包括支援センター事業との違いや、その連携、又は学校教育課が対応しているいじめとかヤングケアラーなど、学校外で動いてあるスクールソーシャルワーカーの仕事や、こども館の中にある教育相談窓口などとの仕事の違いやその連携、その内容がどのようになっているのかが分かりませんので、初めに、これまでの事業と違う役割や新しい事業計画、そして設置された意義、大きな重要ポイントをお知らせください。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

それでは私のほうから説明させていただきます。まず、こども家庭センターの関係ですけれども、児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして、改正後の児童福祉法及び母子保健法において、市町村は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、この二つの設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。粕屋町においては、既に、健康センターのほうにおきまして、議員のほうも言われました子育て世代包括支援センターで、こども館においても子ども家庭総合支援拠点、こちら相談窓口の事業をそれぞれ展開してきて、相互に連携のほうを図りながら、業務を行ってきたところではございますが、法改正の趣旨にのっとり、同一の組織、そして場所、こちらのほうで事業を行うことで、更に連携、協議、情報共有、この辺りを図りまして円滑化を図るというものになっております。

これまでと大きく違うポイントといたしましては、こども家庭センターのほうには、人的配置の関係なんですけど、母子保健機能及び児童福祉の機能、こちらの双方の業務について十分な知識を有して俯瞰して判断することができるものというところで、統括支援員というものを配置することになっておりまして、妊娠期からの子育て世代の家庭に対する相談支援について、切れ目なく漏れなくサポートでできる体制を構築して事業に取り組んでいく予定となっております。学校のスクールソーシャルワーカーとか、そういったところとも今現在も、連携は、要対協とかを含めて、取っていつてるところになります。ただ今、町でしてる子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、こちらで子育て世代一体的に長期にわたって見守ることで、そこを中心として更なる連携を図っていくというものになっております。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

新たにこのセンターというのが立ち上がってきているので、ここにはセンター長という方がいらっしゃるのか、そしてそこに常在する職員、例えば、会計年度任用職員というふうに予算書では出てたんですが、その方々の何て言いますか、専門性、どういう方々がここに常在する感じになりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

### ◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

センター長につきましては、そこに配置、人事の関係になりますので、兼務になるかどうかというところもあるかと思いますが、センター長を置いた上で、その下に統括支援員というものが配置されて、そこ基本的には統括支援員の方が両方の業務のほうをしっかりと見ていただくという形になります。責任の所在としては、最終的にセンター長が持つというのが組織体系にはなってくるかと思っております。もう1点が、その職種ですね。実際に配置される職員の職種という形なんですけども、会計年度という形にしておりますが、今現在、子ども家庭総合支援拠点につきましては、子育て支援員という形で会計年度任用職員を配置しております。あとそれと、こちらの拠点のほうにつきましては、保健師のほうも一人配置しております。そういった形で、保健師であったり、保育士の方が子育て支援員になったりとか、そういった職種、いろんな職種の方で構成する形になると思います。あともう一つは、子育て世代包括支援センター、こちら今までの健康センターにある組織ですけれども、そちらのほうに関しては、基本的には保健師の方が入っておりますので、そちらの方が引き続き、母子の健康等も含めて見ていただいて、そこを両方で見ていく形になっていくかと思っております。

### ◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

### ◎4番（宮崎広子君）

非常に、まだ動いてないので、ちょっと分かりづらいなと思いつつ聞いておりますが、昨年私、伴走型の母子保健といいますか、最初に、妊娠前5か月でしたかね、5万円の給付があったときに、伴走型の支援をずっとやっていくんだっていうことで質問いたしました。例えば、1年ぐらいたったときに家庭訪問とかされますよね、子どもさんが生まれた家庭に。その時に、なるだけ全世帯回られるわけですが、そういうときに何か気がついた、子育てにすごく問題があるとか、そういうとこに気がついたときに、これは続けて見ていきますよっておっしゃったと思うんですが、それが今度こども家庭センターのほうに移行するといいますか、どういう仕組みのつながりになっていくのかというのが、いま一つちょっと分からないんですが。それとか、スクールソーシャルワーカーの方がおられますが、とても忙しいので、そこのこども館を留守にする場合があるっていうことで、留守にした場合、学校教育課から応援に行くということをお聞きしたことがあります。人手が足りなくなったらですね。そうした場合に、こども家庭センターの職員が応援に行くといいますか、出向くとかいうことがありうるのか。何かすごくこの制度は、始まってないから何とも言えませんが、いろんな、今までやってきてあることが、人が

多く入ることで補強されるのか、逆に移管されて、あとはお願いねってなってしまうのか、どういう関わり合いになっていくのか、もう少し説明していただけたらなと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

伴走型支援というところになってくるかと思うんですが、まず一番最初、妊娠期から御本人さん、妊婦の方に家庭状況だったり体調の問題であったり、そういったところから、何かしら今後問題が出てくるかもしれないなというところは、恐らく今までも、子育て世代包括支援センターの保健師さんの方々が把握されてあったと思います。それについて、保健師さんの中でもカンファレンスといいますか、会議のほうを設けまして、そのあと、もし、本当にこれが顕在化してきたらどうしましょうかというようなお話しはしてたんですね。それで、何かしらこう問題が出てくるという段階になって、基本的には、今までも子ども家庭総合支援拠点の子育て相談支援員のほうにお話があったりして、その情報は共有した上で、今後どうしていきましょうかというような話をしてたところになってきます。ここについては、やはり別の部署、別の場所で今現在行っておるところになりますので、当然連携は図っておるんですけども、やはりどうしてもそこに、片方では情報が、どこまで、この人はまだ言わなくてもいいかなとか、そういうのがあるんですが、やっぱりその、そこを両方とも近くで知ってるというところが、もう福祉のほうの立場から、例えば、先ほどの母子保健の立場からいくとどこまで大丈夫だろうけど、福祉のほうから考えると、いや、その家庭だったらもうちょっとこういったことはこの先起こるかもしれないねとかいうのを、専門的なところの立場で見方を変えて、そこを妊娠期からずっと、子育て世代につなげていくというようなところが今回のこども家庭センターの趣旨になってますので、はい。そういったところの、同じ場所と同じ部署というところでやっていくというところで連携を更に図っていくことが、基本的な今回のセンターの設置の目標となっております。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

学校の関係で、スクールソーシャルワーカーがいらっしゃらなくなったとき、回られますよね、スクールソーシャルワーカーの先生もすごい忙しいので。その部屋にいないときに応援を、今までは学校教育課の職員の先生が応援に行きますって言われてたんですが、そういうときに、応援といいますかね、入って一緒に見るとか

いうことはできるんですか。こども家庭センターが。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。今後の連携の課題にはなってくると思うんですけども、現在、「ぼると」のほうにスクールソーシャルワーカーの先生いらっしやいまして、実際は、スクールソーシャルワーカーと今行ってる子ども家庭総合支援拠点の相談員の方々とも、結構連携はとってはいるんですけども、そのスクールソーシャルワーカーの方が外出されたときに行ってるってということはないんですよ、今現在はですね。今後、こども家庭センターができたとした場合に、実は、今の子ども家庭総合支援拠点はこども館にありますので、そこから健康センターに移動するということもありますので、なかなかそこに協力に行くというのはすぐには難しいかなとは思っているので、そこはちょっと今後の連携の課題とはしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

作っただけで町民に伝わらないし、町民が使わないってことであれば、大きな損失になってくると思います。特に子ども自身が自分で相談に来たり、また若者、ここでは子どもっていう定義を20歳までになっていると思いますが、その事業、子どもが自分で家庭センターに相談に来たり、若者が相談に来るといような事業といいますか、窓口はあるんですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今現在も、基本的に子ども家庭相談総合支援拠点というのは、子どもを含めた、子どもと家庭含めて子育て世代を含めて、全ての子どもに関する相談というのを受け付けておりますので、そこが相談の窓口になっております。今後もそこが、今度はこちらがこども家庭センターというところに移りますので、こども家庭センターで基本的には相談窓口になるかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私はここがポイントになってくるんだと思います。

2問目の質問に入ります。こども家庭庁より、こどもまんなかこども向けホームページというのが開設されております。そのチラシが、こういうものをね、こういうものが入ってたんですけれども、ここには大臣のメッセージとかも配信されておったんですよ。だから、こういうチラシっていいですか、お知らせを町民に周知されたかということと、それから学校内で、例えば、タブレットにこういうのがあるから探してごらんとか、学校内で見られたか、子どもがこども基本法についてちょっと知りましょと。そういうことで、授業の中で見られたかとか、そういうところをお聞きしたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

この基本法の周知の関係なんですけれども、「こども基本法」の第9条のほうに、国はこども大綱を閣議決定していくという形になっています。今後、粕屋町のほうにおきましても、「こども基本法」の第10条に基づいて、国が制定されたこども大綱、それと、都道府県こども計画、これも福岡県が今現在策定中になっております。こういったものを勘案して、今、第3期子ども子育て支援計画の策定を始めるところとなっております、それに合わせて、こども施策についての計画も一緒に定める予定としております。その中で、子どもや若者の社会参画・意見反映について効果的に取り組むことができるように、周知を図る方法等も計画を定める段階で一緒に検討していきたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

是非よろしくをお願いします。

3番目にもなりますが、すみません、学校のほうをお聞きしてなかったの。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

こども家庭庁が昨年できまして、今学校のほうでも小学校の社会科、中学校の社会科、及びSDGsについてもそうなんですけど、今タブレットを持ってますので、そういった条約とかいうのを検索しながら、授業のほうには使っているかと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

#### ◎4番（宮崎広子君）

本当に子どもが自分で意見を述べるっていうことが、述べていいんだよっていうことを知らせるってことは、とても大事なことだと思いますので進めていただきたいと思っております。

では、3番目になりますが、周知の中で、こどもまんなか応援サポーターっていうのがあります。この計画に、今からだっていうことを今お聞きしましたが、例えば、こども誰でも応援サポーターというのが、私たちが日常やってるようなことかなあと思ひまして、例えば、お子さん連れの方が、ドアの前に立たれたらドアを開けてあげるとか、トイレの行列に並んであったら、先にいいよって譲ってあげるとか、そういうこと自体も、こどもまんなか応援サポーターというふうに言っているということなんです。それから企業向け、粕屋町には大きな大型スーパーもありますから、企業にも宣伝してもらおう。そういうサポーターがたくさん増えれば、子育てしやすいまちづくりにもなるかと思いますが、そういう周知とか企業向けの取組とか計画はありますか。

#### ◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

#### ◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

こどもまんなか応援サポーター、こちらの件の話なんですけども、こどもたちのために何が最もよいことかを常に考えて、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという、こどもまんなか宣言のほうですね。こちらのほうの趣旨に賛同して、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体・企業、自治体等を全て、こどもまんなか応援サポーターという形で呼びます。実際にここの取組、国が示してる取組なんですけども、基本的には、SNSで「＃こどもまんなかやってみた」をつけて発信すると。これしかないところではあります。それで特別な手続等もなく、そういったことをやるのが、こどもまんなか応援サポーターという形になってきてます。先ほどの質問の時にも話しましたが、現在第3期子ども子育て支援計画の策定のほうに移っておりまして、その中で、様々な今後の子ども子育て会議等も含めまして、計画等について検討していく形になってますので、これについても併せて検討はしていきたいと考えております。

#### ◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

#### ◎4番（宮崎広子君）

是非、お願いします。それで、ハッシュタグで、自分はサポーターだということで、それでも何か目に見えないですよ。例えば、こども110番の家とかいうのは

ステッカーが貼ってあって目に見えるし、あと飲酒運転防止とかいうのもステッカーが貼ってありますし、いろんな何ですか、キーホルダーとかもありますから、何か目に見える形にしていれば、みんながサポーターなんだって、一つは安心できるかなと思うんです。計画になりますのでまだ分かりませんが、そういうステッカーを作るときには、是非、子どもを参加させていただきたいなあと。町には優秀なイラストレーターを目指す高校生もおりますので、何かそういうイラスト募集などして、子どもが参加できるような形を、是非、計画に入れていただけたらなと思っております。

4番目に移りますが、本当に子どもが自分で意見を言って、それが実現するということが、基本法や大綱の中でも大切なポイントになっていると思います。こども家庭センターを設置するに当たり、今から第3期の計画を立てていかれるということですので、この計画の中でいかされてくるとは思います。町長に質問したいんですが、第2こども館を建設しようということを目指してありますが、こども館建設のときに、子どもたちの意見を、使う子どもたちの意見を聴いていただけたらなと思います。どのようにお考えでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

まだまだ内容については白紙でございます。今の御意見を参考にして、検討してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

私自身がそうでしたが、困ったときは、もうなるだけ誰にも言わないで自分で解決しようとか、大人しくしていたほうが褒められるという子ども時代を過ごしてきました。でも、これが日本人の欠点であるということが、大人になって分かり、子ども時代から自分の意見を述べられたら、また違う人生であったかもしれません。子どもたちの可能性を開いていくことや、駄目なこと、嫌なことは、我慢しないで嫌だと意思表示することが、いじめや虐待を防ぐことにもつながると思います。小さなことでもいいので、子どもたちの意見が反映される場づくりを、これから進めていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、宮崎議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を13時55分といたします。

(休憩 午後 1 時46分)

(再開 午後 1 時55分)

### ◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号 6 番、井上正宏議員。

( 6 番 井上正宏君 登壇)

### ◎ 6 番（井上正宏君）

議席番号 6 番、井上正宏です。通告書に従いまして一般質問をします。

それでは、最初の質問、新たな町立保育所の役割「保育・子育て支援センター」構築についてということで、冒頭に、昨年の 7 月 14 日に、若宮の町立保育所定員 120 人の新園舎が完成し、落成式を迎えることができ、12 月末には周りの環境整備も整いました。同保育所は 1979 年開園、新園舎は鉄筋コンクリート造りの二階建て、延べ床面積は 1,517 平方メートル。総工費用約 7 億 8,000 万円。「積み木」をイメージしたデザインで、屋内には木材が多用され、議会から提案しました粕屋町の未就学児のセンターとしての役割を果たすための多目的室。町立保育所 3 園への給食センター機能。昨年 9 月からは米飯給食も始まり、遊戯室は「こもれびホール」と呼ばれ、見上げれば天井からお日様の光が差し込み、天井の窓は開閉できます。また、ホールの明かりは、明暗が自動的にコントロールできる、2 階からのホールを眺めることができます。0 歳児から 5 歳児までの保育ができ、トイレはもちろん園児に合わせた洋式トイレ、シャワーがあり、子どもたちの体が汚れたときはすぐに洗うことができます。教室の手洗い場は、人感センサー蛇口がついており、コロナを初めとする感染症の対応ができ、複層ガラスに全館熱交換システムが採用してあります。また、町の避難所としても指定され、電気が止まっても水が止まらない仕組みが採用してあり、全室空調完備、太陽光で電気を賄うことができ、給食調理室があるので貯水タンクもあり、様々な新しい考えを取り入れられた未来の子どもたちに素晴らしい贈物をされました。

町立保育所においては、過去三度の民営化計画が行政から提案されましたが、保護者の民営化反対の署名 9,005 人が集まり、議会に陳情が出され、議会が議決し、町民、保護者の圧倒的な支持で民営化は頓挫しました。それだけ保護者の思いがあるということは、当然、町立保育そのものに深い信頼があり、町立での幼児保育教育の質は高いと思っています。議会は、令和元年 11 月 11 日、老朽化した町立保育所の

建て替え、保育、子育てについての「保育・子育て支援センター」構築の視点から、行政に提言書を出しております。提言書の内容は、町立保育所建て替えを契機として、新たな町立保育所の在り方として、「保育・子育て支援センター」を構築し、その役割を検討すべきであり、さらに、「保育・子育て支援センター」は以下の機能を持つことが期待される。この機能は、最初の質問1から6になります。それでは、最初の質問です。新たな町立保育所の役割「保育・子育て支援センター」構築について、1から6についての機能を持つことが期待されることについて、町長の見解をお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

（着帽する者あり）

恐れ入ります。傍聴者の方にお願いがございます。傍聴席においては、帽子のほう取っていただきますようお願い申し上げます。どうも、早速ありがとうございます。

それでは箱田町長、お願いします。

**◎町長（箱田 彰君）**

令和4年に、児童福祉法が改正され、その後皆さん御存じ、御案内のとおり、市町村にこども家庭センターの設置がなされ、もちろんそのこども家庭庁の設置によって、大きくこの国の子ども行政、子育て支援行政が変わりつつあります。とは言え、この保育所が持つ意味というのは非常に大きゅうございます。議員が今御指摘の平成30年度そして令和元年度に、議会の町立保育所の建て替えに関する特別委員会からの提言を踏まえまして、今後、こども家庭センターと連携を取った役割、これがまた重要になってくると思います。それぞれの項目につきまして、担当課のほうから御説明申し上げます。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

今、町長の見解を頂きました。それでは、質問の1に入ります。公的機関・行政との連携拠点としての役割を果たし、町内の子育て支援・連携を行う町内保育所連携の要とすることについてお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

それでは、子育て支援センターという点から答えさせていただきたいと思えます。先ほど町長からもお話ありましたが、こども家庭センターのほう、こちらは令

和4年6月の児童福祉法改正によって、今現在、努力義務という形ですけども設置されることになりました。粕屋町におきましても、令和6年4月から、今度の4月からこども家庭センターのほうを設置して、相談支援体制の強化を図ることとしております。

公的機関・行政との連携拠点としての役割を果たして、町内の子育て支援・連携を行う機関としては、単独の保育所のほうではなくて、このこども家庭センター、こちらが今後は担っていくものと考えております。ただ、一方、地域の保育所というものは、物理的にも地域から近くて相談の敷居も低いんじゃないかと考えられております。子育て世帯とのつながりを増やして、子どもの状況把握といったものをしやすいといった利点のほうもあります。新しい中央保育所におきましては、こども家庭センターを補完して、妊産婦、子育て世代、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関となるように検討していきたいと考えております。また、町内保育所との連携といたしましては、定期的に園長会のほうは開催して情報共有を図るとともに、町立保育所がモデルとなるような形で取り組んでいきたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

町立保育所がモデルになるということで考えております、という答弁を頂きました。

それでは、次の保育士の確保と人材育成の拠点となり、保育力のレベルアップと現場の把握、環境の変化に対応した保育の在り方について研究を行う保育士研修拠点とすることについての考えをお聞きます。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

それでは、人材育成というところから答えさせていただきます。人材育成につきましては、町立保育所では各園での研修、また3園合同の研修など、年間計画のほうを立てて実施しております。また、県などが主催する研修会にも積極的に出席はしておるところでございます。一方、認可保育園のほうにつきましては、福岡県が実施するキャリアアップ研修、こちらのほうを活用したりして、各園において、また様々な研修会のほうに参加したりして実施しているところです。新しい中央保育所の多目的室は、研修における拠点としても活用できるように、オンライン等の会議の機器のほうも整備されまして、町立・私立問わず保育の質のほうの向上には努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、現在の社会的なところでもあるんですが、保育士の確保、こちらのほうが、近年非常に難しく、町立・私立にかかわらず苦慮しております。保育士の研修時間の確保が難しいというような形が、今現在、表れております。まずは、保育士確保に向けた施策に取り組んで、現状の把握、環境の在り方の研究を行いながら、各私立園とも協議して、粕屋町全体の更なる保育の質の向上に向けて検討してまいりたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

現状の把握をしっかりと、進めていきたいという答弁を頂きました。やはり、保育士の質の向上につきましては、保育を理解した上でアドバイスができる人員の確保とか、また、保育者の研修会を確保するための人員配置なども考えていただければと思っております。

それでは、次の3番目の質問に行きます。障がいなどに個別に支援を必要とする子どもに、適切な発達支援及び援助の在り方を研究し、困難事例に対応することについて考えをお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

障がいなど、個別に支援を必要とする子どもについて、どのような支援が必要か、それはそれぞれ違っておまして、その子ども自身や保護者に寄り添っていくことが、まず重要でないかと考えております。現在、健康センター内にある「こんぺいとう」、こちらのほうにおいては、気になる子がいるので様子を見てほしいというような、保育所とか幼稚園からの依頼によって、園での子どもの様子のほうを確認して、必要があれば園の先生に対して、支援につながるようなアドバイスというも行っているところでございます。町立保育所におきましても、障がいなど個別に支援を必要とする子どもに関する研修の受講、また、園内や関係機関と情報共有を行っているところではございますが、新たな中央保育所におきましては、適切な支援につながるように、経験豊富な職員の配置に努めて、支援や援助に取り組んでまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

障がい者サービスの比重は多い。その中で、町立ならではの難しさは当然、理解

しております。特別な支援を必要とする子どものための専門家の確保という意味でも、今後、行政のほうにつきましては、考えていただきたいと思います。

続きまして、小規模保育所などへの支援拠点とすることについてお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

小規模保育所に対する支援というところに関しましては、保育について助言等を行うこととか、認可外の届出保育施設への運営費や健康診断にかかる費用というところの補助、こういったもののほか、認可の小規模保育事業所であれば、監査のほうも町で行っておりますので、そのときに状況確認とか、園長会とかでの、連携して情報共有するなどの支援が行われているところでございます。また今後は、幼児とその家庭に対する困り事等があれば、こども家庭センター、こちらのほうが関連機関とか地域資源につなぐなど、支援拠点になるものと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

こども支援センターとの連携を行う中で、小規模保育所などを支援拠点にするという答弁だということで、頭の中に入れておきたいと思います。

それでは、5番目の子育て世代への総合的な支援を行うことについてお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

子育て世代への総合的な支援ということについてですが、先ほどから申し上げておりますが、今後は、こども家庭センターを中心にして展開していく予定となっております。

しかしながら、一番最初の質問のときにもちょっと述べましたが、地域の保育所、これは物理的にも近い。先ほども言いましたが、相談の敷居も低いと考えられております。子育て世帯とのつながりを増やして、子どもの状況把握もしやすいといった利点がありますので、新しい中央保育所におきましては、こども家庭センター、これをやっぱり補完して、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関にしていきたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

4番と5番につきましては、同じような流れの中で進めていきますということですね。

それでは、最後の6番になりますが、セーフティーネットとしての役割を持つ、緊急時・災害時に受け入れ可能となる体制についてお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

町立保育所につきましては、避難所として指定してある部分がありますが、特に今年度建て替えが完了いたしました中央保育所につきましては、災害時の避難場所として、機能を十分に持っているものではないかと考えております。

しかしながら、避難所として使用した場合は、避難してきた人を受け入れた場合は、保育を止めるというような必要が出てくる場合もあるかと思えます。災害等での受け入れにつきましては、受け入れる状況、それから体制、こういったものを関係各課と十分協議を行って実施していきたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

1から6までにつきまして、行政の答弁を頂きました。

それで、2月6日の日に文教厚生常任委員会で研修会をした中で、その時の講師の教授のお話の中では、町立保育所のままでは、提言書の六つの機能を全て果たすことは難しいと。そういうお話を頂きて、その教授のほうからは、保育園と幼稚園の統合により認定こども園に移行すれば、提言書の六つの機能を果たすことについては、これはできるところから前に進んでいくのではないかと、そういう提言を頂きましたが、この件につきまして、渡辺課長なんか、一緒に研修を受けておりましたので、感想も含めましてお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

私もその時の研修会のほう受けさせていただいております。先生のほうからいろいろと御意見頂きて、ちょっと建て替えた中央保育所に関しても厳しい意見とかがありまして、聞いていたところではございます。でき上がったものをすぐ変えるということはありませんので、そのまま運用で十分果たしていきたいと考えておりますけども、認定こども園の移行というところになりますが、現在のところ、

粕屋町まだ待機児童のほうがたくさんいる関係がありまして、保育所のほうを認定こども園にするというのがなかなか難しいというふうに考えております。一方で、幼稚園のほうは定員が少なくなってきたところではございますが、認定こども園にするにはちょっと設備環境のほうを整備したりとか、そういったところを含めますと、なかなかそれも難しいというところで、認定こども園につきましては、今後の未就学児の状況と未就学児人口含めて、その状況を見ながら、できるところから検討してまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

状況を見ながら検討していきますという答弁を今、頂きました。

それで、今後も子育てに関する環境については、これはもう日進月歩で変化していく中で、子どもを産み育てたいという地域は、子どもも集まるし、その相乗効果で高齢者も元気になるという話をお聞きしました。粕屋町が更なる発展、活性化していくための最重要課題として、今後、保育と教育を粕屋町の独自の教育と位置づけして、粕屋町の看板に掲げたいかがでしょうか。箱田町長、答弁をお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

まさにそのとおりなんですね。保育と教育が、町、そしてそのまちづくりの中心になるという一つの大きな考え。これは私も揺らいでおりません。その中で、この町にとってどういった形がいいのかというのは、すぐには答えが出ませんから、今後、これについては、知識経験者の方々とも協議しながら、様々な方法で模索してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

箱田町長も当然お分かりだと思っておりますけれども、保育にはお金がかかります。また、保育園は、国からの支援も薄い。その中で、厳しい町の一般財源の中からやり繰りされるというのは大変だとは思いますが、箱田町長のリーダーシップの下で、子ども未来課の職員の皆さまにはエールを送りまして、次の質問に移ります。

続きまして、次の質問に移ります。次は、福岡県の推進事業におけるワンヘルスについて、町長にお聞きします。まずは冒頭に、福岡県内の市町においても、ワン

ヘルスの取組が進んでいます。2021年（令和3年）、筑後市市議会を皮切りに、現在24市町の議会で福岡県ワンヘルス推進行動計画に連携・協力することや、住民へのワンヘルス周知を努め、理解を促し、その活動に対して必要な支援を盛り込んだ、ワンヘルスの推進に関する決議がされています。ワンヘルスとは、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。ワンヘルスは福岡県をはじめ、国際的に目指すものです。粕屋町で言いますと、私の考えは、ワンヘルス イコール、人と動物への福祉ではないかなと思ひ、町民の健康や共に生活する動物の健康を初めとする、限りある資源・環境を町として守る。また、次世代、そしてその先の世代に残すための教育と考え方の普及にあると考えています。ワンヘルスは、人も動物も自然も同じ一つの命として考えているため、幼児から高校生までの人間性や社会性が問われる時期に、教育力として力を入れることで、粕屋町に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりとしてワンヘルス福祉につなげていくのが、今後の町の発展につながっていくのではないかと考えていく中で、最初の質問を町長にしたいと思ひます。福岡県が推進しているワンヘルスの事業の考えをお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

福岡県が実施していますので、県知事がですね。これは令和2年、ワンヘルス実施に関する条例として、県の福岡県ワンヘルス推進基本条例の中で可決され、令和3年1月に施行された。まさにそのとおりで、内容につきましては、今議員がおっしゃるとおりなんですね。ただ、補足するとなると、実はこれはSDGsにつながるような壮大な規模の事業計画でございます。例えて言いますと、人獣共通という感染症対策。これが最初の命題でございますが、それ以外では、薬剤の耐性菌対策。要するに薬と人間との関係性。そしてまた環境保護。これは具体的に言いますとプラスチックごみ等の削減、これも入っております。そして、健康づくり、自然との触れ合い、動物との触れ合いで健康づくりの機会を提供する。あるいは、人と動物とのよりよい環境を作るための畜産の消費拡大にもつながるような考えを深めるというようなことで、非常にワイドで深いディープな条例でございます。私もまだ勉強中でございますが、全体的には、これは福岡県が推進しておりますので、今後研究しながら、これについての検討を行ってまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

2番目の質問と1番目の質問で、かぶるような多分答弁も出てくるんじゃないかなと思いますけれども、今、箱田町長が言われましたように、これはもう県の条例の中で進めてあるものでもあるし、大きなそのSDGsの一環という中でも取り組んでいかななくてはいけないんじゃないかということですが、この2番目のことが、1番目の答弁とかぶってくるかも分かりませんが、要は、2番目の質問は、粕屋町として、ワンヘルスにどのように関わっていくのかということでお聞きしようと思っておりますが、当然これはワンヘルスの普及活動とか、ワンヘルスの学校教育の導入、さらに住民主導の活動促進ではないかということで、これは私なりの考えで思っておりますが、重複するところがあるかも知れませんが、町長のお考えをお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

具体的な行動計画をする前には、この理念についての普及をする必要があるんですね。住民に対してのワンヘルスはどういうものか、じゃあ、行動計画はどうしていくのかと。これは非常に壮大なものですので、これは私自身だけではなくて、ほかの自治体でもありますが、地方議会でもそれについての賛同を行いながら、全体的に進めていくことが必要だろうと思っております。決してこのワンヘルス事業について消極的っていうわけじゃございませんが、まだまだ、地方自治体としてはスタートしたばかりですので、周りの状況も考えながら、進めてまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

今の箱田町長の答弁では、これはもう全体的に進めていくものであるということで、ワンヘルスについての町長のお考えについては、しっかりここで確認が取れました。

それでは、次は教育長にお聞きします。学校教育において、ワンヘルスの授業等が令和5年度から公立高校へ導入され、今後、義務教育、小中学校に拡大していく国や県の構想を踏まえ、粕屋町からのワンヘルス教育のお考えをお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

教育次長よりお答えいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

学校現場におけるワンヘルス教育ということでございます。県の条例ですとか推進行動計画に基づきまして、県の教育委員会や私立学校等が連携の下、児童・生徒の心身の発達段階に応じて推進をされておるところでございます。また、指定されましたモデル校におきまして、関連団体との連携の下に、児童・生徒へのモデル的な教育をすることとなっております。一例でございますけれども、町内にあります福岡魁誠高等学校、こちらにおきましても、町内で活動する地域猫のボランティア団体の活動を視察し、その活動に協力・参加するなど、ワンヘルスの考えに基づいた活動。これが授業の一環として行われておるところと承知しております。

町立の小・中学校につきましてですが、今のところ、国や県からワンヘルスに関する特別な推進施策と、何かこれをやりなさいというような通知などはあっておりませんが、昨年7月に、県発行の啓発リーフレットを配布しまして、ワンヘルスとは何かということを周知したところでございます。また、自然の大切さ、そして動物愛護については、従前から授業等で学んでいるところでございまして、昨年、大川小学校の150周年記念事業の中で、ビオトープのほうが設置されましたけれども、教室においての座学で、また体験型でという形で、様々な機会を捉えてワンヘルスに通じる教育がなされておるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

箱田町長のお考え、また今、行政からの答弁という中で、ある程度は、ワンヘルスについての今後の取組については、一つの流れをお話いただいたんじゃないかなと思います。福岡県ワンヘルス推進、これ基本条例において、知事は、ワンヘルス教育を推進する旨などが規定されているという中で、先ほど執行部から答えていただきましたように、町内、福岡魁誠高校は、ワンヘルスに積極的に取り組んでいますと。さらに、この福岡県がワンヘルスに取り組む理由ですね。これも重複するかも分かりませんが、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっていますと。福岡県は、県民の命と健康、動物と環境の健康を守り、健康な地球を次世代へつないでいくため、福岡宣言の地として先頭に立って、これを進めていきますということで。再三、今議場の中でも確認させていただきましたけれども、最後に町長

にお聞きしますが、冒頭にも述べましたが、ワンヘルスは人も動物も自然も同じ一つの命として考えているため、幼児から高校生までの人間性や社会性が培われる時期に、教育として力を入れることで、粕屋町に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりとしてワンヘルス福祉につなげていくことが、次世代、そしてその先の世代に残すための教育と考え方の普及にあると私は考えております。箱田町長のワンヘルスについてのお考えは、先ほどもお聞きしましたけれども、その中で粕屋町のワンヘルスにつきまして、これは当然、今後、行政とか、調査をお願いしたいと思えますけれども。重複すると思えますが、最後に町長のワンヘルスについてのお話をお聞きして終わりたいと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

私は常々、幸福感を感じる、要するに生活ですね。これを追求してこのまちづくりを進めております。その中の大きなポイントとして、豊かで健康的な暮らし、これが大事だろうと思えます。その大きな一つのポイントとして、このワンヘルスが位置づけられると思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

井上議員。

**◎6番（井上正宏君）**

今からいろいろ時間はかかると思えますけれども、粕屋町もワンヘルスの宣言について提案をいたしまして、私の一般質問を終わります。

（6番 井上正宏君 降壇）

**議長（小池弘基君）**

これにて、本日の「一般質問」を終わります。

**◎議長（小池弘基君）**

本日、町長より追加議案が、また、議会運営委員会委員長より追加発議が提出されております。

よって、議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託、発議の上程を日程に追加し、それぞれ追加日程第2、第3、第4、第5として議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託、発議の上程を日程に追加し、追加日程第2、第3、第4、第5として議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

追加日程第2、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日、町から提出されました追加議案は2件であります。提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

**◎町長（箱田 彰君）**

追加で提案させていただきます議案2件について、提案理由を一括にて御説明申し上げます。

議案第32号は「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第33号は「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。

先日の発議第1号において、粕屋町議会事務局設置条例が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（町長 箱田 彰君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

追加日程第3、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

追加日程第4、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第32号、33号は、付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第32号、33号は、付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。なお、追加議案につきましては、付託された委員会審査を経て、議会最終日に採決を行います。

**◎議長（小池弘基君）**

追加日程第5．「発議の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました発議は3件であります。一括して趣旨説明を求めます。

提出者 議会運営委員会 山脇委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

**◎14番（山脇秀隆君）**

それでは、報告いたします。

発議第5号から発議第7号までは一括して報告いたします。これも先の全員協議会で協議をしておりますので、概略だけ説明をいたします。

発議第5号「粕屋町議会基本条例の一部を改正する条例について」であります。

今回の条例改正は、粕屋町議会事務局設置条例の全部改正及び粕屋町議会基本条例の検証結果及び社会情勢の変化を踏まえ、自由討議の保障及び拡大、委員会の適切な運営、議会及び議会局の体制整備について規定するとともに、議会改革の取組の在り方、及びこの条例の検証頻度について改めるものであります。

発議第6号は「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」であります。

粕屋町議会事務局設置条例の全部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

発議第7号は「粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

これも、同じく粕屋町議会事務局設置条例の全部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

以上です。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

発議については、最終日に討論及び採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時37分）

令和6年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年3月5日（火）

# 令和6年第1回(3月)粕屋町議会定例会会議録(第3号)

令和6年3月5日(火)

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

6番	議席番号	9番	川口	晃	議員
7番	議席番号	13番	本田	芳枝	議員
8番	議席番号	7番	案浦	兼敏	議員
9番	議席番号	3番	杉野	公彦	議員
10番	議席番号	14番	山脇	秀隆	議員

## 2. 出席議員(16名)

1番	古家	昌和	9番	川口	晃
2番	田代	勘	10番	田川	正治
3番	杉野	公彦	11番	福永	善之
4番	宮崎	広子	12番	久我	純治
5番	末若	憲治	13番	本田	芳枝
6番	井上	正宏	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	鞭馬	直澄	16番	小池	弘基

## 3. 欠席議員(0名)

## 4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 藤川 真美                      議会事務局係長 松永 泰治

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(19名)

町長	箱田	彰	副町長	池見	雅彦
教育長	西村	久朝	総務部長	古賀	博文
住民福祉部長	神近	秀敏	都市政策部長	新宅	信久
教育委員会次長	堺	哲弘	総務課長	豊福	健司

経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香奈子
協働のまちづくり課長	高 榎 元	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
社会教育課長	臼 井 賢太郎		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は2日目の一般質問となり、5名の議員の一般質問を予定しております。

それでは、ただ今より会議を開きます。

ただ今の出席議員数は、16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

皆さんおはようございます。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

今から始めます。正月元旦の能登半島の大地震、それから2日のJALと海上保安庁の飛行機との衝突事件、年明けから本当に大変な事態でした。まずは、両事件でお亡くなりになられた方、それから被災された方には哀悼の意を申し述べたいと思います。それにしても、志賀町の原発は稼働せずに、そして珠洲市には原発が建設されずに幸いでした。地震の多い日本には、原発はふさわしくないと思います。ロシアによるウクライナの侵略、イスラエルによるガザへの侵略、それから、自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件など、様々な嫌な事件があります。本当に残念でたまりません。

それでは、質問に入ります。

最初に、高齢者の補聴器購入の町独自の助成の問題です。私は数年前、高齢者の補聴器購入への町独自助成を求めての一般質問をしました。そのときは、県の助成措置があるから、まずそれを利用してもらうということで、実現には至りませんでした。その後、コロナ感染症の重大事態も発生しましたが、全国では、県や市町村

でも助成が拡大し、購入だけでなく、維持費の助成も行われ始めました。私が入手した全国ですが、赤旗の1月30日の記事なんですが、切り抜いておるんですけども、これによりますと、独自の助成を行う自治体が、この1年で2倍近く増え、1月4日現在で239自治体になっています。福岡県は、田川市、豊前市、それから小竹町、みやこ町、大刀洗町の5市町で実行されております。まずは、福岡県の助成制度の内容と粕屋町でこの制度を利用されている人の数を、今年度のことで結構ですので述べていただきたいと思います。まず、最初ですから、箱田町長の答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

詳細は後ほど担当のほうからお答えしますが、県の助成措置、これが県全体では広く広まっております。その中で今、議員がおっしゃったように県内の自治体では独自の補助制度、これはございますが、粕屋町においては、今それはございません。その実態について、担当のほうからお答えします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

すみません。御質問は福岡県の方ですか、今ある補助の方でよろしいですか。今ある補助は、手帳を持ってらっしゃる方の分になりますが、それでよろしいでしょうか。難聴の方の補聴器購入につきましては、身体障害者手帳若しくは指定難病受給者証の所持、及び両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方を対象に障害者総合支援法に定める、補装具費支給制度に基づいて費用の助成を行っております。

実績なんですが、令和2年度から申し上げます。令和2年度が6名、令和3年度が8名、令和4年度が11名、令和5年度が途中までですが15名の、40名となっております。それから軽中度の補聴器の助成も町のほうで行っておりますが、これは18歳未満で、そして手帳の所持のない方。こちらの分の補聴器は、令和2年度が1名と、令和3年、令和4年は0名で、令和5年は2名の補聴器の助成を行っております。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは2番目に移ります。難聴に対しては、早い段階から補聴器を使うことで、生活の質を高めることができると言われています。特に、認知症の予防治療に

は大いに貢献するそうです。この辺のことは、医療的なことは担当課では十分把握してあることと思います。粕屋町では、高齢者に対する補聴器購入費の助成は、全国に先駆けて実施されていました。その後、扶助費削減が進行して、他の扶助費も含めて削減されました。

今回は、この制度を復活してほしいという質問です。65歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴と推定され、その放置は認知症の最大のリスクと言われていません。厚労省の担当者も、聞こえ、聞こえることですね。これは人権問題で、情報の得られることは大切ですと答弁しています。政府も人権問題と捉えているわけです。補聴器は高額で、片方だけで15万円程度。性能のいいのになると50万円ぐらいかかるそうです。両耳だと目の飛び出るぐらいの金額になります。購入をためらう人が多いのは当然です。それに、維持費もかかるそうで、5日から1週間ぐらいで電池の交換が必要となるそうです。電池は1個500円ぐらいですから、年間大体3万5,000円から4万円近くかかるかもしれません。両耳だと7万ぐらいかかるわけですね。高齢者の多くは年金暮らしです。裕福な生活はしていないと思います。是非、粕屋町独自の補聴器購入費助成を実施してほしいと思います。箱田町長の答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

県内の各自治体での調べました結果、大体上限が2万円程度の補助をしてあります。程度によりますけども、機械の購入につきましては高額なものもあるということで、これは様々な方面で検討しないとイケませんが、国の方針としても、そういった認知症の予防につながるというような見解もありますので、これは検討に値するというので、今後、国の補助制度の要望なども含めて、国からも頂きたいんですね。それも含めて検討してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

これは、以前は町で実際に実行していたことですから、是非、復活をお願いしたいと思います。

それでは、2番目です。ジェンダー平等を進める施策について、質問していきたいと思います。今年の2月24日付けの年金者しんぶん。年金者の新聞があるんですが、次のような記事がありました。働き続けてきたのに、月額10万円に満たない低年金にあえぐ女性は、全国で85%だそうです。「40年働いても、男性に比べると月

額7万円も少ない私たち。女性の低年金は、女性のせいではありません。社会がもたらしたものです。」こういう記事です。これ胸が詰まります。年金者組合では、「ジェンダー平等宣言」をつくり、運動を今年からやっていくそうです。昨年の6月に発表された世界経済フォーラムでのジェンダーギャップ指数で、これで総合ランキングで世界146か国中、日本は125位で、前年から順位を九つも下げています。まさにジェンダー後進国です。

それでは、粕屋町ではどうでしょうか。粕屋町には男女共同参画計画があります。確か冊子がありますね、冊子が。後期計画は令和2年度から令和6年度まで、今年度までの計画ですね。また、粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度もあります。粕屋町におけるジェンダーに関する諸施策についても、あまり知られていないと、そういうふうに思います。どのようなものがあるのか、特徴的なものを簡単に述べてください。お願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀総務部長。

**◎総務部長（古賀博文君）**

粕屋町では、平成27年3月に、計画期間を平成27年度から令和6年度の10年間とします粕屋町男女共同参画計画を策定いたしまして、平成27年12月に「粕屋町男女共同参画推進条例」を制定いたしまして、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、企業活動など多岐にわたる男女共同参画に関する事業を推進しております。計画の中間年度であります令和2年3月に、粕屋町男女共同参画後期計画を策定しております。女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築するという基本理念を元に、四つの基本目標と九つの基本施策を定めております。

男女共同参画の意識を醸成するための具体的な取組といたしまして、広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、男女共同参画に関する取組や、法令等分かりやすく解説するなど、積極的に情報を提供するとともに、町民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、それぞれに対応した啓発に努めることとしております。

令和5年度に行いました取組といたしましては、6月の男女共同参画週間に合わせまして、町立図書館に特設コーナーを設置いたしまして、関連図書の紹介を行っており、1月には、福岡県立福岡魁誠高等学校で生徒を対象に外部講師により男女共同参画講座を実施しております。また、広報かすや2月号、こちらになりますけれども、こちらに、このようにジェンダー平等を実現しようということで男女共同参画コラムを掲載するとともに、町のホームページでも定期的に男女共同参画に関する情報を発信しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ジェンダーという言葉すらも、あまり普及してないという状況だと思いますので、これは今後の重大課題だと思いますので、頑張ってもらっていただきたいと思います。

それでは、会計年度任用職員の待遇改善の問題について進めていきます。日本共産党は、今年の第29回大会で100年の党史上初めて女性の委員長を選出しました。田村智子委員長です。私たちは、ジェンダー差別に関しては、経済的社会的差別を無くすとともに、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することも、国際社会の課題だというふうに考えています。取り分け日本の著しい遅れの原因は、財界大企業の女性蔑視の政策と、戦前の男尊女卑を当然視する勢力の存在だと言えます。これらの克服が必要です。田村委員長の事務所では、昨年、政府の各府や省などの国の機関が公表した男女賃金格差を試算して、正規職員と非正規職員の賃金格差を表にして発表しました。新聞の記事から拡大してこうしたんですけど、後で参考になればと思って持ってきております。

正規職員を100とした場合の非正規の賃金格差。それから、正規職員の男性職員を100とした場合の非正規の女性職員の賃金割合。こういうことです。こちらが正規職員を100とした場合の非正規の割合、賃金割合ですね。こちらが正規の男性職員を100とした場合の非正規の女性職員の賃金割合です。こちらの1のほうで言えることは、賃金格差が大きいところは内閣府の宮内庁と財務省で、男性に比べて女性の賃金割合は20%です。総じて40から50%台が多いんですが、格差が小さいところは金融庁で82%ですね、男性の。だから、金融庁はどういう人たちが、女性が非正規の方が仕事してあるのか、ちょっと面白い数字だというふうに私は見ています。

2番目の正規職員の男性職員を100とした場合の非正規の女性職員の賃金割合ですが、これだと、女性賃金割合が低いところといえば、財務省ですね。やはりさっき申しましたように、財務省が17%ですから、女性の賃金割合は圧倒的に低いですね。それから、人事院が31.9%ぐらいだったと思います。ここは、人事院っちゃうのは国家公務員の人勸を出すところですよ。それが地方公務員の人勸にも入ってきます。そこで、何%だったか、31.9%というふうに、女性の賃金が低いんですね。だから、本当に人事院は労働者のためにやってるのかなあという疑問が湧いてきます。

田村氏は、昨年11月の予算委員会で、これは女性への間接差別だと告発して、公

務の職場でのこの間接差別を無くすべきだと追及されました。こうした経緯もあり、今回粕屋町における正規と非正規の賃金格差、正規男性と非正規女性の賃金格差の調査をお願いしたんです。まず、粕屋町の非正規職員は確か200数十名だったと思いますが、男女各何名だったか。員数をちょっと述べてください。もう簡単でいいです。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

会計年度任用職員、非正規の女性職員ということで御質問ですが、まず、令和6年3月1日現在の会計年度任用職員の総数が、232名でございます。そのうち、女性が195名、割合としましては、84%を占めております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

先日、総務課より資料を頂きました。字が小さくてちょっと分からないんですけど、頂きました。非正規職員の賃金割合は、正規に比べて35から55%台で、もう平均が46.4%です。これは国の機関が43.9だから粕屋町はいいほうですね。中身を検討したいんですけど、ちょっと中身がしゃべるとまだ長くなりますので、ここだけにしておきます。数字だけにしておきます。正規男性職員を100とした場合では、国の平均が37.1。粕屋町は、これ私、会計課をちょっと外しまして計算しましたら39.7%。確かに粕屋町は国よりも高いわけです。ちょっと気になることがちょっとあるんですが、総務課のほうで女性の賃金割合、2番目の項で、計算した数が22.8%という数字になってるんですよ。これはちょっと若い層が多いということでしょうか。ちょっと感想を述べてください。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

感想と申しますか、総務部としましては、一般事務系の女性職員が総務部には多数在籍しておりますので、住民福祉部の専門職で雇用してる会計年度任用職員なんかと比較しますと、やはり、一般事務のほうで賃金のほうが低いというような状況になっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

次に移ります。令和5年の待遇改善に関する政府通達に関する質問です。地方自治体で働く会計年度任用職員は、公務の重要な担い手でありながら、給与決定や勤務時間などで常勤職員との不均衡があり、労働組合や各自治体から、勤勉手当の支給と必要な財源など、処遇改善要望・意見書が上がっています。そういうこともあって、総務省が昨年12月27日、もう暮れも押し詰まって、再度、会計年度任用職員制度の適正な運用などについての通知を地方自治体等に出しました。中身はもう御存じだと思いますので、ちょっと私の言いたいことだけ述べていきます。通知は4項あります。私は以下、その中身を見て、次の5項目についてちょっと伺いたいというふうに思います。

一つは、給与決定は常勤職員の給与が改定された場合、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とする。これは遡及行為も含めてだというふうに思います。

2番目が、2024年度からは、対象となる会計年度任用職員に勤勉手当を適切に支給すること。これは、今回のこの議会で、条例の改正と予算措置がされているというふうに感じております。

3番目は、給与改定や勤勉手当の支給に伴って、必要となる財源は確保すること。これも確保してありますよね。

それから4番目、勤務時間について、フルタイムより僅かに短く設定するのは不適切な勤務時間の設定である。だから改善しなさいということ。

5番目は、再度の任用について、前の任期における勤務時間を考慮することが可能である。つまり、昇給の考え方じゃないかなというふうに思います。

今年の2月3日の赤旗の記事によりますと、23年4月に遡及して給与を改定した自治体は、全国では都道府県で9割。これ県庁職員ですね、9割。政令都市で5割。市区町村では54%だそうです。これは自治行政官の担当者の発言だそうですので、これは政府の回答です。それでは各項目について、今述べた点も結構ですが、ちょっと回答について述べてください。どういう回答されたのか。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

先ほど、御質問がありました令和5年12月27日に総務省のほうから出されております通知に基づいた御質問かと思われませんが、項目ごとに粕屋町の状況というのを答弁させていただいてよろしいですか。それでは、先ほど申しあげました総務省か

らの通知に会計年度任用職員の制度の適正な運用についてということで、通知のほうが出されております。

まず、その中の一つ目の項目といたしましては、先ほどの御質問のほうにはなかったんですが、空白期間の適正化についてですが、再度の任用を行う際に、月末などの期間をあえて空けて任用し、社会保険料がかからないように任用することですが、こちらにつきましては、以前より粕屋町のほうでは空白期間を設けることってというのは行っておりません。

通知の2項目の適切な給与決定につきましては、近隣市町村の状況や県内の類似職種給与等を参考に決定しております。先ほどありました勤勉手当につきましても、令和5年12月定例会におきまして、条例のほう上程させていただきましたとおり、例規の整備は既に行っており、対象となる会計年度任用職員につきましては、令和6年度より支給予定となっております。

三つ目の、適切な時間の設定につきましては、業務量や業務内容に応じた適切な勤務時間の設定というのをしております。

御質問にありました四つ目の再度の任用につきましては、特に任用回数の制限等は行っておりませんが、公平性の観点より、定期的に広く公募を行い任用するようにしており、その際も、公募の結果、同じ人を任用することも可能としております。

御質問にありました、令和5年度の人事院勧告による給与表の改定につきましては、会計年度任用職員につきましては、粕屋町におきましては遡及のほうは行っておりません。行っていない理由といたしましては、減額改定等がなされた場合の対応や、扶養の範囲内で職務をされてある方に対して、不利益が生じる可能性等がありますので、遡及適用につきましては行っておりません。

以上です。

#### ◎議長（小池弘基君）

川口議員。

#### ◎9番（川口 晃君）

大体分かりました。

そしたら、次の項目で4番目に移りますが、問題の遡及行為の問題です。西日本新聞の1月30日の朝刊の1面トップ記事で、非正規職員の賃上げ格差について報道しました。皆さん見られた方もいらっしゃると思います。非正規賃上げ格差、こういう、私は切り抜きが好きなんで切り抜きしてちょっとしてるんですけども、国通知に半数超未対応というような見出しで書かれています。全国の自治体の非正規職員が66万2,000人、これは4月現在だそうです。全職員に占める割合は、市や区で

3割超え、町村で4割近い。粕屋町はちょっと4割以上だったと思います。粕屋町は確かに4割を超えていたと思います。圧倒的に女性が多く、8割ぐらいにはなると書かれています。まさにジェンダー差別の象徴じゃないかと私は思います。

総務省は昨年5月、待遇改善や自治体間の統一的対応を促そうと、非正規職員の給与を、遡及費用を含め、常勤、つまり正規職員の取扱いに準じて改定することを基本とすると通知しています。また、システム改修などの必要経費は、地方交付税の増税で対応すると報道しています。この中で記述されています。赤旗の1月31日の記事も同様に、国は支給のための補正予算を組みましたと報じています。これを利用すれば、昨年4月に遡っての支払いは可能です。総務省の本気度がここに表れていると思います。西日本新聞の調査では、昨年の12月25日時点での実施は、福岡県では17自治体となっています。また、2月3日の赤旗の記事によりますと、我が党の伊藤参議院議員が自治行政区の担当者に確認したところ、さっき報告しましたように、都道府県が約9割、政令市で5割、市区町村で約54%です。全国の半数以上の自治体が実施しています。さっき述べられましたように粕屋町では遡及行為はやってないということです。ただ、システムの改修はしたんでしょうか。システムは補助金が出てます。それから、給与のことはまた述べます。改修はされましたか。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

システムの改修等につきましては、複雑には行っておりませんが、今後、対応できるように、会計年度任用職員の人事院勧告が出されたことによる給与改正に対応できるように、現在、対策のほうを進めております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

福岡市も粕屋町と同様実施してないんですけど、これを記事に下のほうに、同市の会計年度任用職員の女性は、国が遡及のための予算を付けてくれるのに支給しないのはおかしい。物価高で大変なのにと声を落としたというふうに記事が載っています。国は予算措置をしてるんです。だから、何らかの措置でこれは交付税で出されたのかどうか知りませんが、そういうことは御存じだったですか。それをお聞きしたいんですが。担当課。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

細かい数字等までは把握のほうはしておりませんが、国のほうが財政措置をされるっていうのは存じておりました。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

まだ今年度がもうちょっとありますから、お聞きになって、もし請求して可能だったら、やはり皆さんと同じように働いている人たちですから、遡及行為を何らかの形で行うことが必要じゃないかと思いますがどうでしょうか。箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど総務課長が申しあげましたように、個々の事情があるというふうに調査といたしましょうか、聞き及んでおります。そういったことで、今回は遡及をしておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

やはり何らかの形で遡及ができる可能性があるとするれば、100万分の1でもいいですから、追求してほしいと私は思います。私たちの大学の研究では、そういう単位も含めてやっていたので、努力してほしいというふうに思います。

それでは次に、フルタイムの問題について質問していきます。フルタイムの勤務時間問題ですが、まず粕屋町の会計年度任用職員に関しての例規は、粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、それと粕屋町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則があると思います。ほかに関係する例規がありますかね。何かあったら教えてほしいと思いますが、担当課ですか。二つですかね。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

条例としましては、先ほど申しあげられました粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、規則ですかね、この二つではないかと認識しております。

す。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

給与及び費用弁償に関する条例では、第1条で、この条例が、地方自治法第203条の2第5項に基づいて定めたと述べています。その第3条から第14条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例となっています。勤務時間、休暇等に関する規則の第3条の1項で、会計年度任用職員の勤務時間について、勤務時間は休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とするとなっています。粕屋町においては、過去、私が一般質問したときの回答では、パートタイム会計年度任用職員の最長の勤務時間は、1日当たり15分少ない1週37時間30分でした。15分少ないパートタイム会計年度任用職員さんが、何名いらっしゃるのか。担当課の答弁をお願いしたいと思います。調べてませんか。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

総数のほうは、先ほどお答えさせていただきましたとおり、把握のほうはしておりますが、パートタイムの人数等は本日把握できておりませんので、後ほどお伝えさせていただきますと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

この通知はこのように言っています。通知の第3項ですが、適切な勤務時間の設定では、次のように勧告しています。ちょっと長くなりますけど、読んでみます。令和4年1月20日付け、総務省自治行政局公務員部長通知以降、助言しているとおり、フルタイムより僅かに短い勤務時間を設定することについては、財政上の制約を理由として行うことは、改正法の趣旨に沿わないことを前提にということで、財政上の理由にはならないというふうに言ってます。任命権者及び人事委員会、又は公平委員会は、人事機関として、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか、改めて検証の上、慎重に判断する必要があることに十分留意することと述べて、フルタイム化をせよと勧告しているように私は思います。

会計年度任用職員のほとんどは女性の労働者です。しかも、命を預かる医療、介護、幼稚園や保育園の先生方、そして特に人間の知的な分野を取り扱う司書の先生方、かけがえのない人たちです。これこそまさに、女性に対する間接差別だと私は

思う。ジェンダー平等を要求する根拠があると思います。本当は、正規職員への登用を積極的にやらなければいけないと思いますけども、取りあえずは、フルタイム会計年度への移行を進めるべきじゃないかと思いますが、この方たちを救済するために、政府の通達が出されたんですから、パートタイムのフルタイム化は、条例や規則を改定する必要なくできると思いますので、担当課はどう考えてありますかね。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

先ほど、申し訳ありません。条例・規則の件でちょっと1点追加をさせていただきたいと思うんですが、ほかの規則としまして、あと勤務時間休暇等に関する規則等もございますし、要綱等もございますので、その点は追加をさせていただきたいと思います。先ほどの勤務時間をフルタイムより1日15分短い雇用につきまして、国のほうから出されております通知を、うちのほうでも確認はしておりますが、令和2年からの会計年度の導入に当たりまして、粕屋町のほうでは、フルタイムの職員は雇用のほうは今現在まで行っておりません。考え方といたしましては、フルタイムで会計年度任用職員を雇用するっていうことは、やはり、会計年度任用職員ではなくて、正規職員を今後補充していくことが重要ではないかという考えの下で、会計年度任用職員のフルタイムの雇用というのは行っておりません。15分短い業種っていうのは、業務の都合とか人員の応募の関係で一部ございますが、大半の会計年度任用職員につきましては、週4で7時間とか、週5で7時間とか、週3で7時間とか、その方の働き方のニーズに合わせた雇用というような形で、今現在運用のほうを行っております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

やはり女性の職員が、私的に考えますと、いいように使われてるというような感じに思います。やはり、労働というのは、正規にきちっと働いてすることが大事じゃないかと思います。労働の場で不公平を作る必要はないと思います。例えば、書類を2、3作れば、15分～20分はかかります。それぐらいのことは、必要な時間で必要にできると私は認識しておりますので、やはり、15分少ない人たちがフルタイム化することが当然じゃないかと考えておりますので、以降検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは次に移ります。小中学校の教員の定数問題についてです。加配の種類とその員数ということですが、ちょっといろいろありますので、それていく場合もあります。今年の2月2日、全国人権連の政府交渉が行われました。私は、午前中は国土交通省、午後は文部科学省で交渉に臨みました。非常に多い課題での交渉となりました。国土交通省では、例のJR福北ゆたか線の立体化高架問題についてもしっかりと要求してきました。午後の文科省での交渉では、私たちは以下の項目を掲げて回答を要求しました。憲法、「子どもの権利条約」に基づいた教育、教育費の保護者負担の軽減、小人数クラス編成の一層の推進、教職員の労働軽減、特に女性教員の労働軽減、教員の大幅増員。これらの交渉内容はいずれも、西村教育長が発言してある教育上の問題と合致するんじゃないかと思います。もう回答が、声が小さくて聞き取りにくい場所が多々あって、何言ってるのかなと思うぐらいの小さい声なんです。收音マイクで取ってるんですけど、それが入ってない、残念ながら。それで私が感じた範囲内です。教育の労働軽減のため、業務支援を全ての小中学校に配置したい。

二つ目が、小人数学級以外にも使えるように、純増で全国で1万人の定数増をする。中には、4,000人は定年した教員を充てる。それから、これがちょっと聞き取れなかった。本当にもう聞こえなかったんですが、3,500人程度は支援加配の教員に配置する。これひょっとしたら間違ってるかもしれません。5,000人から6,000人は一般教員で、正規教員か講師にするかは県で決めてもらう。どちらでも結構と。高校生、大学生の奨学金制度を令和6年度から拡充する。こういうことを回答しました。我々の仲間の一人が、財政を獲得しているのかと質問したんです。それに対する回答が、あまりにももうひどかった。私たちの仕事はポストを増やすこと。それが私たちの仕事。正規教員にするか、講師にするかは県の仕事。それから先は、知らんというような言い方だったんで、たちまち紛糾しました。私は、西村教育長の顔が目に浮かんだんで、発言を求めます。現場の先生の要求をあなたは知らんじゃないかと。現場は正規教員を望んでいると。正規が足りないんで、講師の先生がクラス担任をしているというような噂も聞こえてくると。県は正規を採るか、講師を採るかとなると、財政的負担の少ない講師を採るのは当たり前じゃないか。正規教員の増員を私は要求します。正規教員の充実は、ジェンダー平等という考えの立場からはこう言えると思います。女性教員は家事、育児にも多く携わり、持ち帰り仕事を多く抱えていると聞いています。小学校高学年、中学校ともなると、生徒たちは思春期を迎え、学級指導も大変になるそうです。教員が増えてくるとは、教員一人一人の余裕も出てきます。生徒の学力向上にも役立つと思います。

そこでちょっと質問ですが、政府が支援加配の教師を3,500人程度増やすと言っ

たように思ってるんですけども、先ほど申しました各小中学校に配置する業務支援員との関係。それから今回の3,500人。これは従来から加配制度を充実するための支援加配か。西村教育長が交渉に参加してないので中身は分からないと思いますけど、感じた範囲内で答弁をお願いできますか。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

国に関しては、文科省も財務省のほうにはよくよく要望はしてあるというふうに私も聞いております。現在の福岡県のほうでも一番直近で言いますと、今年の小学校の採用試験は、全国平均2.5倍に対して福岡県は1.4倍なんですね。本当に受け手が少ない。中学校については教科になりますので、少ないところで1.何倍から、ある教科は10.何倍というふうに、それには教科によっては違ってきます。ですから、小学校の本当に受け手が少ないというのも事実でございますし、定員さえ確保すれば、教員の教育の質が担保されるというわけでもございませんので、やはりそこからやっば落として。

実は、明日、県立の義務教育については、明日が内示なんですけど、現段階、私の手元では町内の各小中学校、2人ないし3人の定数欠がもう既に出ております。講師も含めてですね。これの補充が今できておりませんということはもう再三言われております。それで、明日発表なんですね。それが現実です。国にそういった人数を要求したとしても、例えば3,500人という数字出されてますが、日本全国で3,500人なので、なかなか粕屋町には回ってはきません。ですから、町のほうからそれぞれ支援員とか、例えば今年、予算化していただいた、人の配置をしていただいたんですが、環境整備員という形で先生たちの負担軽減で除草作業とか、例えば電球の取り替えとか。この前、昨日もちょっと質問があったんですが、印刷を頼む人とか、そういった業務のほうを今年それぞれ学校に付けていただいておりますので、町で何とかそこがやりくりをしていただいているというところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

具体的に支援加配が増えるというようなことはまだ分からないわけですね。

それでは2番目に行きます。正規教員と講師の配置問題です。私は粕屋町の児童生徒数の一覧表を去年の分しか持たないんですよね。令和5年の分は持ちません。これで言いますと、小学校の正規教員が163人で講師が27人、中学校が、正規が76人で講師が26人。小学校の講師の先生が若干少なくなってきたかなあ、そういう

印象が、ちょっと元から比べるとですね。ただ、粕屋中学校の正規が36人に比べて講師が17人ですから、割合的には多いんですね。そこを、そういうことはなぜでしょうか。理由が、特に支援学級が多いからってというような意味なんでしょうか。どういう意味でしょうか。考えたことある？これを見ますと、教職の正規教員が70、糟屋地区、これ中学校、中学校の合計なのか。勘違いしたかな。いやそうじゃないですね。粕屋中学校は正規が36で講師が17になってますね。講師が17です。だけど比率としては多いです。大きいですね、講師の比率。後でもいいです回答は、いいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

すみません。ちょっと理由についてまでちょっと把握をしておらずで、また後ほど回答させていただきたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

先ほど申しました、全国で5,000人から6,000人増やすという定数増では、粕屋町では正規教員が望まれているとは思いますが、何人割り振られるか、さっきの回答で分からないということだったので、もうここはよろしいと思います。少しでも教師の負担軽減に、特に女性教員の負担軽減につながるといいと私は思ってるんです。教師が増えることは子どもたちにとってもいいし、学力向上にとってもいいし、そういう観点から頑張っていたらいいというふうに思います。それで、これでこの項目は終わります。

続けて、子ども子育て政策に関して質問していきます。子どもの貧困状況についてですが、貧困とは何かというような哲学的な問題はちょっと抜きにして、平成25年に「子どもの貧困の対策の推進に関する法律」が成立しました。国の責務や、地方公共団体の責務が決められました。子どもの貧困について、初めて全国的調査が実施され、令和3年には、子どもの生活状況調査の分析報告書が作成されました。だから、調査が初めて行われたということもひどいと思うんですが、しないよりはましですから、認めたいと思います。

さて、厚生労働省が2020年7月17日に公表した2019年国民生活基礎調査では、中間的な所得の配分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合が、18年時点で13.5%だったらしい。2015年の調査では13.9%だから、まあコンマちょっと改善されたということでしょうね。依然として子どもの7人に1人が貧困状態だそうです。これは

G7先進国の中では最悪で、これは不名誉なことです。先ほど申しました貧困対策推進法の第8条4項で、子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する高等学校進学率、それから、生活保護世帯に属する子どもの大学進学率の定義は、政令で定めるとしています。

そこで私は、子どもの貧困率という問題だけに絞って考えました。政令では、子どもの貧困率とは、相対的に貧困の状況にある18歳未満の者の数として、これは内閣総理大臣が定めるところに算定した数、そういう意味だそうですが、18歳未満の者の総数のうちに占める割合というふうに定めています。ちょっと言葉で表現は難しいですけど、割合のことを指しています。今回の調査報告の中で、等価世帯収入の水準、これもまたちょっと難しい言葉ですが、これは勉強したいと思います。貧困層っていう層は、中央値の2分の1未満の収入世帯、これが12.9%。それから準貧困層、これは中央値の2分の1以上で、中央値未満の収入世帯、これが36.9%。両層を合わせますと49.8%。約半数の世帯が、日本中の半数の世帯が、大変苦しい生活をしている状況。これはもう意外ですね。子どもの貧困率の算定では、これらの層等に該当する子どもの数が対象になっているのかどうか。子どもの貧困率を指す子どもの数というのは、どうなのか。担当課のほうでちょっと説明してください。分かりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

子どもさんの数っていうことになるんですか、その貧困の子どもさんの数ということでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私が知りたいのは、子どもの貧困率を出すためには、数が分からないと出せません。それで、貧困層と言われる層、それから準貧困層と言われる層があると思うんですが、これらの世帯の子どもたちが貧困な子どもを、要するに子どもの貧困率を出す基礎数字になるんですかね。そういうことを聞いてるんです。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

議員が言われます貧困の、先ほど申されました中央値というのがあると思います。こちらのほうは厚生労働省のほうで、国民生活基礎調査っていうのをやってお

りまして、その令和3年版でいきますと、その中央値が254万円。その貧困線と言われるところが127万円。というところが、貧困というふうなラインということで、厚生労働省のほうは示してると思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

だから、その貧困線の以下の子どもたちが、その世帯に住んでる子どもたちが対象なんですか。そういうことを聞いてるんですよ。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

一概には、そのラインで貧困だということではないのじゃないかなというふうに思われます。一般的に、所得がほかの世帯の方に比べて少ないというふうなことが挙げられておりますけども、相対的貧困の問題としては、労働、進学の問題とか家庭環境の悪化、自己肯定感の低下、非行や虐待などにつながる懸念等があり、お金があったとしても健康な生活が送れないことや、知識や情報が得られないこと、また人間らしい生活ができないことも貧困に当たるのではなかろうか、というふうに考えておるところです。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

やっぱり、私もちょっと勉強不足だったんでうまく説明できないんですけども、改めて貧困、どういう世帯の、どういう子どもたちなのかっていうのを調べてみたいと思います。

次に移ります。粕屋町としての支援の問題です。2021年の調査内容は、母親、父親の学歴の状況と世帯収入水準とか暮らしの状況についての認識とか、もうあらゆること、調査をしているようです。特に、過去1年間に必要とする食料が買えなかった経験があったという設問があるんですが、それに該当する人たち、要するに準貧困層で15.0%、貧困層では37.7%です。日本の全世帯の半数以上が貧しい状態ということが言えると思います。この数字では愕然とします。

私は社会教育課が行っている寺子屋学級に関心があります。私は柚須文化センターで1か月に1度、無料法律相談をしています。子どもたちが三々五々集まってきます。学校から直接来ている子どももいるようで、親御さんが帰宅する時間までここで自習しているようです。こうした場があることが、困難な家庭にとっては子

どもの安全と学習権を保障していく上から考えると、大変ありがたいことだと思います。私たちは、子ども食堂や塾に行けない子どもたちへの無料塾などを今、考えているんですけど、生活と社会教育の面からの事業が有効に働くのではないかと考えられます。これは、本来は文化センターの事業として計画されるべきものじゃないかなと思います。

令和元年には、こども家庭庁から「改正子供の貧困対策大綱」が出されました。法の定める4項目での支援、教育、生活、親の就労、経済の具体化として、重点課題と指標が出されました。貧困対策推進法は自治体にも、市町村は大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるように求めています。私は、第2次粕屋町子ども子育て支援事業計画令和2年版は持っているんですけど、子どもの貧困についてはこれを見いだせません。町の第3期粕屋町子ども子育て支援事業計画に係る公募型プロポーザルの実施というのが、ホームページに載ってたんですけども、この中に子ども貧困対策計画も作成するように書かれています。これ、現状がどうなのかっていうのを述べていただきたいというのが一つと、一般的には就学支援などありますが、子どもの貧困対策としての粕屋町としての支援事業は、どんなものがあるのか。特徴的なものがあったら述べてください。関係のある担当課からお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

それでは、第3期子ども子育て支援事業計画につきましては、今現在プロポーザルで上げてますとおり、今から事業者が決定して、来年度策定する予定としております。その中には、「こども大綱」のこともあるんですけども、子どもの貧困に関わるものとか、そういったところに関してもアンケート調査等を行いながら、決定していく予定としております。それと、支援の状況といたしましては、直接的な支援というところでは、こども館のほうにおきましては、福岡県の事業にはなるんですけど、進学支援事業、こちらのほうを週1回っていう形で、土曜日のほうに開催しております。また若干でありますけど、本当にちょっと食料とかの不足してる場所に物資の支援を行っているところも一部あります。あと、こども家庭総合支援拠点、今度6年度からはこども家庭センターに移ることになるんですけど、そちらのほうにおきましては、各ご家庭での困り事について、聞き取りのほうを行いまして、必要に応じて、社会福祉協議会、若しくはヘルパーさん、介護訪問、就業移行支援事業等の様々なサービスへのつなぎを行って、生活基盤の安定につながるような相談支援のほうを行っております。それと、直接の支援ということではございません

が、粕屋町まちづくり団体に登録していただいて、地域において、お仕事体験とか地域食堂などの活動をしている団体もごございます。そちらに関しましては、要綱に定める助成金という形での支援のほうも行っております。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

分かりました。もう時間が1分しかないのでもう二つだけ残るんですが、奨学金の問題ですが、いろいろな条件、これは地方自治体でも独自の奨学金制度をやっている自治体があります。上毛町というところがあるんですが、ここは昔大平村というのともう一つ、吉富町かな、合併してできたんですが、ここは以前からやってたので実行してると思います。いろいろな条件、例えば、卒業したら地元に残るとかの条件を付けての制度も結構じゃないかと思いますが、実施可能な方法があれば検討して行ってほしいなというふうに思います。

それから、小中学校の支援加配の配置の問題ですが、やはり、非常に子どもの貧困が見えにくい。それで私たちは交通立ち当番してるんですけど、交通立ち当番のときにちょっと心配だなあと思うのも見かけます。だから、地域には民生児童委員もいます。それから、学校には子どもの家庭の状況を把握する不登校対策とかヤングケアラーの解決とかしてある支援加配もいらっしゃると思いますが、何かこう改めて作るというのは不可能だと思いますけど、そういうところでの支援加配の配置というのはできるんでしょうか。この二つちょっと質問、一緒に。1分しかないな。いいです。次の機会にします。答えます？

**◎議長（小池弘基君）**

答えられますか。

**◎9番（川口 晃君）**

じゃいいです。終わります。どうもありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、川口議員の一般質問が終わりましたので、暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問をしていきます。

本日は四つの質問を用意しました。1番、水道管、水道施設の耐震化について、能登半島の地震に関するものです。それから子どもに関連したものを、2番と3番、学童保育の待機について、3番、公立保育所の役割における保育の質の向上と専門家の登用について、そして4番、パブリックコメント募集の時期について、以上4点、よろしくお願ひいたします。

それでは早速、水道管、水道施設の耐震化について始めます。水道は町民生活、町政運営に欠かせないライフラインです。能登半島地震の復興においても、水道の復旧が大きな鍵となっているようです。水道に関しては、上水道、水道施設、下水道とあります。1番と2番において、上水道管、水道施設を中心に、3においては、下水道に関する取組も含めてお願ひします。1、粕屋町の取水場から浄水場までの導水管、浄水場から配水池までの送水管、配水池から各家庭の前までの配水管の耐震化についての取組、また、水道施設における浄水場、配水池などの耐震化についての取組の現状をお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

黒田上下水道課長。

◎上下水道課長（黒田道明君）

耐震化の取組の現状としまして、水道管におきましては、新しく水道管を敷設する工事、また、古くなった水道管を更新する工事におきまして、耐震管を使用しております。耐震管とは、かなり強い地震でも管の破損や継ぎ手の離脱などの被害が軽微で済むと言われているものでございます。粕屋町におきましては、基本的に毎年度、老朽化した耐震性の低い水道管の更新工事を実施しております。その際、耐震化を進めているところです。また特に、令和元年度から5年間かけまして、配水管の基幹管路の改良工事を行っております。これによりまして、耐震管を使用しまして、耐震化を図っているところでございます。

次に、水道施設の耐震化についてでございます。こちらは浄水場、配水池、また水源地などになりますが、こちらも耐震対策を行っております。耐震診断を実施いたしまして、その結果おおむね耐震性が認められましたが、一部、基準を満たさない部分もありました。具体的には、浄水場の管理棟、また、配水池の1つが基準を満たしていないと判断がなされました。そのため対策といたしまして、浄水場の管

理棟については、耐震工事を実施しております。また、配水池につきましては、粕屋町上水道の創設時からのものをございまして、老朽化も進んでおります。新しく耐震化した配水池を築造いたしまして、これは昨年度でございますが、耐震基準に満たない配水池と、今後切替えていく予定としております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

それでは2番に行きます。水道管の耐震化率の向上を国は進めています。厚生労働省の水道事業における耐震化の状況、令和3年度によると、福岡県は耐震適合率41.5%、耐震管率20.9%となっています。粕屋町の基幹管路の耐震適合率、耐震管率はどのようになっていますか。

**◎議長（小池弘基君）**

黒田上下水道課長。

**◎上下水道課長（黒田道明君）**

水道管の耐震化率といたしましては、先ほど回答いたしました耐震管を使用している割合、これを耐震管率と言っておりますが、基幹管路、これは配水池からのメインとなる管でございますが、耐震管率については、今年度の工事までを含めまして、令和5年度末時点で、粕屋町では約27%が耐震管率となっております。これは国の全国平均とほぼ同じ割合でございます。耐震化の動きといたしましては、阪神淡路大震災、平成7年に発生いたしました、それから、耐震化の対策が国全体として進んだようでございます。粕屋町におきましても、この震災後、特に耐震管のほうの使用を積極的に取り組んでおります。また今後も、耐震管の採用を行いまして、現在の耐震管率27%についても、今後増加させていきたいと考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

厚労省だと思うんですけど、基幹管路の耐震化状況、今、上水道は厚労省関係まだですよ。下水道が国交省ですよ。この令和3年度末の資料によりますと、何と粕屋町は、令和3年度末で耐震適合率が96%になっているんですよ。それで先ほどの27%とちょっと違うような気がしますが、結局、耐震適合率と耐震管率、この資料では耐震管率は10%になっています。先ほどおっしゃったのは27%とおっしゃってましたけど、その説明も含めて説明をお願いします。できますか。

**◎議長（小池弘基君）**

黒田上下水道課長。

**◎上下水道課長（黒田道明君）**

水道管の耐震性を表す定義としまして、先ほど申しました耐震管を使った耐震管率と、もう一つが、耐震適合率というような出し方も国のほうがしております。こちらは耐震管ではないんですけれども、管路が敷設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があるというふうに表現され、耐震性があると評価される管でございます。こちらになりますと、地盤の状況によりましては、耐震とみなすということでもありますので、少し割合も高くなってきております。粕屋町基幹管路については、議員がおっしゃったように90%を超える割合で、適合率というふうになっております。もう一つが、本田議員がおっしゃった10%ですかね。これは令和3年度までの耐震管率でございます。この令和4年度、令和5年度に粕屋町工事実施しておりますので、最初にお答えしました27%というのは、4年度5年度分を含めて基幹管路の耐震化を図っておりますので、パーセントが上昇しているという状況です。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

今回この質問を用意したのは、町民の方から粕屋町の水道の状況はどうなってるか、耐震化率はどうなってるかというお尋ねがありましたので、早速、黒田課長にお尋ねして、それからこの質問を、ちょうど皆さんも関心があるんじゃないかと思って用意させていただきましたが、実際、粕屋町は着実にインフラ整備をしているようで、ちょっと安心しております。

それでは3番目に行きます。能登半島地震では、上水道が使えるようになって、水洗トイレを流せず、洗濯や入浴によって排水ができない、被災者の暮らしに支障が出ています。粕屋町において、下水道の今後の計画、また、下水管についての取組もお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

黒田上下水道課長。

**◎上下水道課長（黒田道明君）**

水道ではなく下水道のほう。はい。今後の計画や具体的な取組につきましては、水道事業における耐震化についてですが、水道の安定供給のため、水道ビジョンという基本計画を策定しております。その中で、耐震化の計画も立てております。水道施設につきましては、計画といたしましては、耐震化実施につきまして、令和6

年度から令和9年度まで計画をしております。具体的な取組といたしましては、令和6年度では耐震診断の予算を当初予算に計上させていただいております。配水池や浄水場、水源地などにつきまして、改めて耐震診断を行いまして、対策をとっていきたいと考えております。水道管の耐震化計画につきましては、こちらは随時、継続して実施していくということで計画を立てております。

水道管におきましては、町内の配水管の設置年度を把握しておりますので、毎年計画的に更新をしております。今後も継続して耐震性が高い管に切替えていきたいと考えております。具体的には、計画にありますように随時継続してということですので、実際毎年度、耐震管への更新をしております。具体的には、例えば、昨年度から今年度にかけては、江辻区、こちらは長福寺地内になりますが、水道管の更新工事を行っております。老朽化した配水管の更新工事としまして、耐震管を採用いたしまして、耐震化も同時に図っているところです。また、来年度予算でも更新工事につきましては、予算計上させていただいております。来年度は、江辻、長者原、内橋地内で耐震性の低い管につきまして、更新工事を行う計画で予算計上をさせていただいております。

下水道におきましては、平成6年に供用を開始しており、当時ではまだ大部分は耐震適合ではございませんが、その後、換えたものも一部ありますので、現在のところ数値で言いますと、12.5%というような耐震管の状況でございます。今後、まだ更新時期に来ておりませんが、下水道の大規模な管の更新工事をしていく場合に、耐震管に切替えていきたいと考えております。

以上です。

#### ◎議長（小池弘基君）

本田議員。

#### ◎13番（本田芳枝君）

目に見えない、派手ではない政策について、粕屋町はよくこういうところでも力を入れてしっかり頑張ってくれてるなあと改めて思いました。予算決算のときのまた説明を楽しみにしております。

次に行きます。学童保育の待機について。学童保育所に通う4月から3年生になる児童の保護者から、令和6年度の4月からは利用ができなくなったという通知を受け、ショックだったという相談を受けました。ほかの小学校に通う保護者からも同じ相談を受けています。現状と今後の課題について問います。

まず大前提として、粕屋町は学童保育と言っていますが、正式には放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）で、その法的な根拠は、放課後児童健全育成事業、「児童福祉法」第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭

にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものというふうになっております。こう考えてもよろしいでしょうか。はい。これで進めていきます。

1番、令和6年度の希望者に対する各学年の利用率についてお尋ねします。それで一応予定として、1年生、2年生、3年生は、今年度どのくらい入れようかという予定があったのではないかと思うんですね。それで新1年生は、私は人口ピラミッドを見ますと561名、それから新2年生が496名、新3年生が531名となっていますが、この中で大体希望者がどのくらいで、大体利用予定者は何人で何%ぐらいという予測は立てられておりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

すみませんちょっと予測値、具体的な数字手元に資料を準備してきておりませんが、毎年、児童数のほうは把握できます。大体例年、それに対する申込みの率等は大きく変更はありませんので、長い目で見ますと、共働きの増加等によって若干増加傾向にはありますけれども、大体前年比少しプラスアルファぐらいのところを想定をしておるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

今年度の具体的な数642人、全体ですよ。粕屋町全体で640人の定数ですけど、1年生、2年生、3年生の予定数はどのくらいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

すみません、ちょっと学童の数字は把握をしてきてるんですけども、申込みの数とかですね。子どもの数まで、今日把握をしてきて資料を持ってきておりませんが、また後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

今のお話ですと希望者の数ですか。申込み希望者の数はそれだけでも、おっしゃっていただけます？

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

640の定員に対しまして、701名お申込みをいただいております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

それは、1年生、2年生、3年生と分けてはなくて、まとめてですか。まとめてだと、ちょっと今からの話が進みづらいんですけど、私が聞いたところによると、1年生と2年生がもうほぼ、ほんで四つの小学校区がありまして、2校の校区は、希望者に対して十分対応できる受皿があると。あと残りの2校が、非常に3年生の保護者が困っておられるような状況ですが、その数字がある程度分かればいいのかと思ったけれども、その辺分かりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

すみません、ちょっと学年ごとで集計をしておりますが、時期が1月末時点の集計値になります。ちょっと古いので、先ほどの数字と違いまして、合計で言いますと756名になります。これの内訳が、1年生が281、2年生が206、3年生が207、4年生が56、5年生が6という数字になります。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

この1年生の場合が、281名希望者がありますね。子どもの数は561人なんです、この人口ピラミッドによると、これは正確ではないんですよ。出たり入ったりされる方がるので、私の手元にはそういう数字しかないんですけど、561名のうちの281名が申し込んでおられるという、半分強ですよ。中には、幼稚園に通わせていらっしゃる方で、1年生になったらもう働きに出ようかと、学童保育に預けようかと思われるご家庭もあると思うんですよ。既に私、町立の認可保育所の年長児の数を数えますと、279名。もうこれでそのままその方たちは多分学童保育に行かれると思うから、満杯ですよ。それで、1年生、2年生で、2年生の希望者はほぼ、1年生は小1ですので、多分十分に確保してあると思うんですけど、2年生は確保してあるんですか。それと3年生は。その確保の状況が知りたいんですけど、そこが分かっている。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

先ほど、1月末の数字を使いたいと思いますが、入所いただきました率というのが、入所決定率というのがその数字のほうになるかと思います。1年生2年生については、もう100%入所を決定しております。3年生になりますと、50.2%という数字になりますので、半数近くが入所できるという形でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

それでは、その半数近くの方の何人かが私のほうに相談を持ちかけられたということになりますね。それでは昨年はどうだったのでしょうか。それこそ一昨年とか最近の状況を教えてください。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

昨年、一昨年とも、1・2年生につきましては、同じ1月末時点で100%の入所を決定しております。3年生で見ますと、昨年度は、同じ時期で59.6%、一昨年は75.5%、入所の決定をしております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

令和5年度の放課後児童健全育成事業の、これはだから、厚労省かな。令和5年度だからこども家庭庁だと思います。その記述によると、粕屋町は、60人の待機者を出しているんですよ。福岡県の中には、ほかに2件待機者の数字が出ています。だから既に、昨年から待機が出る予測はあったんじゃないか。その前に以前、夏休みだけ中央小学校の元のところを臨時的に学童保育として使われておられたような状況があるので、最近において、1、2年生はできる。それからご家庭の事情によって6年生まで今受入れておられるので、そういう方に対してはできるけれども、3年生がやや難しいと。そういう状況になっているので、最近の流れと今後のことについて、どういうふうに考えたらいいんでしょうかね。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

中央小学校の体育館の2階を使わせていただいていたのが、確か平成の28年ぐらいということのようですけれども、やはり離れた場所にて、人員配置や、お部屋も専用の部屋でももちろんございませんので、いろいろちょっと問題がありまして、それ以降はやっていないというふうに、ちょっと私のほうでは聞いております。そういったお部屋がないところで、先ほど言いました640名の定員の中で、入所のほうをさせていただいているところがございますけれども、先ほど言いましたような率で、3年生のほうの入所は、もう1月末時点では全員が入所していただけてないという状況でございます。これが4年生、5年生になりますと、だんだんそれこそ率は落ちていくという形で、お申込みは人数自体が減ってはいきますけれども、その方々が、また入所できないというような現状は確かにあるところがございます。これがただ、これから先、じゃあどうしようかというところなんですけれども、昨年、令和4年度令和5年度、両方見ましても、学童によって差はございますが、早いところでは6月、遅くとも10月までにはこの待機が解消しております。というのが、どうしても大体毎年夏休みの期間にお1人で子どもさんがお留守番をされるのが心配ということで、お申込みをいただく家庭というのが結構一定数ございまして、そういったところが、子どもさん、3年生になれば大分成長してこられますので、夏休みになる時期にはもう留守番がお一人で可能になったりだとか、あるいは、習い事なんかを始められて、そもそも学童に来る時間がないといったようなこともありまして、お申込みそのものを辞退されるご家庭というのも結構増えてまいります。年度末に向けて、もう2月とか3月、4月になってまいりますと、逆に定員に対して空きが目立つというような形が例年の状況でございますので、なかなか、例えば増築といった、費用がたくさんかかるような、そういったような対策というのは打ちにくいところがございますので、現状は、こども館でございましたり、先ほど申し上げましたような事例を御紹介したりだとか、あるいは、民間の学童専用の施設は、粕屋町内にはないかと把握しておりますけれども、届出の保育所で、就学児を預かれるような施設もございまして、そういったところを御紹介するといったような対応をさせていただいてるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

数字が具体的ではないのではっきり言えないんですが、3年生の申込み者に対して、約半数が待機で取りあえず利用できないと。でも、だんだんその月日がたつて、1年間の終わりには空きがあるような状態になっているから、もうこれは現状でいいんじゃないかというお話を、私も実際直接お話を伺ったときに、そういう話

を聞きまして、そうかなとも思いましたが、この保護者の考えは、結局3年生もずっと預かっていただけると、そのために自分が仕事ができるという状況の中で、突然、入所が、利用ができなくなったということで、ショックを受けておられます。それで、入所できなくなったらどうしたらいいんだってということで、今、私に相談された方は、何とか自分でしないといけないのかなと、これは泣き寝入りですかと言われたりもしました。私は当然、保護者の立場ではそう考えるだろうなど。入所できなくなったらどういう対応があるのかと聞けば、今、次長が説明したように、ファミサポ、でもその方はファミサポを受けてないんですね、講習を。だからすぐは利用できない。それから民間の学童保育。実際、今、民間の学童保育は把握していらっしゃるよ、粕屋町のほうで。それから、お留守番の練習をするようにしてはどうですかということ、あるいは習い事。習い事はお金がかかるんですよ。4月からすれば、入会金とかそういうものもかかるんですね。そういったときに本当に、私は3年生の親御さんは困っておられるんじゃないかと思って、しかもこれは、国全体で女性が働く、保護者が働く場合の労働条件の中で、地域できちんと整備しなければならない状態なんですよ。それを、保護者に何とかしてくださいと、最終的には空きがあるような状況になってるからと、逆に言えば、空きがあるってことは面白くないから行かないってことも可能性としてはあるんです。子どもの成長ですから、何とも言えませんが、やっぱり安全を考えたら3年生の4月の初めには対応できるような方策を取る必要があるんじゃないかと思うんですけれど、実際、こども家庭庁は、その対策をいろいろ提示してあります。その資料を見つけました。これは御覧になったんでしょうか。昨年8月31日にこども家庭庁と文部科学省が出した通知です。御存じですか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会事務局次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

ちょっと日付だけでは、具体的な中身が分かりません。それを見ているかどうかまでちょっと今、お答えはできませんけども、通知が来てるものについては目を通してますので、恐らく見ているものではなかろうかとは思いますが。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

その内容では、全国的に待機が出ていると。それで、国が支援すると。まず、場所は学校の余っている施設を十分徹底的に活用してくださいと。そして、人の手配は補助を出しますという、そういう流れで書いてあるんですけど、そういう件に関

して、昨年60名が出た。今年もおよそ出るだろう。そういうときに関して、何か検討されたでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員おっしゃるのはよく分かります。子どもの、これよく言われるんですが、幼稚園・保育園のほうに入るのが第1関門、学童に入るのが第2関門と言われるように、なかなか希望しても入れない待機が出るというようなことはよく言われてる内容でございます。数字が、というようなこともちょっとおっしゃってましたので、いろんな数字がちょっと私も手元ありますので、ちょっと次長と違った形ですね。平成31年度は、定員数は560に対して待機が146名出ておりました。令和2年、これについては、定員が、これはどこを増やしたのかな、西。西が二階建てを作りましたので、640に対して123人の待機になります。令和3年は、同じく640の定員に対して104人の待機になります。令和4年については、640に対して74人の待機ということで、かなり待機がずっと減ってはきております。これは、今後もそういうふう減っていくのかというと、やはり小学校1年生2年生の生活状況、子どもの実態が変わりますので、一概にはこれ推測できないもんだらうというのは考えております。

それと今年度、今640人の定員なんですけど、一番今、待機が出てるのが大川と中央なんですよね。大川については今、増設をしてますので、4月にはちょっと間に合わないという話を聞いておりますが、次年度中には、恐らくこれ開館するだろうと思っておりますので、大川は少し待機が減るだろうと思っております。それから中央については、あれだけ立派な二階建ての建物、グラウンドのほうにありますけど、あれを増設するかというとなかなか難しいところがございます。議員も御存じのように、中央小学校は校舎を建てました。昨年、これで今、小人数学級ができるぐらい、今少し教室、余剰が出ております。当時と違って、幼稚園のほうを、中央幼稚園をどうするかという話になっておりますので、そこを学童にしたらどうだろうかということも、今、考えておるところです。

ただ、あと仲原と西は今、待機がほとんどないんですが、仲原については、今教室のほうもちょっと使ってるような状態もございますので、その辺も考える必要があるのかと思っておりますが、ただ1点、私たちがやっぱ考えておかないといけないのは、待機があるからそれを解消するために物を作っていく。これは延々と続いていくだろうと思われま。やはり、あれば預けたい。そうすると待機が出る。また待機が出ればまた作る。これは、僕はないだろうと思うので、やはり先ほどから次長

が言いますように、学年と家庭の状況と家庭の収入状況とかいろんなものを総合して、やはり優先順位は低学年の子たちを確実に預かること。そして場合によっては、3年生、4年生になったら、預かれん場合がありますよという啓発も、やはり、学童の1年、2年のときに親御さんとも話していく必要があるのかなというふうに思います。突然切られるというのは、やはりいろんなショックがあるだろうと思いますので、そういったことを議員のほうに相談があるということは、私たちはやはり啓発が弱いのかなと思いますので、そこは課題だろうと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

親御さんの立場になったら、粕屋町は不審者が多い。それから道路が狭くて危ない。だから、一人でいろんなところに行かせるのは心配だということも一つあります。それから先ほどのお話で、私が伺ったのは、大川は待機はないと聞いていました。仲原と中央小学校が待機があるというふうに聞いています。それで、その辺の行き違いはあるのかなと思いますけれども、教育長は、小学校の人数を把握しておられると思いますが、0歳から6歳までの今の人数の動向、そして子どもたちが保育園、それから幼稚園に行く流れ、もう今の家庭のお子さんは、ほとんど1歳過ぎたら保育所に預けようという流れになっています。そうすると、今、0歳・1歳児は400、およそ500名です。その500名の方が小学校に上がるときに、1年生だけでもそれだけの人数の学童保育の施設を用意しないといけない。

でも今、教育長は、施設を用意すればまた増えるんで足りなくなってます。そうじゃなくて、今後6年間の様子を見ながら、この学童保育の状況をどう考えたいかということを経営として出してもらいたいんです。

私に相談された保護者の方は、今すぐはもうどうしようもないので、本当に何とかその方は、何とかできる立場の方でしょう。でも、先ほどの川口議員の話では貧困の話がありましたね。どうしようもない、行き場のない子どももいると思います。そういったことも含めて、今後、学童保育の施設はどうあったらいいかということ、しかも、中央小学校は先ほど、私自分の口から言うのもいけないと思ったので、言わなかったんですけど、教育長がそういう話をしております。とてもいい流れで、そういう流れも一つありだなあというふうに思っています。だから、ここ3、4年先、それでもまだ3、4年先です。今困ってある方に対して対応をどうするか。例えば、こども館をどうしようとかそういう話は全然出てこないんですが、先ほどの話の中で、でも、文部科学省とかはそういう社会教育施設を使ってほしいという流れもありますが、その辺はどうですか。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

こども館は、学校と距離がございます。今、議員最初におっしゃったように、粕屋町は道が狭い、不審者が多い。なので、学校が終わって、こども館まで行く間に何が起こるか分からない。したがって、学校の敷地内に学童の施設を作るというのは、粕屋町今後も変わらないかと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

ということは、大きな流れで解決できるまでの、一時的に学校施設の中に、臨時的に教室あるいは人を手配して、国の補助金を活用してできるような対策を立ててほしいというふうに思えます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

国は1年生から6年生まで預かかってことは、はっきり以前から打ち出してるんですよ。自治体によっては、やはり6年生まで預かるのは難しいだろうなということで、何を、粕屋町、優先するかというと、やはり1・2年生は、是非全員預かれるようにしようというところで、学校教育課のほうは毎回面談のほうをさせていただいてるところです。それを3年生まで広げるということについては、確かに考えないといけない部分ではございますが、やはり、物、それから人が必要でございますので、検討はいたします。しかし、これを仮に5年後、10年後、検討した結果が出ないんじゃないか、どうなってるか、何も変わりません、したんかっていうような話じゃなくて、やはりそこは、今500人とおっしゃってましたけど、0歳児が。その家庭が今と同じ状態の家庭状況なのか、また、預けないといけない状態なのか、例えば、祖父母と一緒に住んである家庭が増えてくるのかとか、いろんなやっぱり条件が変わってきますので、やはり、マニュアルといいますか、長いロードマップの上で、その予想は難しいかと思えますので、適材適所じゃないけど、その場その場で判断はさせていただきたい。非常に3年生、4年生の保護者で、今回、これに該当しなかったところについては、確かに申し訳ないと思えますが、もう少し、秋ぐらいまで待っていただくとか、何かそういったことでお願いしたいなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今のお話だと、来年も同じことが続きます。一般的に学童保育は3年生まで。そして、それ以降、改定があつて6年生まで預かると、家庭の事情によってね。家庭で労働をしておられて留守のところは。だから、2年生までではないんですよ。

1・2年生だけではないんです。3年生は当然として、しかもそれプラスの6年生までの方たちというのが、今の法律の流れになっています。だから私は、粕屋町はせめて3年生までは、預かれるような体制を取ってほしいと思います。

次行きます。3番目、公立保育所の役割における保育の質の向上と専門家の登用について。中央保育所の建設が完了し、新しい園舎で保育が展開されています。保育の質の向上において、まず、子どもたちの育ちを考える上で、遊びを通して学ぶ保育の在り方、養育者支援のための専門家の登用など町の取組を問います。

土曜保育がまだ正式になされていなかった時期、町立保育所の件ですが、月に1度、土曜日に全員、全職員が集まつての研修が可能でした。また、粕屋町には小学校区にそれぞれの町立の保育所、幼稚園があり、職員は相互に異動していたので、保育と教育のよいところを取り、また幼稚園でも、私たち議員も招かれて研究発表会があつていました。

現在は、コロナ禍で中止、又は入園申込みが極端に減り、閉園の流れもあり、大きく幼稚園の場合は揺れています。保育所は保育所で何度も民営化の動きがあり、落ちついての研修どころではなく、建て替えも同じ敷地内であつたことから、安全を最優先する保育にならざるを得なくなったのではないかと思います。

そんな中、2月6日に議会研修で招へいた大学の保育学科の教授が保育の状況を見学され、かなり厳しい意見を言われました。私自身はちょっとショックでした。議会が令和元年度改訂版の中で、中央保育所は粕屋町の保育所の要として、マネジメント機能を持つ保育所であつたらと、私は思つていましたが、その前に、保育の質ということを考えなければならないのではと考えるようになりました。子どもが持つ本来の資質の発達と社会情勢に合わせた育ちの中でどう見守り続けるのか。また、こどもまんなか保育をどう実現していけばよいのか。教授は、旧態依然としての保育と粕屋町の保育を評され、停滞していると言われましたが、私は、粕屋町の持っている潜在的なポテンシャル、また、町の社会資本を生かした保育の有り様を考えるために、もっと研修を重ねたらすばらしい保育ができるのではないかと思います。

粕屋町の保育所の職員は、保育士の正職が26名、再任用の職員が4名、会計年度

任用職員が50名だと、私は決算の資料を見て思ったんですけど、数字が間違ったら教えてください。1番、子どもの最善の利益を優先する保育の質の向上のために、保育士の研修が急務です。その取組は。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

先日の一般質問でも、同じような御質問がありましたので、内容的にはあまり変わらないですが、保育士の研修といたしましては、町立保育所につきましては、各園での研修、それと3園の合同研修など、年間計画のほうを立てて実施をしております。また、県などが主催する研修会等にも積極的に出席するようにはしております。

認可保育園につきましては、福岡県が実施するキャリアアップ研修、こちら私立園だけになってますので、ちょっと公立のほうに参加できない形になるんですが、そちらのほう活用したり、各園において様々な研修会に参加しているところでございます。

新しい中央保育所の多目的室は、研修における拠点としても活用できるように、オンライン会議等の機器も整備しておりますので、今後は町立私立を問わず、保育の質の向上に努めてまいりたいと思っております。

さらに、令和6年度におきましては、保育アドバイザーに関する予算というのを計上しております、各園における課題のほうを洗い出して、改善していく取組を進めていきたいと考えております。

しかしながら、先日の原先生の研修の時にありましたが、職員の十分な研修時間を確保するためには、同時にやはり保育士の確保ということも必要になってきます。保育士の確保につきましては、採用というか会計年度任用職員さんを雇おうと思っても人が来ないという形で、近年非常に難しく、これは町立、私立に関わらず苦慮してるところでございます。保育士の確保に向けた取組についても併せて検討してまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

研修を受けたい。研修をしたいけれども、保育士が足りないということで、それができない状況。例えば、粕屋町でも図書館で保育関係の手遊びなんですけど、そういう研修がこの間あったんですけど、粕屋町の職員の方は全然来てなくて、ほかでも私いろいろ研修を受けるんですけど、粕屋町の方にお目にかかることがほとんど

どない状況。私の視点と保育士の皆さんの視点は違うと思うので、それはしようがないと思っているんですが、やはり多くの職員の方もそうでしょうけど、私たちは常に世の中の流れの中で、大切なものを見失わないためにどうしたらいいかという研修を受けて、やっぱり進んでいかないといけないと思うんですね。それで、是非、以前はそういう研修が御自分たちでなされておられたようです。ところが、現在それができない状況になっていたら、もっと抜本的にその研修の在り方を考えて、保育の質を上げる。そうしないと、何のための町立の保育所なのかというふうな流れになっていくので、その保育の質を上げるための研修というふうに言っていますが、これ、先ほど保育士がなかなか集まらないうと、集まったら研修が可能かなと思うんですけど、まず、とにかく保育士を集める。それを言ってもなかなか集まらないってことで、これは抜本的な改革が必要だと思うんですね。

川口議員が先ほどおっしゃってた会計年度任用職員、この方たちの研修の体制をもっと充実させる。それがあれば、粕屋町に正職を新たに採用するというのは非常に厳しい状況があるので、会計年度任用の方の働く年数、それから給与、そして研修。研修を受けたら手当がある、あるいはもっとうるということがあるという未来像を見せたら、人は必ず寄ってきます。そういう施策が、必要なときなんじゃないかなと。それをした上で、いろいろ考えていかないといけないと、私は思っているんですが、今、園の中で先生方がしてあるとか、県の事業うんぬんかんぬん、例えば、会計年度任用職員の方がそういう研修に行けたとしたら、その費用、あるいは公休で、あるいは交通費も出たりするんですか。そこまでの手当を、例えば予算として組んであります？まず、それをちょっと教えてください。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

基本的には、町のほうが研修のほうに派遣するということになれば、公務でありますので、旅費、研修費をすることになるかと思えます。ただ、先ほどから、なかなか会計年度任用職員さんのほうも含めて、なかなか外のほうに行けるものはありません。基本的には、今現在のところは、正職員の方が外の研修に行くことはあるかと思えます。あとは、その研修を還元するということで、園内での研修を行いまして、会計年度任用職員さんのほうにも、その研修内容のほうを還元していくとか、そういった形のほうの方策で行っております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

これは提案ですが、外に行くのは難しいと。じゃあ、昨日の井上議員の質問の中で、研修のために今の中央保育所の多目的ホール、そこを使えるような流れになってると思うので、内外のいろんな専門家を呼んで、そして、例えば夕方、保育が終わった後とか、お休みのときでも、ちゃんと時間給を払ってそういう保育の研修を受けてもらう。そして、各保育園でお互いに切磋琢磨して、研究会をしてよりよい質を上げるというそういう方向を、もっと具体的に、今からもう中央保育所ができて、仲原保育所が今後どうなるか分からないんですけども、新たな流れで町の保育を考えて、新たなステップに進んでいただけたらと思います。

そういった中で、もう一つ、2番目が、専門職、特別な支援を要する子どもや様々な困難を抱える保護者支援のための専門家の登用について、これをお尋ねします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

専門家の登用というところでございますが、今後、子育てに関する総合的な支援の役割というのは、先日からお話ししてるところであります。こども家庭センターが担っていくことになると思いますので、現在のところではございますが、保育所への専門家の登用については考えておりません。

ただ、町立保育所におきましては、特別な支援を要する子どもさんとか、様々な困難を抱える保護者に対して、適切な支援につながるように、経験豊富な職員の配置に努めて、支援や援助のほうに取り組んでまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

こども家庭センターがあって、各保育所があるっていうのはとてもいい流れだと思いました。私は先ほど述べましたけれども、提言書を出す時点においては、こども家庭センターという存在はまだなくて、粕屋町の町立の保育所の人気、保護者からの支持が高いのは、そういう何ですかね、親のいろんな支援、子どものいろんな支援を町につないで、きちんと対応できてるっていうところが、保護者の信頼が厚かったです。それを今度、こども家庭センターが担うと思いますが、実は、保育を視点にしたそういう専門家の考え方は少し違うのではないかと考えています。今のこども家庭センターは、今度、議会で説明があると思うんですけど、そのときにいろいろ聞いてみようと思うけど、子ども全般ですよ。私が今、中心にしているのは保育です。あるいは、保育と教育をどう考えるか。そういう視点からのアドバ

イスができる専門家、そういう方が必要。保育ソーシャルワーカーという名前で、今肩書がある方がいらっしゃいます。あるいは、そういう研修を引き続き受けるとか、そういう流れが必要ではないかと思うので、その辺の登用は、今は考えていないとおっしゃるし、こども家庭庁の組織がどういうふうになるか分からないと思うんですけど、今後その流れの中で、是非、お願いしたいなというふうに思っています。

それで、子どもは、遊ぶことを通していろんなことを学ぶ、そのために、周りの大人はどうしてあげたらいいかということを考えられるような、粕屋町全体の仕組みができれば、その子どもたちが小学校に上がったときにおいて、いろんな困難にも耐え、頑張っていけるんじゃないかなと。その力を未就学児の間に十分力が備わるように行って、その基盤整備、施設、あるいはインフラ整備は、粕屋町はできていますので、それを十分活用できる、そういう流れを是非作っていただきたいと思っています。

以上です。

次、4番目に行きます。パブリックコメントの募集の時期についてということで、「粕屋町パブリックコメント手続実施要綱」の第1条に、その目的は「町民等の町政への参加の機会を確保するとともに、町の政策等を定める計画等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民等と行政の協働によるまちづくりの実現と開かれた町政の推進に資する。」とあります。2月の20日、この一般質問の通告書を出す時点で、町のホームページに四つのパブリックコメントが掲載されていました。その締切りは、それぞれ3月の1日から12日となっていたので、違和感を感じて調べてみました。

1番、粕屋町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）、募集期間が2月の1日から3月の1日。それから2番目に、第6期粕屋町障がい者計画・第7期粕屋町障がい福祉計画・第3期粕屋町障がい児福祉計画（案）、これが2月の6日から3月の6日。そして3番目に、粕屋町自殺対策計画（案）、募集期間が2月の6日から3月の6日になっています。4番目に、粕屋町保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）、これが、募集期間が2月の13日から3月の12日。今回の四つの計画案は、住民福祉部のものです。担当の職員の皆さんは年度末にはまとめ、発表しなければならないというタイトなスケジュールとなっています。これらの計画はまちづくりの方針となり、それに沿って予算化がなされ、住民福祉サービスを展開するというものです。今までの流れを踏襲するならば、令和6年度の事業予算にも含まれているものもあるのではないのでしょうか。開かれた町政を目指し、町民の皆さんと一緒にまちづくりを考える。そのためには、もっと余裕のある流れが必要だと思います。募集時期の検討が必要と思いますが、次の3点について

質問をします。

1番と2番は、続けて説明をしていただきたい。3番目は、後でしていただきたいんですけど、1番に、なぜこの時期の募集なのか。それから策定委員会の準備経過報告の流れ、傍聴者の募集などの対応はということをお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

それではお答えいたします。まず、通常各計画の策定につきましては、計画の内容やボリューム等によっても異なりますが、次期計画の開始年度、大体4月を目指してスケジュールを立てて、単年又は複数年で進めていております。例として、令和6年から9年までの3年間の計画であります、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を挙げますと、令和4年度の当初から現在の令和6年3月までと、2年間をかけて計画策定を行っております。そのスケジュールにつきましては、令和4年度当初より早期に着手をいたしまして、策定協議会委員の募集や選定、それから計画策定の委託業者選定のためのプロポーザルの実施、住民や関係者へのアンケート、それからアンケートの調査と実施、そして結果の集計と分析、それから全7回の策定協議会による審議というように、2年間とは言え、かなりタイトなものになります。

また、この計画策定には、国の方針とか基準等の決定が大きく関与しておりまして、報酬改定内容や保険料の標準段階の確定、その他重要な部分について、国の決定が令和5年の12月末だったため、その決定を受けてから、町として、また今後の給付費の見込みですとか、介護保険料の算定まで行う必要があります。大変余裕のないスケジュールでパブリックコメントの募集の時期もこの時期となってしまいました。この計画については、国とか県の計画も、計画の期間が全く同じ時期になっておりまして、大体毎回このような同じようなスケジュールになっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

ほかの分は同じですか？私、前調べたら、これも1か月ぐらい早いそのパブリックコメントの募集の時期もあったんですね。だから、今は介護保険の関係の話で、しかもこれ実際、今度介護、何ですかね、保険の保険料が変わる、その関連もあると思うんですけど、それでちょっとこれはと思う感じがするんですけど、ほ

かの三つはどんなですか。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

介護のほうからあと二つ、自殺対策の部分と障がいの関係でございます。自殺対策に関しては、国とか県から示されるのが、時期はずれておりまして、国から自殺総合対策大綱というのが令和4年の10月に出ています。それからあと、福岡県の自殺対策計画は、令和5年から9年までの5年間の計画が令和5年の3月に出ておりまして、それらを参考にして、また、最新の情報も取り入れながら行っています。これは協議会等を行っていない計画になるんですけども、こちらは、もっと早めることはできるかと思えます。先ほどの介護のほうの分は、どうしても国のあれがおりてこないとできないものがありますので、あの時期は難しかったです、今年度。

それからあと、障がいのほうも、これ今まで、1年間の中で協議会を行ったりとかプロポーザルを行ったりとかしながらしております。今年、係とも話をしておりましたが、なかなか1年間では難しいなというところを感じておりまして、もう少し余裕があるとすれば、もうちょっと前倒しをするしかないかなとは思っていますが、どうしても先ほどの介護の計画も、3年間の計画で、新しい計画に入ってもう1年の最後ら辺は、もう次期の計画に移って3年間のうちの2年間以上、かなりもう次の計画のことに力を入れるような感じですので、できればあまり大きな計画でないときというか、そこにすごく時間がかかるものでなければ、できるだけその計画で立てた中身に力を入れたいという気持ちもあります。ですけど、やはり計画は大事ですので、ちょっと余裕がない分には、少し前倒しということも考えたいかなと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

石川健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（石川弘一君）**

健康づくり課所管の粕屋町健康事業実施計画（第3期データヘルス計画）と第4期特定健康診査等実施計画の件ですが、これにつきましては、本町の国民健康保険加入者等の健康保持増進と医療費の適正化及び健康寿命の延伸を目的に、平成30年4月に粕屋町保健事業実施計画（2期データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画を策定し、保健事業を推進してきましたが、令和5年度で計画期間が終了することから、今回、第3期データヘルス計画、第4期実施計画がまとまりましたので、皆さまから広く御意見を募集するために、この時期に行っているものでございます。策定委員会としては特に設置はございませんが、経過報告としては、粕屋

町国民健康保険事業の運営に関する協議会にて報告をしております。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

一番最後が一番大事なんですけど、その話をする時間が無くなってしまって、私は、例えばこういう計画をして、今年度のこの計画はこういうところがこうで、こういうところはこうですっていうことを、議会で報告をしていただけたら、随分、こちらが求めないといけなかったということもあります、確かにね。だけれども、やはり町としては、こういう計画を策定中であるという報告をしていただけるような仕組みを、議会もきちんと要望して、そして議会と町と町民が一緒になって計画を立てるっていう、そのパブリックコメントが重要になるという流れを作っていたらいいと思って、今後も議会にもその働きかけをしたいと思っています。本当は町長にちょっとお願いしたかったんですが、また次のときで、はい。まちづくりのことなので、またこういう機会があれば申し上げます。

以上でございます。

（13番 本田芳枝君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、本田議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後1時00分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

（7番 案浦兼敏君 登壇）

**◎7番（案浦兼敏君）**

議席番号7番、案浦兼敏です。通告書に従いましてから質問いたします。

今回は予定していた2問に加えましてから、町長の施政方針の初稿が出されましたので、これを加えた3問について質問いたします。

まず、令和6年度の施政方針について質問いたします。私はこれまで、予算編成方針の公表とか予算編成の見える化、また、新年度施政方針の早期提示について提案してきました。箱田町長はこれについて着実に実施されておりますことに対して

感謝申し上げます。

毎年2月下旬から今の時期になりますと、各市町の新年度予算の特色や目玉事業が新聞で紹介されています。粕屋町も積極的にアピールしてほしいと考えております。2月16日に提示されました、令和6年度施政方針につきまして、2点質問したいと思います。

まず1つ目の質問は、「はじめ」というところの最後に書いてありますけども、「職員が失敗を恐れず勇気を持ってチャレンジできる環境を整える。」ということです。私は、このことについて大いに賛成します。しかしながら、言葉だけでは不十分です。以前、町長は就任当初、外に飛び出せ公務員ということをおっしゃられました。その成果はどうでしたのでしょうか。これらを実現するためには、職員のスキルアップを図る研修とか、職員を正當に評価する人事考課、優れた職員を表彰する制度など具体的な仕組みづくりと、特に上司の理解があつてこそ、このような職場文化風土が定着するものと考えております。このことについて、町長はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

結論から申しますと、今の時代に前例踏襲型の公務員は要らないと思っております。この変化がすごく速い時代で、特に具体的に言いますと、例えば、GX、DX、そしてまた粕屋町にとっては、市制を目指す、この様々な行政課題に向けての職員の資質向上が非常に大事だということがあります。資質向上の前にやっぱりやる気、熱意だろうと思うんです。そういったことで、今議員が御指摘のように、表彰制度もこれも再開しまして、今進めておるところでございますが、特に、この市制の中で、粕屋町が今まで非常に不得手だった、ちょっと後進的だったPR、粕屋町とはどういった町なのか、どういった魅力があるのか。そして、どういった方向に進むのかという、このことを発信していく必要があるということで、シティプロモーション事業を立ち上げております。マスコミのほうも、これについて非常に関心を持たれて、今年になりまして数回の放送もあり、新聞にも報道はされております。3月にもまた、放送がされるというふう聞いております。こういったシティプロモーションのプロジェクトのチームを、課を横断した、部を横断した形で募集をし、若手職員が新たな観点、感性でこのことについて挑んでおります。私も様々な挑みについては、上司にも説明し、私自身もそれに乗った形で、この新たな事業について進めておるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

確かに職員にやる気を引き出すというのが大事であります。それでやっぱりこう、引き出すためには、頑張っ失敗を恐れず、頑張った職員に対する、例えば人事考課についても、従来は減点方式の人事考課とか、大抵そうなってますけども、減点方式じゃなくて加点方式ですか。そういうふうな人事考課にも改める必要があるんじゃないかと思えますし、職員表彰制度も、私が以前言いましてから、昨年、実際今年もされたんでしょうかね。そういうことで、やっぱりそういう仕組みを作らないと、なかなか職員が、個々の力だけに頼っては駄目だと思うし、特に問題なのは、やっぱりそれを十分理解できる上司、上司の意識改革は、僕は大事と思っております。そういうことについて、今後、町長もいろんなことをされると思いますが、そういうことを念頭に置いて、そういうふうな職員が心配なく勇気を持ってチャレンジできるようなそういう職場環境を作っていただきたいなというふうに考えております。

次に2つ目の質問は、基本目標4の「健全で持続可能な行政経営をめざす」の中で、第6次総合計画の策定と、これに合わせた機構改革、それと業務改善についてです。総合計画については、議会の議決事項になっており、前回、令和2年の後期基本計画の改定に当たりましてから、議会のほうも9月に特別委員会を設置して、膨大な計画面案について、11月までに議会の意見を取りまとめるという非常にタイトなスケジュールでありまして、議員からの不満も出ておりました。今回は特に、総合計画と総合戦略、この両計画を一体化し、また将来の市制を見越した実効性のある総合計画を策定する。とのことでありまして、多面的な検討が必要であり、このたび、議会も十分な検討期間を与えていただきたいと思っております。

そこで、第6次総合計画の策定スケジュールはどうなっているのか。また、議会への情報提供の時期などについて、どのように考えておられるのかお尋ねします。また、総合計画策定に併せて、機構改革、業務改善を実施するとありますが、その狙いと考え方についても併せてお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

第5次総合計画は、令和7年度までの計画となっておりますので、令和8年度を始期とする第6次総合計画を令和6年、7年の2か年で策定する予定としております。またその中で、令和6年度までの第2期総合戦略の計画期間を1年間延長して、既に県を始め多くの市町が実施しております、総合計画と総合戦略の一体化、

これを行う予定としております。

粕屋町は総合計画を行政経営のツールとして捉えております。これまでも、計画と予算の連動性を重視して事務事業別予算をはじめ、行政評価制度などに取り組んでまいりました。しかしながら、計画と予算、これ金ですね。などではなく、計画と人、この組織に関わることが非常に大事だと思っております。さらに、実効性、そしてまたその実際に効果がある実効性、これを高めることが肝要であると思っております。

具体的には、計画と組織が連動することによりまして、組織における目標やそれに必要な資源、これはもう、よく人材とか物とか言いますけども、この職員がより明確に動けるということにつながると思います。また、組織機構の観点で、BPR、これ、業務改善と言いますけども、このBPRを併せて行うことで、現状の業務を見直して、そしてこれからやるべく業務、つまり将来の市制を見据えた様々な業務、そして組織の姿がより具体的に見えるという形で、業務改善そしてまた組織の再編を行ってまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

さっき言いました、総合計画の策定のスケジュールは、どういう、例えば6年度どこまで行って、そしてから、例えば議会にはこの時点で情報提供するとか、そういうスケジュールについてもうちちょっと具体的にお聞きしたいということと、組織機構改革について一応今おっしゃいましたけど、もうちょっと具体的に何かこうイメージが湧くような形で説明をしていただきたいというふうに考えてます。お願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

スケジュールの詳細は担当課長のほうから説明しますが、まず人事につきましては、やっぱり秋頃をめどに考えていきたいと思っております。

その他につきましては、課長のほうから説明いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

総合計画のスケジュールにつきましてはですが、先ほど町長も申しあげましたように、6次の計画は令和6年度、7年度、2年間で策定する予定としております。た

だ、何月に何をするとといった現時点での細かい詳細なスケジュールは、もちろんプロポーザルもしてませんし、仕様書もまだ作ってない状況ですので決まっておりますけれども、おおよそは考えております。令和6年度につきましては、前の計画5次の計画の達成状況の検証、また各種アンケート、団体等のアンケートとか、住民へのアンケート等を考えております。

また、基本構想案の審議も予定しております、また並行して組織機構改革案の検討も進めていきたいと思っております。令和7年度に入りまして、基本計画案のほうの審議を行うんですが、前回と同様、6月議会で基本構想案の策定と、あと12月議会のほうで基本計画の策定について、議案として上程させていただきたいというふうに考えております。そのスケジュールで申し上げますと、前回と同様、うちもそうなんですけど、議員の皆さまにも比較的タイトなスケジュールになる可能性はあるかなと思っておりますが、恐らく基本構想案の議案が通ってから、基本計画の内容を見ていただく形になるかと思っておりますので、7月以降とかになるのかなと、ちょっとまだ詳しくは決めてませんが、そういった感じになるのではないかと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

さっきの話、基本構想は、来年の6月議会で諮りたいということです。だから、基本計画の段階でっていうことなんですけど、基本構想を上げる前に、例えば、議会のほうにこういう案として提示するとかそういうことも考えてほしいなと思っております。

それと、議会のほうもこの総合計画について、積極的に意見とか、場合によっては対案を出したいというふうに考えておりますので、そこら辺の情報を最終的に固まってから、ぽっと出すんじゃなくて、途中で検討状況を、今までここまで検討してますということで提示していただいて、それについて議会の意見のほうも、例えばこれについて意見を出すとか、そういうスケジュールを是非とも考えていただきたいと思っておりますけども、町長いかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今後、考慮してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

## ◎7番（案浦兼敏君）

議会では、先日、議会基本条例の改正について発議を行いました。これは平成24年4月に施行されました、粕屋町議会基本条例を議会が現在置かれている状況を踏まえて検証、見直しを行ったものでございます。私は、改正の大きなポイントは2点あると考えております。

第1点目は、第1条、目的における「町民との共創による開かれた議会の実現」ということです。これまで、協力して働く「協働」という理念がありましたけれども、これから一歩進んで「共創」、共に創るという理念によって、町民と分け隔てなく、開かれた議会を目指すため、議会の広聴機能を高めて積極的に住民の方との意見交換会等を行っていききたいというふうに考えております。

2点目は、第18条の議会局の体制整備です。議会事務局職員も議員と一緒に研さんを積み、議会の政策立案、提言機能を支えるパートナーというふうに位置づけておまして、これを踏まえて、議会においても総合計画の策定に当たりましても、執行部とも大いに議論してまいりたいというふうに考えております。

次の質問に移ります。次に、ボール遊びができる公園について質問いたします。私は昨年夏、地元の区長さんから「公園で遊んでいた子どものボールが外に飛び出し、近隣住民とのトラブルになってボール遊びができなくなった。子どもや保護者から、それじゃあどこでボール遊びできるのか、と問われて困っている。」という話を聞きました。このことが、今でも私の心に深く刺さっており、今回一般質問で取り上げることにいたしました。

そこで質問ですけれども、粕屋町には都市公園が14か所あり、駕与丁公園、スポーツ公園などの近隣公園が3か所、残り11か所は街区公園、主に児童を対象とした公園と思いますが、この中でボール遊びができる公園はあるのか、まずお尋ねいたします。

## ◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

## ◎都市計画課長（田代久嗣君）

公園は、幼児から高齢者まで多くの方々が御利用をいただいております。ボール遊びの内容にもよりますが、キャッチボールなどのボール遊びでは、他の公園利用者に危険がないよう配慮することはもちろんのこと、公園外へボールが飛び出さないようある程度広さがある広場やグラウンドが必要となってまいります。町内の公園で広場やグラウンドがあります、キャッチボールなどのボール遊びができる公園につきましては、粕屋中央スポーツ公園、阿恵大池公園、江辻運動公園がござい

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

次に、公園でボール遊びをしたい、させたいという、子ども、保護者からの要望があると思いますが、町としては、公園でのボール遊びについて、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

一概に公園と申しましても、規模や設置目的が異なりますので、用途に合った目的で御利用いただきたいと考えております。その中でも、公園は、いろいろな年齢の方々が利用されますので、利用者の安全は最も優先されるべきことと考えております。ボール遊びの内容によっては、他の利用者が危険を感じることもございますので、キャッチボールなどのボール遊びを行う場合には、広い広場やグラウンドがあります公園、先ほど御紹介させていただいた公園、そして、小学校の運動場や子ども広場でお願ひしたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

私は、2月中旬の天気の良い日曜日に、ずっと公園を見て回りました。ところが、公園には遊ぶ子どもの姿が少ないというか、ほとんど見かけませんでした。公園には児童を対象とした公園であることを掲示されております。ボール遊びについては、ほとんど記載されておりました。酒殿公園と酒殿芝生公園のみ、危険なボール遊びは禁止するという立札が立っておりました。そこで危険なボール遊びとはどういうものか。では、どのようなボール遊びだったらできるのか、そういうことをお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

近隣に居住されていらっしゃる方が、御利用される街区公園につきましては、標準的な面積が、2,500平方メートルでございます。その規模から、野球やサッカーなど、ボールを投げたり、バットで打ったり、蹴ったりするボール遊びは、やはり、他の公園利用者にボールが当たることもありますし、また、ボールが公園外の住宅や道路に飛び出すこともあります。ボール遊び自体が危険なわけではなく、ボール

遊びを行う場所や状況が、適さない場面で行うことが危険につながるものになるものと考えております。街区公園におきましては、幼児が大人とボールを転がして遊ぶ場合や、あるいは柔らかいボールを使ってのボール遊びなど、そのような時は、ほかの公園利用者にも危険がありませんので、このようなボール遊びは問題ないものと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

私は、ホームページで各都市の公園のボール遊びの状況を調べてみました。ホームページの中で、インターネットの中で毎日新聞の令和5年11月26日の記事がありまして、「都市公園法には、遊び方について特段の禁止事項がなく、管理している自治体が、近隣住民からの要望により制限を設けている。全国的には約6割の自治体が、都市公園でのボール遊びを禁止しているが、近年、この制限を見直す動きが出ている。」ということでした。記事の中で、他都市の市町村の取組が紹介されておりました。

川崎市では、令和5年8月に公園でのルールづくりのガイドラインということで、ボール遊び編を作り、ガイドラインに沿ってワークショップなどを実施し、公園ごとにルールを定めています。熊本市では、令和5年6月に、逆にボール遊びおすすめる公園マップを作成し、これの利用を呼びかけております。

また、千葉県船橋市においては、平成26年8月に市長と中学生が船橋の将来を語り合う、「こども未来会議」において、ボール遊びのできる公園を造るという、そういう提案を受けまして、ボール遊びのできる公園検討委員会を設置し、平成28年からボール遊びのできる公園の運用を始めております。インターネット調べると、このような動きは多数出ております。粕屋町は、子どもが多い町でありますし、町長は、「こどもまんなか社会」の実現を目指しておられますので、町長は、このような各都市の動きについて、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

私もその一例であります船橋の施設についてのルールづくり、これについての経緯、そしてまた結果についても調べて存じ上げております。やはりそういった「こども未来会議」中学生と市長が話をされてそういった発想でされたんですが、やはり、先ほど都市計画課長が言いますように、硬いボールについての取扱いが、非常にやはりここがポイントだろうと思うんですね。実際、過去、町内の公園でもお年

寄りの方が危ないと。もう目の前でボールを投げたり、打ったりしてるようなことがあって、そういった苦情を数多く受けたことがあります。そういった意味で、大多数、最大公約数での公園の利用の満足度という観点から、やはり制限せざるを得ないということで、小さい街区公園につきましては、それは制限をしております。ただ、公園は、高齢者だけのものでもございませんし、子どもだけのものでもございません。

そういった意味で、今後、そういった地域の方々との対話を含めて、私も、先日、阿恵のほうに地域の懇談会にも呼ばれまして話しましたが、そういった場を捉えまして、この公園についての在り方、これを今後、検討、研究してまいりたいと思っておりますし、その中で、住民の方々との交流を交えて意見を集約し、今後の公園の在り方についてのコンセンサスを得ながらルールを作ってまいりたいと思っております。

#### ◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

#### ◎7番（案浦兼敏君）

先ほど紹介した事例には、アンケート調査を行ったり、地元でのワークショップの立ち上げなど、まさに職員の方が地域に出向いてそういういろんな支援をしたから、実現したものと考えます。私は、町長のいわゆる、外に飛び出せ公務員というのは、まさにこういう、外に飛び出して、地域の課題について、それを解決するための方策について支援を行う。そういう職員を育ててほしいという、町長はそういう思いで、外へ飛び出せ公務員ということでおっしゃったんじゃないかならうかと思えます。

また、さっき町長も言われましたように、船橋市における、市長と中学生が将来を語り合う「こども未来会議」、あるいは最近、SNSで有名になっております広島県の安芸高田市における、中学生との「生徒議会」、また昨日の一般質問で、給食関係で川西市の市長と中学生の意見交換会で、給食のふりかけ持参ということなど、やっぱりそういう「こどもまんなか社会」である、子どものそういう意見なり要望なんかを聞く機会を持つべきじゃないかならうかというふうに考えてます。

議会のほうにおいても、子ども議会やってますけども、これは飽くまでも議場見学会ということで、見学させてから模擬の質疑とかやってますけども、実際にやっぱりこう、そういう生徒さんを相手にして、責任ある答弁するのは執行部しかないと思えますんで、やっぱりそういう子どもなりの意見を聴いて、そういう意見を反映する仕組みを、粕屋町でも導入すべきじゃないかならうかと思えますけども、町長の意見をちょっとお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

ちょっと教育長が今おりませんので断言はできませんが、特に中学校、なかなかカリキュラム等が非常に厳しくてタイトで、そういった時間が取れば、本当にいいんでしょうが、私も全く、これについては賛成でございます。若い方との語り、そしてまた、子どもたち、これから先、この粕屋町、日本を担っていく若者を醸成するためにも、様々な社会問題を含めて、私のほうからも言うし、提案するし、中学生からも様々な提案、意見も聞きながら、共にこの粕屋町を築いていきたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

私は、YouTubeで安芸高田市の「生徒議会」の市長と生徒さんのやり取り、議長役も生徒さんがやってありましたけど、やっぱりなかなかこう大したもんだと思ってますし、やっぱり中学生と言ったら、あと何年か後には有権者になりますよね。そういう主権者教育にも、大いに役立つんじゃないかというふうに考えておりますんで、是非ともそういうことで御検討をお願いしたいとも思っております。

次に都市計画道路の整備促進と財源について質問いたします。粕屋町は、交通の利便性のよさなどから人口が増加しておりますが、開発に伴い、大型の物流車両等が、幹線道路から生活道路に進入しているため、町民の安全快適な道路ネットワークの整備や安全安心な道路施設の整備に対するニーズが、ますます高まっているものと思います。これにつきましては、前回の後期計画のときに町民の意識調査をされましたけども、その中でも、やっぱりこれ上位にあるんですよ。だから、やっぱりそういうとこ、先ほどありましたように、粕屋町は、道が狭くてから、そして不審者が多いからってというような話もありましたよね。やっぱり粕屋町、だから、幹線道路の整備も多くないし、生活道路の歩道とかなんかの整備も。前回のときに外部評価されてますよね、総合計画。その中でも、やっぱりこう指摘されているのは、スピードが遅い。それと、要するに財源を確保して、もう少し県のほうにも協議、調整してほしいというような、そういう外部の委員さんからも意見が出ております。だからやはり、粕屋町がこういう利便性があるということは、逆にそれだけやっぱり交通は集中しますんで、交通渋滞とかいろんな不自由があるわけでございますけども、やっぱりそういうことで、かなりの町民の方から、道路に関する問題について、いろんな苦情とか要望が上がっております。

このような町民の声を受け止めて、私が所属します総務建設常任委員会では、都市計画道路の検証、見直しについて、昨年8月に福岡県と糸島市の調査を行い、昨年11月に都市計画道路の検証、見直しに関する要望書を町長に提出いたしました。その内容は、路線カルテの開示と都市計画道路の優先度や、変更、廃止、存続についての調査費を令和6年度予算に計上するとのことでした。町長はこの要望を受け、令和6年度当初予算に調査費を計上されました。そこで、この調査の対象路線とか調査の内容、実施スケジュールについてお尋ねします。また、この調査の結果をどのようにいかしていくのか。また、町民への公表を考えているのか併せてお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

令和6年度当初予算に都市計画道路交通量推計調査委託料を計上させていただいております。この調査業務は、町内にある未着手2区間を持つ路線の都市計画道路、6路線につきまして、現状の交通実態調査及び完成時の将来交通量推計を令和6年度に行い、今後の都市計画道路の見直し、検証に向けた基礎資料を得ることを目的として、調査業務を進めることと予定しています。将来交通量推計などの調査結果を整理いたしまして、どのような形で公表するかは、今後検討したいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

それじゃあ、今回は要するに、未着手の路線を含めて、それと未着手路線合わせて6路線について調査を行うということで、現在、現状調査と将来交通量調査っていうことですね。ですから、やっぱりこういう調査をした結果を町民の方にある程度示して説明しないと、やっぱり町民の方のいろんな不満とか、いろんなあれがありますんで、やっぱりこれについては、こういう結果でしたっていうことで、こういうことで、こういうふうに見直しますとか、そういうことを示すべきじゃないかというふうに考えます。

次に、都市計画道路には、県の決定のものと町決定のものがあるとのことですけども、その整備のための財源の違い、また国県からの支援、補助金などはどうなっているのか、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

都市計画道路の整備におきましては、都市計画の決定者による財源の違いはございません。計画に基づいて、事業主体である町や県のほうに、国からの交付金、社会資本整備総合交付金の支援を受けることができます。この社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とされております。交付対象事業の中には、国道や都道府県道、市町村道の新設、改築などの道路事業も含まれており、この対象事業に対し、国より50%の交付金を受けることができます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

確認しますけども、町決定とか県決定というものについては、別にそういう財源の違いはないということで、県決定の場合は、県に対して国から社会資本の交付金が50%出るということですね。これに対して、町からの負担金もあるわけですかね。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

街路事業、こちらにつきましては、事業主体が県の場合、地元負担金というのが発生いたします。こちらが交付金事業でございましたら、6分の1、これが地元負担ということになります。県単事業、交付金が付いてない分になりますけど、こちらについては地元負担金が4分の1ということで、地元からの負担というのが発生いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

そしたら、町決定の場合については、国から50%の交付金に来て、県からは補助金はないんですか。あと全部町が負担することになるんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

事業主体、県とか市町村、そこに国からの交付金が来るということになりますの

で、事業主体が町であれば、県から特に負担金が来るということはございません。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

いつも道路の関係でいろいろ話しますと、すぐ、財源がないというふうな話を聞きます。それで、私も何やろうかといろいろしよってね、この総務建設常任委員会で、今年1月、群馬県の高崎市と藤岡市に調査へ行きました。その時に、都市計画道路の整備推進のために都市計画税が役立っていることを聞きました。

それです、都市計画税の目的、用途の範囲、課税の方法などについてお尋ねします。また、粕屋町において都市計画税、制限税率0.3%になってますけども、これを徴収した場合、どの程度税収が見込めるのか、併せてお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

洪田税務課長。

**◎税務課長（渋田加奈子君）**

それではお答えいたします。都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的で税収の使い道が定められている税として課税するものになります。課税の方法としましては、原則、市街化区域内に土地や建物を所有している個人や法人に対して、土地又は家屋の評価額に基づいた課税標準額というものに、税率を掛けた額を課税します。なお、税率につきましては、先ほど議員さんおっしゃったように上限が0.3%となっております、課税市町村の条例で定めること、決めることが可能となっております。税収の見込みにつきましては、上限の0.3%で試算した場合、約5億7,000万円程度の調定の見込みとなっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

5億7,000万の税収というのは、非常に、これがあればかなり、都市計画道路だけではなくて生活道路のほうも整備に回される予算が確保できるんじゃないかというふうに考えますけど。それで、都市計画税というのは、私もちょっと理解、勉強不足で、市になるときに検討するもんというふうに考えていましたけども、ホームページで調べますと、町でも課税してるところは結構ありますね。これ地域差があって、北海道なんかはほとんどの市町は都市計画税を取ってますけども、九州では取ってるところが少ない。特に福岡県は、全部の市レベルでも、近隣の古賀市とか那珂

川市などは徴収してません。前、市制の関係で那珂川市に調査行った時に、市制移行に向けて町長があちこちでタウンミーティングに行かれて説明されて、市になっても税金も一向に変わりませんか。職員も給料とか、議員の報酬も変わりませんというようなことを言うて回ったということで、だから、都市計画税を取ることができなかったんだろうと思いますし、やはり市になるためには、それだけの都市としての基盤を先行的に整備していく必要があるんで、やっぱり、そのための財源が必要になってくると思います。

人口的にちょっと調べてみましたところ、人口上位の町、粕屋町は全国で5番目の人口多いところ。その1番目の広島県府中町から4番目の神奈川県寒川町、これについては全部都市計画税取ってるんですね、はい。だから、広島県府中町は5年度の一般会計が192億2,600万円、町税収入は75億3,700万円、都市計画税が4億4,500万円、府中町の場合は、0.3ではなく0.1で取って、この金額になってます。そして、神奈川県寒川町は、一般会計は173億2,500万、町税収入87億3,400万円、このうち都市計画税5億1,800万円ということですからかなり重要な財源となっていました。これから市制に向けて、都市インフラの整備、特に都市計画道路や通学路の歩道の整備促進、また、町内5か所で検討が進んでおります、土地区画整理事業の推進に取り組むならば、やっぱり、これらの整備計画を町民に示して、都市計画税の導入を検討検討する必要があると思いますけども、箱田町長の考えをお尋ねします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、全国の都市計画税を課税している状況は、議員が今るる御説明いただきましたが、福岡県内においては、当然町ではありません。市の中でも、今おっしゃるように、古賀市、那珂川市、そしてまた大きな糸島市もございません。これは様々な事情があるようでございます。合併して大きな市になったところ、合併前のそれぞれの町の状況、市の状況があったということも聞き及んでおります。

また、なかなか市になっても都市計画税を導入できないのは、ちょっと言われましたが那珂川の場合も、事前の町から市へ昇格する部分の中での説明で、そういった前段のことがあったということもあります。それとまた大きいのは、うちは5割近くが調整区域になります。都市計画区域についての課税はするんですけども、その中の市街化区域について徴収する部分と、調整区域については、またこれがその差ですね。要するに、不均衡が生じるっていう部分でのなかなか住民の理解が得られないっていう部分も大きくあります。

また、元々のことは、税金が高くなるんですね。やはり、この税金が高くなることについての説明が、相当の説得力がないと駄目だろうと思います。都市計画事業と大ざっぱに言っても、様々な道路事業、橋梁事業、あるいは公園事業等もありますけれども、具体的にこういった事業に都市計画税を課税した後は、その税収の財源をこの事業に使っていくということで説明する必要がありますので、今の段階では、それはちょっと明示はできませんし、今後の検討として考えてまいりたいと思っています。

#### ◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

#### ◎7番（案浦兼敏君）

確かに、近隣では取ってないからということもありますでしょうけども、逆に粕屋町が取ったらほかの近隣も取るようになってくんじゃないかろうかという気もいたします。ですから、やっぱりそこら辺は、取るからにはきちんと住民の方に説明ですか、取ることによって、何がどう変わるのかというのを説明する必要があるんじゃないかろうかというふうに考えております。

これまで度々、私も都市計画の関係で質問してはいますが、昨年9月、今まで、県決定の井尻粕屋線の進捗状況を聞きましたけど、何回聞いてもあと10年ぐらいっていう話で、なかなか先は見えないですね。県が進まないなら、町決定のせめて南里新大間線をしたということで、昨年9月、町長に質問したら、「渋滞が非常に多い部分の解消に、非常に役立つ大事な都市計画道路と思ってるけども、延長1.5キロの長い路線で、時間、財源、地権者の協力が必要。」と答弁されてます。一番大きいのは、やっぱり財源というのが一番大きな要素だろうと思います。

だから、この都市計画税をすることによって、この南里新大間線のほうの整備が進むことを期待してるところでございます。やっぱりこう税金というのは、町民にとって苦い薬なんですよね。それとか、この都市計画税の課税について、国会図書館のほうでもいろいろ研究の論文とか出てはいますが、やっぱり、固定資産税の二重課税じゃないかというような、そういう反発もありますけども、やはりただ、そういう今まで取ってないのを取るんだから、やっぱりどうしても住民のほうから苦情出ますが、それを説得できるような計画なり、そういう考え方を示して、今後進めないと、粕屋町もなかなかこう人口5万人は達してませんが、やっぱり、今から人口が増えるときに整備しておかないと、これはあと10年過ぎてからすれば、また人口減少すれば、だんだんできなくなるんで、そういう勢いがある時にそういう形をしないと、なかなか都市基盤の整備ができないんじゃないかというふうに考えております。

そういうことを踏まえて、あえて、町長から言い出しにくいだろうと思いで、都市計画税についてですね。財源もいろいろ、予算編成に当たっては、財源探しをいろいろ苦勞して、してあると思いますけども、こういうふうに課税自主権を町に与えておりますので、これを有効に使って、町の基盤整備をやっていただきたいなと思いました。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

(7番 案浦兼敏君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、案浦議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

再開を14時といたします。

(休憩 午後1時52分)

(再開 午後2時00分)

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号3番、杉野公彦議員。

(3番 杉野公彦君 登壇)

**◎3番（杉野公彦君）**

議席番号3番、杉野公彦です。

通告書に従い、一般質問を行います。

今回は、当町における一般競争入札の推進についてと一般廃棄物収集運搬許可に対する町の方針について質問をいたします。まず1点目、当町における一般競争入札の推進についてですが、令和4年度の決算資料から、各課の入札の執行状況を集計させていただきました。紙資料から手集計で積み上げましたので、若干の誤差はあるかもしれませんが、当町において令和4年度に執行された入札総数は152件、そのうち一般競争入札によって契約に至ったものが90件、指名競争入札によって契約に至ったものが62件でありました。全体の40.8%が指名競争入札ですね。更に言えば、随契でいくと、特命随契が422件、プロポーザル16件、見積り競争が249件、この特命が多いというのもちょっと気になるころではありますが、今日は飽くまでも、入札のことについて質問をさせていただきます。

総務省のホームページを確認しますと、入札契約制度については次のとおり記載されています。地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法であります一般競争入札が原則とされております。一方、この原則を貫く

と、調達準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなる他の弊害が生じることがあり得ます。このため、指名競争入札や随意契約が調達の例外的な取扱いとして認められているということですね。この原則からいきますと、指名競争入札というのは飽くまでも例外とされております。当町の入札において、全体の40%超が指名競争入札となっている現状、この現状を町長はどのようにお考えでしょうか。

答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

過去、この粕屋町におきましては、指名競争入札が当たり前という状況がございました。もう少し加えるならば、随意契約も非常に多い件数でございました。私が就任して、監査委員さんともお話をする中で、これは改善しようということで、改善に努め、議員も御存じのように4年度決算の決算審査でも、監査委員さんから、非常に一般競争入札も含め、そういった契約の比率が高くなって、公平性、公明性が非常に高くなったという評価も頂いているところでございます。また、その数字につきましても、これは、今言われたのは多分工事請負のことだけだと思いますが、委託も入ってますかね。委託につきましても、今はもう6割ぐらいの一般競争入札の比率になっております。細かい部分につきましては、後ほど、指名競争入札委員会の委員長であります副町長のほうからお答えしますが、私自身は、他町、福岡市も含めて、この近隣自治体の中では飛び抜けて一般競争入札率が高いというふうに理解をしております。数字的にもそれが表れております。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

私のほうから、ここ3年間、令和2年から4年までの3年間の一般競争入札の割合をお答えさせていただきます。令和2年度が約20%、令和3年度が約50%超、令和4年度が、議員御指摘のように約60%超というふうに、ここ数年で大きく、一般競争入札の割合を増やしてきているような状況でございます。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

それでは2番目の項目ですが、指名競争入札が入札案件の40%を占める。これ何

か特別な理由があるのかと、ちょっと思ったわけです。と言いますのが、よその自治体では、福岡市はまだ残ってると思いますが、久留米市さんなんかほとんど一般競争入札でやってると思うんですよ、数年前から。状況は若干違うとは思いますが、参考的に言わせていただきますと、指名競争入札にすることができる要件というのが、地方自治法の施行令、第167条に3項目規定されております。契約の性質目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。2番目に契約の性質目的により入札に加わるべきものの数が、一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。3番目、一般競争入札に付することが不利と認められるときっていうものがあるんですね。ですので、こういう何か特別な、40%の何て言いますかね、指名競争でこういう理由があるという理解でよろしいのでしょうか、お尋ねします。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

指名競争入札を行っておる理由でございますけれども、指名競争入札につきましては、一般競争入札に比べ、手続が簡素で、事務処理にかかる時間や職員の負担が大幅に軽減するというメリットがございます。また、優良適切な業者を確保できるという点もございます。

あわせて、指名競争入札には地場業者育成をできるという観点もございます。以上のようなことから、やはり、指名競争入札は、一定程度、今後も続ける必要があるのかなというふうに考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

それではお尋ねします。指名競争入札に諮る案件について、金額的な要件、例えば幾ら以下のものについて指名競争入札を行う等の条件は、規定はされておりますでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

一般競争入札、指名競争入札の区分につきまして、金額での区分はございません。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

よその事例、県外になりますけど、実際やっぱりそういう金額的な制限を持って指名競争入札をされてあるところってのは実際ございます。それから、一般競争入札、先ほど指名競争入札に関しては地場業者の育成という観点のお話でしたが、これ必ずしも指名競争入札でないとできないということはないと思うんですよ。御存じだと思いますけど、一般競争入札には条件付一般競争入札がございます。それによって、例えば、エリア、業者のいわゆる所在地等のエリアによる指定でありますとか、粕屋町の業者登録にそもそも登録をしていないと駄目だとか、その辺の条件を先に付して条件付一般競争入札としてされる場合が想定されるんじゃないかと思うんですが。そういうことも考えて、今後、指名競争入札から一般競争入札にそういった条件付も含めて、移行させていくことが必要であると思うんですよ。町のほうにはその考えというのは、今現在で結構ですけど、ございますでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

議員御指摘のように、入札に関しましては、今後も様々な工夫、検討を重ねていく必要があると思っております。

ただ、私どもの競争入札における一般競争入札の割合でございますけども、他都市、先ほど例に出していただきました福岡市ほか、数団体を調べさせていただきましたけれども、福岡市におきましても競争入札の割合は約30%、そのほかの団体におきましても、それ前後、それより相当低い数字の団体もございました。私ども粕屋町は、原則である一般競争入札を多く取り入れているというふうな状況があると思っております。そういう状況はございますけれども、今後も更に検討しながら、一般競争入札を原則としながらも、一般競争入札と指名競争入札、それぞれのメリットを見極めながら、入札の適正化を更に図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

そうですね。うちが、決してよそに比べて低いということ言ってるわけではございません。数年前よりかなり努力をして、一般競争入札が伸びていっているということも理解しております。ただまあ、飽くまで法に照らして考えれば、この辺は

法律に従うところはちゃんとしておかないといけないのは、コンプライアンスの問題ですよ。また、明確に指名競争入札っていうものをやられるのであれば、明確な何か基準が、僕は必要だと思ってます。場合によって、どういう理由か分からないですけど、こっちは一般競争でこっちは指名だとかいう、よく分からない理由によってその辺が区分されているようなことがあるのであればちょっと問題です。で、周りから見てもその辺がはっきりと分かるような、何かそういう基準づくりというのが必要だと私は考えるんですが、町長いかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

競争入札の在り方については、様々な観点がございます。議員も、昔から御存じだと思いますけども、やはり、粕屋町にあります様々な会社が、不況にさらされて倒産したり、あるいは実際営みができなくなるような状況もあります。行政は、やはり地場のそういった企業の育成、あるいは地域の浮揚については考える立場にございます。その辺の総合的観点から、こういった入札制度についても考える必要があると思います。それと先ほど言われましたように、地域条件を加えたらどうかということになりますが、これでやってしまうともうほぼ指名競争入札は変わらない状況になろうかと思うんですね。しかしながら、私も経験あるんですけども、入札の在り方については、例えば総合評価方式を入れながら、様々なポイントから加点をしながら、入札をやっていくという方法もございます。今後、副町長を中心に様々な、そういった入札の在り方についての検討をさせていただきたいと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

そうですね。電子入札は6年度から始まる、確かそうだったと思います。今回新しいシステムが入って、入札制度が大きく動くというところに来ておりますので、そういったルールづくりというものもしっかりやっていただきたいと思います。粕屋町における入札というものが、公平、公正に行われるということが第一でありますので、その辺については、今後、しっかりと検討を進めていただければと思っております。それでは、以上で1項目終わります。

続いて、2問目ですね。一般廃棄物の収集運搬許可の町の方針についてお伺いたします。まず、一般廃棄物の収集運搬の許可については、過去別の議員から質問が、結構何回もなされておりますし、直近では、遺品整理ごみ限定の収集運搬の許

可、これ福岡市が始められたというようなお話で質問がございました。これまでの一般廃棄物収集運搬についてのそういった一般質問の議論を聞いていく中で、私なりにちょっと感じている疑問点がありましたので、その辺をお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、当町では一般廃棄物収集運搬許可に関して、収集運搬が困難な状況にはないということで、許可をしていませんというような御回答が以前あったかと記憶をしております。そういう考え方で変更はございませんでしょうか。確認のためお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

本町の許可業者2社にて、一般廃棄物収集運搬が十分にできていると考えております。そのため、この考えを変更する予定はありません。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

それでは次に、現状、家庭系ごみの収集運搬というのは、町からの委託という形で行われておりますので、実質、許可による収集運搬が行われているというのは事業系ごみを中心に、臨時ごみは別として、家庭系の臨時ごみを別としまして、事業系ごみというものが中心になるというふうに理解をしているんですけど、これもこれに間違いはないでしょうか。確認です。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

御認識のとおりです。家庭系ごみは、許可業者への委託。事業系ごみは許可業者において、事業者と個別に契約をしている状況です。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

町長は、市制を目指すということも言われておりますし、九大農場跡地辺りの開発だとか、様々な開発の計画っていうのが、今現在、進んでおります。都市計画課でしたっけ、企業誘致ですね。それも実際、進めてあると思うんですよ。今のこういった状況から考えると、今後このような開発が進むことで、事業系一般廃棄物は増加するんじゃないかというような予想も立つわけですね。事業系一般廃棄物に限

定した収集運搬許可っていうのも、福岡市での例ではないですが、そういったことも検討する必要があるんじゃないかと私は考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今おっしゃるように、粕屋町には様々な企業立地する計画がございます。ただその中で、今度、クリーンパークわかすぎの新たな燃焼施設、更新の時期が来てますので、それに着手したわけですが、今度は可燃性、燃やすほうですね。燃焼方式の処理になりますので、これは、今までチップを作るような作業、これ逆にチップを作りたいという方向でごみの減量化については、ちょっと消極的だったと思いますが、今度焼却方式になりますので、ごみの減量化が非常に重要になってくると思います。これは、今から先、様々な計画をするわけですが、事業系ごみの今の状況で言いますと、基本的に家庭ごみの収集運搬ルートに合わせて収集を行っております。事業系一般廃棄物が増加した場合にも、まだまだ対応できると認識をしております。今の時点では、まだそういった計画はございません。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

はい、分かりました。ちょっと参考までに聞かせていただきたいんですけど、この事業系の一般廃棄物の収集運搬にごみ袋がありますよね。ごみ袋を企業が買うっていう話になるんですけど、これと別に収集料金っていうのは、確かかかってたんじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがですか。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

別に収集料金はかかっております。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

ちなみに価格は幾らなんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

それは業者のほう事業者と話しまして、その事業者の量とか個別に違いますので、個別に契約をしております。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

ということはですよ、価格設定は行政は関与しませんということですよ。よろしいですかね。いや、今の話でいきますと、この価格決定を行政がしないんだったら、これ自由競争ですよ、業者の。許可業者が2社しか認めません。でも中は自由競争ですよっていうのは、ちょっとこれ論理的に破綻してるんじゃないかと思うんですけど。この点についていかがですか。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

収集運搬料金は申しましたように、事業所でどれだけ出る、こういったものが出るというの、町では把握しておりませんし、許可業者のほう、その収集のそういった状況で料金を各事業所と決めて契約をしている状態になっております。

**◎議長（小池弘基君）**

杉野議員。

**◎3番（杉野公彦君）**

ちょっとその辺に疑問があるんですよ。今の話だと価格は自由に決定してください、業者と相対ですよ。してもらっていいですよっていう話があるんですが、でも、そこに2社しかなくて、2社どちら選んでもいいんでしょうけど、それ以外の自由競争というのが成立しないわけですよ。これってどうかするとカルテルの話になるんじゃないですか。と、僕はちょっと思うんですよ、そこ。僕は価格設定関与してると思ってたんで、その辺どう考えられますか。町長。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

業者の中でこれ自由競争の形ですよ、事業所と収集運搬業者が。事業系ごみのこれは処理するための料金です。これは公が入ってます。その収集についての、例えば距離とか様々なことがあるんでしょうが、それについては、その業者と事業所が話しながら決めていくという状況があるろうとは思いますが、なかなか実態について、ちょっと、課長が言いますように把握してない状況ですね。まだ、そういったことで、そういったようなその契約形態になっているかをちょっと調査してまいり

たいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

そうですね。家庭系ごみの話は、町が委託して町がお金払って全部してもらってるんで、これ別に委託ですから、全然構わないと思うんですよ。ただ、ここの事業系の分が、いわゆる価格の決定辺りに町が全く関与してなくて、さっきの話だと、数量も業者数とかも把握してないということになりますよね。それが果たしていいのかどうか。今の話だと、僕は自由競争と捉えてしまうので、この自由競争であれば、そこ門戸はオープンにしないと、これ業者さんたちが、競争が働かないで、下手なことを言うと高い値段でって話になるかもしれないじゃないですか。実際、これ調査してるわけじゃないんで分からないんですけど、やっぱり、普通そういった市場取引、複数の競争が働くことによって値段が適正化されていくということがあると思うんで、ちょっとそこについては、しっかり調査をいただきたいと思います。この辺はきっちり、何て言いますか、町の中できちしルールをやっぱり作らないといけないんじゃないですかね。そもそも、福岡市さん、前回、遺品整理ごみの話、限定許可という話があったんで、ちょっと今回、事業所のことも言ってみたんですけど、確かに福岡市辺りは、事業所は事業所限定で何か許可を出してるってことも調べたら、そうやったみたいなんですよ。だったらそこは、もう切り分けて家庭系とは別にすべきじゃないかなと。今の話を聞くと、僕はちょっと率直には思いました。その辺も含めて、検討はいただきたいと思います。

率直に皆さん、ばんばん答えていただいたんで、ほぼほぼ質問内容はこれで終わりましたが、今回、質問させていただいた件というのは、いずれの場合もその公正とか公平ってこのルールの話なんですよ。ここにきちっとのっとって行うということが大事だと思います。先ほど案浦議員の中でも、行政はスピード感がないという話があったんですけど、このスピード感の問題がやっぱり言われるんで、こういうことも早速取り掛かっていただいて、できるだけ早くこういうことはもう結論を付けていただきたいなと思います。

また、この後の進捗状況についてはまたお伺いしていきたいと思いますが、そうですね、僕は一応こういう何かな、いろんな計画的なことは予算絡まないことなんで、できれば来年度予算決定前の9月にはこの辺の結果をまた聞きたいなと思ってましたんで、できればまた9月にその辺のことは改めてお伺いしたいなと思っております。

大分早くなりましたが、以上をもって私の質問を終了させていただきます。

(3番 杉野公彦君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今、杉野議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

再開を14時35分といたします。

(休憩 午後2時24分)

(再開 午後2時35分)

◎議長(小池弘基君)

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番(山脇秀隆君)

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問をいたします。

今回の質問は、今年度にかける町長の令和6年度施政方針についてであります。

令和6年度の施政方針は、当初予算の使い道と総合計画に沿った将来の粕屋町のウェルビーイングなまちづくりの方策が満載されております。過去最大の予算規模となる、積極型の予算編成であると示されました。新任の池見副町長を据えて、期待が膨らむばかりであります。そこで、重点施策や新たな事業に対する町長の考え方を聞いてまいります。

まず、こどもまんなか社会の実現、子育て応援都市かすやを実現して、こどもと家庭を支援するための中核拠点として、第2こども館建設の建設地の選定作業に当たるとしております。この第2こども館についてお聞きします。

現存の第1こども館は、庁舎前に建設されており、既に地域の子どもや子育て世代のコミュニティの場と定着しつつあります。これまでの課題として、館を利用する子どもや子育て世代が、アクセスの課題から、近隣の地域の利用者に限られていることが挙げられておりました。そこで、建設地の選定において、どの地域を重点的に考えているのかお聞きします。

◎議長(小池弘基君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

まずは、6年度にまだ入ってませんが、6年度予算でその建設地の大体の測量とか、そういった周りの環境についての調査を行う予定でございます。実際は、これは委員会を立ち上げようとは思っております。数名の者で決定するのではなくて、私の意向を踏まえた上で、その内容、そしてまた、どういった規模にするか。

特に、その内容が非常に重要だと思われます。これは後ほどまた出てくるとは思いますが、第1こども館、今のこども館を造った当時の状況と今が、相当変わった状況になっております。特に、小・中学生の相談施設であります、相談室と昔言っていました、もう今では「ぽると」になっておりますが、先日の学校経営報告会でも、利用度が相当に高く、もう本当に行列ができるような施設になっております。そういったニーズが多くなっている状況が、当時の第1こども館のときと大きく様変わりしてきております。また加えて、こども家庭庁が発足し、子ども子育て支援についての対応が中核拠点という位置づけで、今度こども家庭センターができますが、それとの関連性も含めて検討してまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

地域の限定はしてないというお話でよかったのかなっていうふうに思っています。これ、町内全体を見まして、できるところを選定していくと。ニーズに合ったところに選定をしていくっていう考え方ということですね。それで、今、るる、建設について町長のほうからお話がありましたように、こども館の構造や大きさ、また内容、規模等、また地域の居場所づくりの目的という部分でも、土地の場所が大事であるというような御意見だったというふうに思っています。ある程度、今言ったようなことを実行しようとする、ある程度土地の広さが求められるのではないかなというふうに思っています。それで、考え方として、町有地を探すのか、また、民間の土地利用を考えてあるのか、建設地や建物についての考え方を、もう1回ちょっと聞きたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、第1こども館がちょうど、この官庁街といいましょうか、町の中心部にありたいと思います。そういった意味で、非常に利便性が高いというふうに私は認識しておりましたが、校区によってはここに通えないと。子どもたちでは通えないという部分がございますので、これは、粕屋町をやっぱり公平に子どもたちが通えるようなこども館の位置が非常に大事ななと思っております。そしてまた、規模についても大きければ大きいんですが、今の町有地ではそんなに大規模な空地はございません。町内見渡してもですね。ですから、一番あるとしたら、開発公社が持っているような土地あるんですが、あまりにちょっと外れにあるといいましょうか、交通利便性も悪いというようなこともございますので、交通利便性と広さと、そしてまた住

民の地理的なニーズ、それを加味して検討してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

町有地でそれだけの広さがないっていうお話だったんですけど、場所によっては、高く建てて、中の容積を広くして対応するという考え方もあると思いますんで、その辺も含めて、地域のニーズに応えるってのが大事だろうというふうに思っています。

こども館の建設には、地域のニーズの調査と分析が必要です。また、予算の確保の観点から、国の補助金があるのか、ふるさと納税などを利用した、活用した資金調達も考えているのか。また、適切な場所として、子どもや家族がアクセスしやすい場所の選定も重要です。建物のデザインや機能、施設の規模も考慮する必要があります。何よりも、安全性と利用のしやすさ、アクセシビリティの確保で子どもたちが安全に遊べる環境を提供するため、バリアフリーな設計が必要であります。そして並行して、教育プログラムの開発で適切な教育プログラムや、まとまりのある作業や行程開発、いわゆるアクティビティを開発する必要があります。あわせて、スタッフの配置とトレーニングや資格を持たせることで、子どもたちに安全でかつ質の高いサービスが提供できます。

このように、子育て応援都市かすやの実現には、第2こども館が中心となって、その実現に向けて担っていくとしています。それなので、様々な用途施設としての役割が、第2こども館には課せられていると思います。また、子ども・若者参画、いわゆる対象となる子どもや若者の意見を広く聴取して取り入れることは、子どもの権利を前提にしたこどもまんなか社会に求められていて、地方自治体に義務づけられております。建設地を選定した暁には、地域や子育て世代との意見の交流の場を設け、こども館の在り方を十分に協議した上で、その用途や構造などを決定していくことが最良と考えております。先ほど町長の見解を聞こうと思いましたが、先ほどしっかり言われましたんで……。言われますか。どうぞ。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

議員が今おっしゃるとおり、まさしく私が言おうとしてたことなんですが、そのこども館の建設には、やはり今までの在り方といいましょうか、いろんな公共施設を造るときには欠けてた部分が、やはり今回のこども館については、子どもの意見なんですね。子どもの意見をやっぱり反映したいんですよ。先ほど、中学生との会

議っている、本田議員の御提案もありましたが、そういった機会を捉えて、未就園児から高校生まで対象ですので、若者を代表で出てもらって、様々な人の意見交換をしながら、新たなこども館を造りたい。

ただ、問題は財源です。財源です。これは、今ちょっと、財源については研究中なんです、それも含めたところの検討を行います、クラウドファンディングもやっぱり必要なと。これは、町民が待っていた施設ですので、住民の参加という形で、住民参加の新たな施設という位置づけで考えていきたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

一応、こどもまんなか社会、こどもまんなか社会っていうのは今テーマになってます。町長の施政方針の中にも、これは重点施策っていうか、一応、実現をするということで、こどもまんなか社会という言葉がいっぱい出てきますよね。昨日からの一般質問の中でもやっぱこどもまんなか社会っていうのがあって、今のこども館は18歳未満というふうな言い方をされたんですが、こどもまんなか社会ってこの「こども」って名前が付いてるから、行政もみんなも周りの人もみんな勘違いしてると。要はその年齢じゃないんですよ。青年期も含めて、ポスト青年期。要は円滑に大人になるための、それまでに行く過程を「こども」っていう定義が、この「こども大綱」、そうですよね。この家庭庁が決めてるっていう話なんで。

やはり、そこまでの意見をやっぱり収集して、やはり今回の第2こども館は造るべきだな。何がやっぱり求められてる、町長が言われる将来、町のウェルビーイングな、要するに身体的、精神的、社会的ですかね、幸福な気持ちになるっていう発想っていうのは、やっぱり私たちじゃなくて、これから将来迎える、やっぱそういった若者たち、子ども、ここはやっぱ大事になってくる。だから、今回このこどもまんなか社会というふうに据えたんだっていうのが、認識としてみんなあるのかなと思いついてました。なので、年齢は、「こども」って付くから未成年とかそういう話じゃないですね、これね。もう本当に青年期、連動して、やっぱり30歳とか、あとポスト青年期って言われてるその部分まで、やっぱり見据えながらの今回のこども館建設。何がここでできるか、必要なかっていうのをしっかり話を聞いて、どうしてもやっぱ行政側、学識経験者の意見ばかり下されて、今まで、町長も言われましたように、前例を踏襲する職員は要らないと。まさにそのとおりなんです。前例を踏襲しなくていいんですよ。新たな発想っていうのは、やっぱり子どもたち、青年層、ここがやっぱり持つてると思うんで、これからの粕屋町の在り方っていうのは、やっぱりそこを中心にやっていくっていう、町長の本当に考えら

れてるこどもまんなか社会、子育て応援都市かすや。ここを目指していただきたいっていうのは、話の中にあります。

続きまして、2項目の質問に入ります。動きやすさ、機動性、移動性を考えた移動サービス、モビリティサービスの新たな導入や、交通結節点としての機能強化のため、粕屋町の主要駅の整備を進めるとしております。まず、考えられることは、駅へのアクセスが円滑になるようにすることだと思います。新たなモビリティの導入は、コミュニティバスの導入かなというふうには自分では思っています。また、主要駅の整備については、歩行者や自転車の利便性の向上、駅周辺のバス停やタクシー乗り場の整備、駐輪場や駐車場の増設などが挙げられます。ソフト面では、環境美化やまちの活性化を図ることだと思います。安全面から、街灯や防犯カメラの設置は当然として、案内版や地図などの活用で観光客にも配慮が必要と考えます。この主要駅をどこに想定して、どのように整備面で改善しようと考えているのかをお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

施政方針で言うておりますように、粕屋町には6つの駅がありまして、その駅を中心にまちづくりを考えていきたいというふうなことをうたっております。主要駅にどこを考えているのかという御質問でございますけども、特に、今現在ここだということはないと、6駅全てについて検討しながら、できるところの駅から、それぞれ駅の拠点化といいたいまいしょうか、機能強化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

そうすると、具体的には、今私が言いましたような駐輪場とか駐車場とか、アクセスや街灯の看板の設置であるとか、そういうことが中心として、改善をしていくという考え方でいいですね。長者原に何でしたっけ、シェルターを作るとか、そういうのはもう先に出ていますんで。これからの整備としては、そういう部分で整備をしていくっていう考え方でいいっていう話ですよ。

**◎議長（小池弘基君）**

池見副町長。

**◎副町長（池見雅彦君）**

議員おっしゃるとおり、駅の機能強化については、駐輪場なり看板なり、そういうふうないろんなものがあると思います。まずは、私ども考えてますのは、バリアフリー化をまず進めていかなくちゃいけないなと思っておりますし、さらには、駅前ロータリーの整備や周辺のまちづくり、そういうふうなものについても考えられたなというふうに考えております。ただ、これについては相当時間がかかりますけれども、長期的な視点も持って取り組んでまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

それでは、次に移ります。

3項目は、今回、積極型の予算編成ということで、様々な補助支援や助成、そして防犯対策、図書館の業務効率を図るICタグシステムの導入などの事業を展開するとしております。また、5月にはバラまつりが行われますが、今回は20周年となり、仲原小学校の150周年の記念行事も予定されており、記念事業や新規事業、そして助成の拡大など、財政の負担も多いと思います。これほどまでの積極型予算編成を組まれた、町長の考えをお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

粕屋町の小学校が150周年記念、大川小学校は昨年、実際仲原小学校も150周年だったんですね。ただ順番で、今年仲原小学校はするんですが、まさに粕屋町の歴史と思うんですよ。大川地区、仲原地区の旧来の村の起源から始まって、こういった節目に当たるということ、そしてまた、今、様々なイベントを粕屋町は行っておりますが、特にこのバラまつりについては、この期間、本当に1万人ずつぐらい増えるような勢いで、非常に来客数が多いと。これは町内外からも来られてます。そういった一つの大きな重要なイベントとしてバラまつりを捉えておまして、今回、内容は昨年しました書道のパフォーマンス、須恵高校のパフォーマンスもございまして、それに加えたところの音楽との融合を備えたパフォーマンス、あるいは、夜間はライトアップをしておりますが、より強力なライトアップをして住民の方々の目を楽しんでもらいたいというようなこともありまして、6年度予算に計上しております。今回は、職員も相当気合を入れて、このバラまつりについては行いたいと思っておりますので、議員の皆さんもよろしく御協力をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

#### ◎14番（山脇秀隆君）

これだけじゃ、このもうすばらしいと思ってるんです、今回の施政方針。ほかの方も多分言われたと思うんで、仲原小150周年とか、節目に当たるからこういう予算を組んだっていうだけではもったいないと思うんですよ。すごく今回、どうしたんだろうと。こんだけのやっぱお金かかるよね、という発想の中で、いや、みんながこれからやってほしいって言おうとしたことを、もう先んじてやってくれてるというふうに思ってるんですよ。給食費なんかも、今年は、食材が上がった分、町が一般財源でお支払いしますよ。すごいことじゃないですか。これ誰かが言わないとやんないような、普通はやんないですよ。ヘルメットも補助出しますよって。町長すごい。どうしてこんな考えが出てくるのみたいな意見があるんですよ。だから、これが何か節目に当たるから、記念の節目になってるから、これをやりましたっていう話だけでは、非常にもったいない施政方針の中身だと思ってます。

私は、粕屋町はもう予算の規模や人口の面から見ても、市としての体裁は整ってると思っております。今回の予算編成は、名実共に市になるための基盤整備の一環だとは思ってるんですよ。町長もそういうふうにしてほしいんですよ。ここはまた、新任の副町長も十分に活用していただく場面がもう出てくると思うんですね。そういうのをいただきながら、取り組んでいってほしいな。これはそういう思いで、今回、すばらしい施政方針なんで、めったにないと思うんですよ、こういうの。これまで。だから、しっかりやっていただきたいなと思ってますんで、副町長もよろしく願いいたします。

4番目に、最後になりますけど、第6次総合計画の策定に伴い、組織の機構改革やBPR（業務改善）を実施し、これまでの総合計画では、市制ということを想定しての策定は行われていなかったように思います。今回、市制を見越しての実効性ある総合計画を作成するとしております。この市制について聞きます。施政方針の中でも、粕屋町の人口の先行きを懸念されていましたが、令和7年度の国勢調査において、粕屋町の人口は、5万人を超えるのか、率直に聞きます。また、これまで人口を増やす手立てはしてきたと思いますが、具体的に何を実行してきたのかを聞きます。

#### ◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

#### ◎町長（箱田 彰君）

ちょっと通告にないものですので、私の思いということでお伝えしたいんですが、人口につきましては、昨今の事情といいたいまいしょうか、どうもやっぱ福岡市が一人勝ちをしているような状況がございます。福岡市に周りが吸収されているという

状況が、どうも人口動態を分析しますとあるようでございます。

何が粕屋町にとって、今後、人口だけを捉えた形、伸びるかという、やはりマンションだろうと思うんですね。幸いといいましょうか、この粕屋町の発展に伴いまして、土地の値段が、やはり評価が相当上がっております。逆にその評価が上がったことによって、戸建ての住宅の進出が非常にちょっと低下しておるようでございます。そうすると上に建つほうがそれは地価の高騰そんなに影響しないということで、私も、これから先、様々な建設業者さんあるいは不動産業者さんともそういったことを話していきたいと思いますが、それが、やはり即効性があるような形だろうと思います。その証拠に少し前ですが、戸原地区、長者原地区、長戸地区辺りでマンション、乙仲原西のほうもあったんですが、そのブームのときにはすごい人口の伸びがありました。戸建てが全然建たなくても、マンションによって多くなった。これはなかなか、例えば今年造って来年増えるかという、なかなかそれは難しいことでございますので、その人口の5万人到達するかというのは、ちょっとここは私もはっきり明言することはできません。そういう努力はしてまいりたいと思います。

あわせて、市制を施行するまでの様々な組織づくり、環境づくり、これが大事だろうと思うんですね。従来、私も就任当初から言っておりましたけども、市制を見据えたまちづくりをしたいと。まさにそれがあって、今回、組織を早めに作り上げて、市制にいつでも移行できるような体制を作りたいと。そのためには、BPR、業務の様々な改善を行いながら、今の現状の業務を見直して、レベルアップしたような市の状態を想像しながら、こういうことは住民のニーズに合うとか。一步先ゆく行政のニーズを想像しながら、まさに、それをまた想像するという形で、その組織づくり、環境づくりに努めたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

もう、ここで終わったほうが、もうすばらしい箱田町長の思いが今聞けたと思いますんで、私もそういうふうを考えております。この1年が、やっぱそういった面でいいスタートになる年になればいいなというふうに思っておりますので、最後に町長の見解聞こうと思ったんですけど、もう既にそうやって言われたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

以上で、二日間にわたりました一般質問は、全部終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後 2 時26分)

令和6年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和6年3月18日（月）

# 令和6年第1回（3月）粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月18日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

## 2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美                      議会事務局係長 松 永 泰 治

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 古 賀 博 文
住民福祉部長 神 近 秀 敏	都市政策部長 新 宅 信 久
教育委員会次長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
経営政策課長 吉 田 勉	税 務 課 長 洪 田 香 奈 子

収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	白 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和6年最初の今定例会も、無事閉会日を迎えることができましたことに、執行部や議員の皆さまに感謝申し上げます。また、本日は午後1時より、粕屋町議会局設置に関する記者会見を行いますので、御興味のある方は、是非、31会議室にお越しください。

令和5年度も早いもので、残り2週間ほどになりました。4月には、新規採用のフレッシュな職員が加わり、粕屋町の新たな戦力として業務にまい進してくれることでしょう。議会におきましても、改選を来年4月に控え、残り1年を議会改革に努めてまいりますので、その勢いに負けることなく、町政発展のため尽力いたしてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

議案第3号「粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について」、議案第4号「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第3号から議案第8号まで、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まずは、議案第3号「粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について」です。

刑事事件及び不祥事等を起こした職員に対しまして、懲戒処分または分限処分を行う場合において、公正、適正を期するため、平成17年9月から粕屋町職員懲戒分限審査委員会を設置しており、「地方自治法施行規程」及び「粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規程」に基づき、委員会は、執権を有する者2名及び副町長の3名

の委員で構成されています。先の12月議会定例会で選任同意を行った池見雅彦氏の副町長就任に伴い、本委員会委員として、議会の同意を求められたものです。

委員会での審査の経過につきまして、この議案は充て職だけでも、議案としても任命同意が必要なのかという質疑に対し、地方自治法施行規程に町村で懲戒分限審査委員会の設置の規定があり、その中に識見を有する者2名、町職員から1名と規定されており、議会の同意を得て任命するとなっている。かつ、粕屋町懲戒分限審査委員会の設置規則の中で職員の部分を副町長と規定しているため、今回、池見雅彦氏を任命している。なお、今回上程するに当たり、他団体等の状況等も確認したところ、当町では、以前から議会の任命同意を求めている状況が続いていたが、他団体では、議会に同意を求めない自治体もある。理由について、詳細等を詳しく調べているので、今後、必要なければ議案として上程することがなくなるのではないかと考えている旨の答弁がありました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第4号「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

令和6年4月1日に施行する「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」により、会計年度任用職員の勤勉手当が支給可能となったことから、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当について、正規職員の措置との均衡を図るため、所要の規定を整備するものです。改正の概要としましては、育児休業の会計年度任用職員においても、勤勉手当が支給可能。会計年度任用職員について、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例」第7条第2項において、育児休業している職員のうち、支給できる職員の要件より除外された。令和6年4月1日から勤勉手当の支給が可能となることから、育児休業をしている会計年度任用職員も正規職員と同様の要件により支給できるように整備するものです。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第5号「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」です。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において、引用する地方自治法の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものです。詳細については、新旧対照表を御確認ください。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しまし

たことを御報告いたします。

次に、議案第6号「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」において、引用する地方自治法の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものです。こちらも詳細のほうは、新旧対照表を御確認ください。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第7号「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、水道法の一部が改正され、所管省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更されることから、水道法に引用する例規について所要の規定を整備するものです。条例の第4条第6号の「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」というところが、「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」に変更となるものです。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第8号「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」です。

「水道法施行令の一部を改正する政令」が施行されることに伴い、「粕屋町水道事業給水条例」において引用する水道法施行令の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものです。詳細については、こちらも新旧対照表で御確認をお願いいたします。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

## ◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第9号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「粕屋町指定介護

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を廃止する条例について」、議案第15号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、7議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

## ◎6番（井上正宏君）

議案第9号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を廃止する条例について」、議案第15号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、一括して説明します。

議案第9号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された、令和6年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものです。

審査の中で、国民健康保険税について毎年引上げが続いているが、令和2年度に税率を上げられなかったことで赤字が膨らむことになり、赤字解消計画に沿って税率を上げなければならないということを昨年も聞いたが、計画を立てていたにもかかわらず解消ができていない状況になっているのかという質疑に、平成30年度の制度改正以降、団塊の世代が後期高齢者医療に移行したことや、社会保険の適用要件が拡大されたことから、国民健康保険加入者が大きく減ったことにより、計画性をうまくいかせていない。納付金を納めることと赤字を解消していくこの二つの両輪でうまく回していかなければならないということで、その年その年で見直していかなければならないとの答弁。また、期限までの令和7年に赤字が解消できなけれ

ば、県からのペナルティがあるのかという質疑に、保険者努力支援の交付金について額が下げられるということは出てくる。また、県内に赤字の団体があると、県への国からの交付金も下がると聞いている。金額にすることは難しいが、影響があるのは事実である。今回税率を引き上げるということだが、団塊の世代が移行することや国保に入っている人が少ないということは、来年も同じことが起こるのではないかとという質疑に、社会保険の適用が従業員数51人以上と広がることが予定されているが、移行される方の見込みはつかない。1人当たりの調定額、納付金の額は増えることになる見込みはある。そこも考えて、引上げの提案をしているとの答弁でした。議員間討議の中で、値上げに対する反対意見と保険の仕組みがよく分からないので、委員会の研究課題にしたいという意見が出ました。賛成者も苦渋の選択をしているので、議員間討議ではなく、少数意見の留保の形をとって、議場で反対意見を言ってほしいという意見も出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第10号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、マイナンバーカードの利用促進を目的とし、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年4月1日から令和7年3月31日までの間、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスによる、各種証明書発行手数料の減額を行うため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、これは地方創生交付金なのかという質疑で、交付金の活用という答弁。コンビニでの証明書発行によりどのくらいの窓口対応が減ったかという質疑に、25%の減少であるという答弁。マイナンバーカードの取得率かという質疑に、令和6年2月で74.6%ということで、マイナンバーカードを持ってある高齢者の方には、庁舎入口に設置しているコンビニ交付と同じキオスク端末で使い方を説明しているとの答弁でした。

議員間討議では、利用者からするとコンビニの証明書発行は、役場に行かなくてもマイナンバーカードでいつでも証明書類を取得できるのだから、わざわざ10円にする必要はない。財源がないのに、ここに費用を持っていく必要はないと考えるという意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第11号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料と所得段

階区分を変更するものです。

審査の中で、基金を取り崩すことは自治体の判断か、その数値の考え方とはという質疑に、6,400円は取り崩しを行わない場合の金額で、粕屋町は基金を取り崩す判断を行い、5,600円とした。3億8,000万円の基金から2億8,000万を取り崩し、1億円は残す判断をしたとの答弁でした。

議員間討議では、町が介護保険事業を単独で行っているので、町の判断で基金が取り崩せるのは大事なことだと思うという意見や、今後、更に高齢化していくため、財源不足になる可能性は高く、延命治療にどこまで医療費を使うかなど考えながら、国が示すことを行っていくだけではなく、その問題点を指し示していかなければならないのではという意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第12号「粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、一括して御説明いたします。

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、特定の記録媒体の使用を定めるものについて、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、これまでのフロッピーディスク等の記録媒体がどう変わるのか説明をという質疑に、地域包括支援センターと利用者との業務上のやり取りで使うもので、これまでの紙ベースのやり取りで、電磁的媒体でもできるようになるものという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第14号「粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を廃止する条例について」、粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与事業は、経済的な理由により、専修学校において修業することが困難な者に対して、修学資金や入校支度金の貸与を平成14年4月1日から実施しております。本事業は平成19年度から申請がなく、償還事務においても平成28年9月に終了しており、また、福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の教育支援資金において、本事業より好条件による貸付が行われ、町民の利用実績も上がっております。これに伴い、「粕屋町若年者

専修学校等技能習得資金貸与条例」を廃止するものです。

審査の中で、介護福祉課には資金貸与の相談はないのかという質疑に、役場への相談はないが、社会福祉協議会から学校へも案内を行っており、学校でも生徒に案内されているという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第15号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が令和5年12月26日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

議案第9号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

来年度の保険税値上げによって所得割は0.99%、均等割が4,000円、平等割は6,000円の値上げになります。1人当たり9,255円の負担が増えることになります。今回の値上げによって、35歳夫婦で子ども2人、妻の収入はない世帯で、年収300万円の給与収入で、保険税が年35万5,500円になって、3万1,000円の負担増になります。年間で300万円の給与収入の12%が保険税で徴収されます。そして、4年間で今まで上がった保険税7万3,400円の値上がりになります。また、60歳の単身世帯で年収300万円の場合は、保険税は年33万1,600円になります。2万5,600円

の値上げです。年間給与の11%が保険税で徴収されることとなります。4年間で、保険税は6万7,500円値上がりになりました。まさに4年間の値上げは、担税能力を超える保険料になる世帯が増えております。

粕屋町議会では、令和2年度に保険税据え置きました。その後、4年間連続して値上げを行っております。粕屋町以外の宇美町、篠栗町、新宮町、古賀市は、4年連続して据置きをしております。志免町、須恵町、久山町は、3年間連続して据置きをしました。このように、据置きをした自治体で保険税の負担を抑えることに努力をしております。

粕屋町で国民健康保険に加入している世帯と被保険者数は、平成25年から連続して減り続け、2,500世帯から700人が減少しております。このような状況の下で、福岡県への上納金である1人当たりの事業納付金、平成30年度から連続して増え続けて、1人当たり3万円の負担増になっております。その結果、現在では、令和5年度、福岡県内で1番高い16万1,605円になりました。そして、今回6年度の保険税の改正で更に高くなり、16万7,389円となります。

町長から諮問された国民健康保険運営協議会では、賛成多数で4年連続値上げを決定しましたが、福岡県から示された事業納付金を確保するためには、国民健康保険に加入している世帯から、保険税を増やしていくことになっております。町の一般財政からの繰入れによって負担を軽減する、このような選択を行いませんでした。保険税の値上げを抑える根本的な解決は、私は一般会計の繰入れしかないと考えます。全国的には少子化の時代になる中で、粕屋町は子育て世代が多くなっております。町長が掲げる子育て世代真ただ中の世代の支援を充実させるために、赤ちゃんから保険税がかかる均等割の負担を無くす施策を最終優先課題として実施すべきと考えます。

以上を述べまして、反対討論を終わります。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

議案第9号、国民健康保険税の条例改正案に反対します。

厚生労働省内に設置された社会保障審議会は、昨年10月、国民健康保険料の上限である賦課限度額を、2万円引上げを了承しました。審議会の委員は、学識経験者

の中から厚生労働大臣が任命し、任期は2年。実質、政治家でもない人たちが国民健康保険料の賦課限度額を決めています。令和6年4月からは、賦課限度額は106万円。ちなみに直近の賦課限度額は、令和元年が96万円、令和2年が99万円、令和4年が102万円、令和5年が104万円と年々上昇し続けています。

今回の議案の改正案は、国民健康保険料の増額改定になります。この制度は、今後も社会保険の適用拡大による医療費支出の増、また、被保険者の減少が進行することによる保険料収入の減が予想されます。給付費は増大し保険料収入は減少するという現象は、今後も続いていくことでしょう。社会保障制度を何ら改革しなければ、被保険者への負担増は避けられず、取れるところから取るという政策は続いていくでしょう。政治家が学者等に諮問という形で施策の中身を丸投げするのではなく、選挙で選ばれた政治家が責任を持って決めていくべきではないでしょうか。

海外には社会保障政策のいろいろな事例があります。例えば、延命治療に対する保険適用の有無、安楽死や尊厳死の合法化など、やるべきことをやって、それでも金が足りなければ負担をお願いするという流れに変えるべきです。何ら改革もせず、運営費が足りないから負担をお願いするという施策を続けるのであれば、別段政治家は要らないでしょう。近い将来、同じような増額改正案が提案されるのが目に見えています。また、少子化対策の財源として、政府は公的医療保険料に上乗せ調整する子ども子育て支援金制度を創設すると決定しています。2026年度から一人当たり月額約500円増となる模様です。

以上の観点から、この議案に反対です。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第10号「粕屋町手数料条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

この議案は、昨年提出されました国の交付金でコンビニ手数料を割引する条例改正と同様のものであります。マイナンバーカード取得者だけに恩典を与えるものであり、反対いたしました。昨年は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が自治体に交付されて、内容は、低所得者や非課税世帯、コロナの影響による生活者支援など、子育て支援も含まれております。そして、事業者支援、医療、介護など、物価高騰やエネルギー対策支援が目的でした。しかし、昨年は交付金を、マイナンバーカード交付をひもづけた手数料料に活用できることで、コンビニでの証明書発行手数料、戸籍謄本400円や住民票などを10円に割引する条例として提出されました。私は、税の公平性に反するという立場で、この条例に反対をいたしました。

それを今回は、新型コロナ感染症の対応の地方交付金でなく、物価高騰対応の交付金として国から交付されますが、現在、コロナの感染症の影響が減少しているとはいえ、物価高騰対応ということでの交付金は有効に使うべきであります。それを、昨年に引き続き、マイナンバーカード取得者だけに、コンビニでの証明書発行手数料を割引するということでもあります。私は、法の下での平等性からも公共料金の手数料料金を、マイナンバーカード取得を理由に町民を差別化するということは絶対あってはならないと考えます。公共料金や手数料の負担、これは町民の皆さんに重くのしかかるものであります。この公共料金を軽減する、そのために、税金を納める町民の皆さんに対して、還付しておくということが必要だと考え、そのためには窓口の交付手数料をはじめ、特に高齢者や障がい者など社会的弱者といわれる町民の皆さんに、公共料金の負担軽減を実施すべきと思います。国の交付金を使って、マイナンバーカード取得者だけを特定して公共料金の割引をする。このことについては、税金を還付するという地方交付金の財政調整機能の趣旨からも、行政法

の権限の不当連結や目的外使用、行政権の濫用、行政サービスの平等性に反すると指摘されております。個人情報漏えいする危険性を伴うマイナンバーカードの取得は個人の自由で、個人の判断で行うものであることは、国も認めております。マイナンバーカード取得者だけに、コンビニでの手数料料金を割り引く条例の一部改正には、反対いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

議案第10号、手数料条例改正案に反対です。

行政側は、財政が厳しいと言いながら、ただ同然の行政サービスを提供するのは矛盾してないでしょうか。マイナンバーカードが存在しない時代は、時間的制約のある役所での住民票などの申請や受領が前提でした。しかし、マイナンバーカードにより、全国にあるコンビニエンスストアで時間にかかわらず、いつでも入手できるようになりました。今まで仕事を休んで役所に行かなければならなかったのが、その必要がなくなったのです。これぞ、利用者の利便性を追求した行政サービスではないでしょうか。それをただにする必然性があるのでしょうか。行政の過剰サービスと捉えられているのではないのでしょうか。

今、民間では、現金決済することなく、スマートフォンで完結できるサービスの提供は一般的になっています。キャッシュレス化です。私の肌感覚ですが、60歳以下の住民は、多くの方がキャッシュレスサービスに適用できているでしょう。過剰サービスできるぐらい財源に余裕があるのなら、納税者に対し、既存の税金を安くしてあげる施策を考えるべきです。行政サービスの恩恵を受けない人たちも税金を払っているということを鑑みれば、税金の人の公平性の観点から、受益者負担を原則に施策をしてほしいものです。

以上の観点から、この議案に反対です。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

議案第11号、介護保険条例改正案に反対です。

この改正案は、住民税課税世帯に対し保険料増を求めるものです。保険料の改定は3年ごとに行われており、今回の改定である第9期は、期間が令和6年から令和8年、月額基準額は5,600円です。ちなみに、第7期は5,400円、第8期は5,500円、現状は改定ごとに保険料増になっています。この会計は、65歳以上の1号被保険者と60歳以上65歳未満の2号被保険者の保険料が主な原資です。保険者である粕屋町の試算では、令和6年度から令和32年度までの被保険者数は、1号被保険者は約56%増、2号保険者は約2%の減、認定者数は約49%の増と予想されております。

つまり、今までどおり制度上の改革をしなければ、被保険者の負担増は避けられないでしょう。国民健康保険会計にも関連しますが、日本の社会保障制度の改革をせずして負担ばかり求めるやり方には賛同できません。負担はできる限りの改革をしたが、それでも原資が足りないときに求めるべきです。

以上の観点からこの議案に反対です。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

まだちょっと議案のほうが残っておりますので、少し早いですけども、暫時休憩といたします。

再開を10時30分といたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時30分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議案第16号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第17号「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第18号「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第19号「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第20号「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第21号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

**◎5番（末若憲治君）**

議案第16号から議案第21号まで計6件、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告をいたします。

まずは、議案第16号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,103万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を224億7,869万4,000円とするものです。歳入の主なものとしては、地方交付税を1億620万6,000円、国庫支出金を7,925万9,000円増額し、諸収入を1億2,233万9,000円、町債を2億4,740万円減額するものです。一方、歳出の主なものとしては、公共施設整備基金積立金を1億24万3,000円、減債基金積立金を1億4,378万7,000円、財政調整基金積立金を4億8,926万3,000円増額し、広域環境衛生事務費を1億1,036万4,000円、小学校施設整備事業費を1億7,148万7,000円、遺跡発掘受託事業費を1億2,067万8,000円減額するものです。

議員間討議の中で、会計年度任用職員の採用ができず、減額補正が行われている。以前から会計年度任用職員の採用が思うように採用できていない傾向にあるので、処遇改善や正職の採用、またアウトソーシング、様々な手法を検討され、現職員の負担軽減に取り組んでもらいたい旨の意見が出ております。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第17号は「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ809万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億6,807万8,000円とするものです。歳入としましては、繰入金を1,065万3,000円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1,874万4,000円減額するものです。一方、歳出としましては、総務費を289万4,000円、保健事業費を519万7,000円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第18号は「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,409万7,000円とするものです。歳入としましては、繰入金を154万7,000円減額するものです。一方、歳出としましては、総務費を2万円増額し、負担金を156万7,000円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第19号は「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」です。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,508万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億7,626万5,000円とするものです。歳入の主なものとしては、国庫支出金を563万4,000円、支払基金交付金を453万3,000円、繰入金を1,226万2,000円減額し、財産収入を16万2,000円増額するものです。一方、歳出の主なものとしましては、諸支出金を469万8,000円、地域支援事業費を2,052万5,000円減額し、総務費を14万円増額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ486万円減額し、歳入歳出予算の総額を2,181万2,000円とするものです。歳入としましては、繰入金を486万円減額し、歳出としましては、総務費を456万円、サービス事業費を30万円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第20号は「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容としては、昨今の物価上昇を受け、浄水場で使用する活性炭の価格が高騰したため、収益的支出について、原水及び浄水費を250万円増額し、9億3,590万2,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第21号は「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」です。

補正の主な内容としましては、歳入につきまして、令和5年度繰出基準に基づく一般会計繰入金確定による増額、歳出につきましては、管渠維持補修工事費の増額です。収益的収支につきましては、収入を3,413万6,000円増額し、12億3,547万9,000円に、支出を1,130万円増額し、12億6,006万6,000円に、資本的収支につきましては、収入を13万6,000円減額し、7億1,119万1,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、こちらも全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

### ◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第19号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第21号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第22号「令和6年度粕屋町一般会計予算について」、議案第23号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第24号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第25号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第26号「令和6年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第27号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

## ◎5番（末若憲治君）

議案第22号から議案第27号の6件につきまして、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告をいたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査でございますので、こちらにも要点のみ御報告をいたします。

まずは、議案第22号「令和6年度粕屋町一般会計予算について」です。

令和6年度一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ212億5,600万円とするものです。これは、対前年度比プラス5.3%、10億7,600万円の増となり、歳入の主なものを前年度と比較すると、地方特例交付金を2億2,572万2,000円、国庫支出金を6億8,637万3,000円、県支出金を1億1,430万9,000円、寄附金を2億5,000万円、諸収入を1億1,419万円増額し、町債を6億7,170万円減額し計上しております。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較すると、総務費を7億983万5,000円、民生費を8億7,108万3,000円、衛生費を6,905万4,000円、公債費を7,239万5,000円、諸支出金を1億5,478万8,000円増額し、土木費を1億8,543万1,000円、教育費を7億250万7,000円減額し計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億400万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から5億6,126万2,000円繰入れを計上しております。

議員間の討議の中で全体的なところでは、令和6年度当初予算に対して評価する意見が多いことはしっかりお伝えした上で、その中でも企業誘致、企業立地による税収を上げる施策、また、ふるさと納税事業の拡大と歳入を上げるための施策により注力すること。歳出に関しては、もっと前例踏襲をせずに事業の見直しに注力するようにと厳しい意見が上がったことも事実であります。こども家庭センターにおいては、新規事業ということもあり、多くの議員が質疑を行っております。国の指針の遅さもあることから、今後とも文教厚生常任委員会を中心に、議会として注視をしていきたい意見も出ております。そのほかにも、各事務事業と総合計画の関連性に関連すること、国や県の補助事業以外に、町単独事業をもっと増やすべき、職員の研修をもっと取り組むべき等の意見がありました。最後に、人材の確保についても意見がありました。もっと職員がいれば解決しそうな問題が幾つか見られた。執行部も苦慮していることは理解しているが、職員確保のために柔軟な発想で対応してもらいたいとの意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第23号は「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」で

す。

令和6年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億3,509万5,000円とするものです。歳入の主なものとしては、国民健康保険税を7億7,109万9,000円、県支出金を25億6,131万6,000円、繰入金を2億9,321万円、諸収入を2億946万8,000円計上し、一方、歳出の主なものとして、保険給付費を25億1,417万8,000円、国民健康保険事業費納付金を11億1,932万4,000円、保健事業費を3,548万5,000円、前年度繰上充用金を1億2,000万円計上するものです。

委員会での審査につきまして、本議案では、保険料を据え置いてあるが、本定例会で提出されている議案第9号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、所得割率、均等割額及び平等割額について改正する議案が提出されている。日々、非常に厳しい本特別会計の運営を行っていかねばいけないが、行政側も議会側も、被保険者の負担増は本望ではなく、制度上の問題が多いことから、今後、所管する文教厚生常任委員会を中心に、議会としても、国や県、国保連合会に意見書等も含めて取り組んでいきたいという意見があっております。

慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第24号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」です。

令和6年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億7,343万8,000円とするものです。歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料を5億2,633万6,000円、繰入金を1億4,609万7,000円計上し、一方、歳出の主なものとしては、後期高齢者医療広域連合給付金を6億5,205万6,000円計上するものです。

本特別会計も被保険者の負担が大きいとの意見があり、こちらも同様に制度上の問題であるが、議会としても、文教厚生常任委員会を中心に、今後も調査研究を行っていききたい旨の意見が出ております。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第25号は「令和6年度粕屋町介護保険特別会計予算について」です。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,763万1,000円とするものです。歳入の主なものとしては、保険料を6億786万3,000円、国庫支出金を5億4,363万9,000円、支払基金交付金を7億990万4,000円、県支出金を3億9,085万6,000円、繰入金を5億528万6,000円計上してあります。一方、歳出の主なものとしては、総務費を7,865万円、保険給付費を25億3,909万1,000円、地域支援事業費を1

億2,860万3,000円計上するものです。

次に、介護サービス勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,423万2,000円とするものです。歳入の主なものとしては、サービス収入を1,500万円、繰入金を923万1,000円計上しております。一方、歳出の主なものとしては、総務費を2,131万6,000円、サービス事業費を291万5,000円計上するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第26号は「令和6年度粕屋町水道事業会計予算について」です。

収益的収支については、収入が10億7,014万8,000円、支出が9億7,419万5,000円で、資本的収入については、収入が410万円、支出が4億7,003万1,000円です。資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、建設改良積立金過年度分損益勘定留保資金当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第27号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」です。収益的収支については、収入が12億6,322万6,000円、支出が12億4,518万7,000円で、資本的収支については、収入が6億9,294万2,000円、支出が9億8,003万円であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、減債積立金及び損益勘定留保資金で補填をするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

### ◎議長（小池弘基君）

これら議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

### ◎11番（福永善之君）

議案第22号、一般会計本予算案に反対です。

近年、食料品や日用品の物価の上昇に賃金が追い付かず、国民の可処分所得は減少しております。こんな状況下において、税負担は減ることなく、また、社会保障費は増大しており、国民が賃金の収入から自由に使えるお金が少なくなっていま

す。このことは、消費が低迷し、それにより経済の低迷、賃金は上がらないという悪循環に陥っています。

そんな中で、国策であります。政府が減税という施策を打ち出しました。減税施策は評価するものの、今回のような単発の定額減税4万円では経済効果は期待できません。減税するなら誰にも恩恵が見込まれる消費税ではないでしょうか。消費税減税は、所得税減税よりも消費を喚起し、経済効果も期待できると思います。今回も政府は、減税はするが、一方で給付金というばらまきをしています。税金を集めそれをばらまく、という施策は近年の定番になっています。ばらまくぐらいなら税金を集めるな、というのが国民の声ではないでしょうか。

一方、このような社会情勢の中で、今回の町の予算案について、まだまだ歳出削減ができていません。前例踏襲の予算付け、受益者負担、コロナ禍に行事などが中止等になったがコロナ後は元どおり、よその自治体がやっている、などなど、予算の仕組みを変えていくぞとか、八方美人的な総花的予算配分ではなく、事業の取捨選択をするぞという気概が感じられません。税金を使うだけ使うのではなく、納税者に税金を還元していくという発想が行政側に必要ではないでしょうか。自分の金だったらこの事業に税金を出してもよいのか、という視点を行政側に求めたいと思います。

以上の観点から、この議案に反対です。

#### ◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

#### ◎13番（本田芳枝君）

議案第22号「令和6年度一般会計予算について」、賛成の立場で討論いたします。

一般会計総額212億5,600万円を、事務事業137事業に的確に予算配分がなされていると判断し、賛成とします。注目した主な予算は、以下の4点です。

児童・生徒の熱中症対策や災害時発生における避難所生活改善のために、小中学校6校の体育館の空調設備を備えること。2番目に、令和6年度から、中学3年生全員に対して英検3級検定料を全額助成すること。3番目、安心して医療を受けられ、子育て世代の経済的負担を軽減する目的として、4月から子ども医療費を、入院についてはゼロ歳から中学生までを無料とし、通院についてはゼロ歳から就学までは無料。小・中学生は、1医療機関につきひと月500円としたこと。4番目に、学校給食費の食材費値上げ分を1年間補助すること。

この中で、特に中学3年生の英語検定料を全額補助ということについて、私なり

の意見を述べます。今までは、受けたくても家庭の事情などで断念していた生徒にも機会が与えられ、学校でも先生方の指導がしやすくなるのではと考えます。英語は国際共通語です。受験勉強の手段ではなく、これから生きる子どもたちの必須アイテムになるでしょう。英語を学び、自分のものとするということは、論理的思考が身に付く。そして、コミュニケーションスキルも向上します。この点に関しては、私はボランティア活動で絵本の読み聞かせをしておりますが、現在、ダイアロジックリーディング、つまり、対話的読み聞かせを。それから学校教育においては、アクティブラーニング、これは主体的学び。これらのことを通してロジカルシンキングが身に付き、そしてその集大成として、中学3年生で英検3級取得ができる。そういう流れができれば、粕屋町の子どもたちが、今後卒業して世界に羽ばたけるのではないかと。そういう礎にこの予算はなると思っています。非常に期待しています。

以上の観点から、私の賛成討論といたします。すみません、ごめん。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

そのことについて、今現在、グローバル就活という言葉があるそうですが、英語ができるということは、海外採用のチャンスにも対応でき、選択肢が確実に広がります。また、英語ができる人は貴重な存在で、返済不要の給付型奨学金が取りやすいそうです。人材育成の観点から、とても理にかなった予算だと私は思います。

以上の観点から、賛成といたします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

議案第22号「粕屋町一般会計予算について」、賛成討論を行います。

賛成の理由としては、今まで町民の皆さんが望んでいたいろんな施策が予算化されているということです。特に大きいのは、この災害避難所。そして子どもたちの児童・生徒の熱中症対策。そして、小中学校の体育館のエアコン設置。これは、全国的にも今、災害が起きている状況の下で、是非とも実現をして、そういう町の在り方、そして住民に対する命を守るという点からも、大事な施策だというふうに思

います。もう一つは、小中学校の医療費の無料化に向けて、0歳から中学生までの入院費の無償化と、通院費の小学校1年から中学3年までの通院の500円の自己負担はありますが、これは、今、全国的にはもう高校生までということで実現されてるような施策であります。これは、町長が掲げることもあった中で、こういう施策の大事な内容が示されているということだと思います。それともう一つは、町営住宅の建て替えですね。これは老朽化していて、住んでる人たちも、地震が来たらどうなるかということとか、非常に2階の部屋が暑くて、1階だけしか住めない。階段上がって、上に上がったらもう熱中症になると言われるような住宅でした。これが、新しく今度建て替えるための予算化も含めて示されております。

ただ、私はもう一つ、町長が予算化して実現の方向に進めてほしいと思ったのが、学校給食の無償化の問題も含めた助成の問題があるんです。これが残念ながら、今年度は国の交付金を使って、値上げ分を下げるということで努力をされたと思います。しかし、この値上げということがある限り、来年度、7年度、交付金が無くなったら、値上げにつながりかねないと、非常に懸念をしておりますし、意見があります。ただ、これは7年度の予算の時点で、是非、値上げを引き続き抑えることも含めて、取り組んでいってもらいたいということも付け加えまして、申し上げまして、賛成討論といたします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第24号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

反対の討論をいたします。

後期高齢者の医療保険というのは、本来は老人保健として無料で行われていました。しかし、高齢者の医療費が非常に高くなる、それを使い過ぎるという意見なんかがありまして、健康保険に入れられたり、世帯のほうに入れられたりしておりますけれども、それでも持ちこたえられないということで、75歳以上が後期高齢者としてなりました。私も今、後期高齢者ですけど、非常に高い。びっくりするくらい高いです。今、対象の議員は3人か4人かいますけども、実感として私は感じています。新聞の記事があるんですけども、地方財政審議会が、地方財政について、従来と同様の対応を続けることは困難としているっていうことを今言っているそうです。地方自治体の財政が、単に、災害のこともありますが、全体としてひっ迫状態になってきている。それで、いい方は見直しの方向ですかね。それを掲げているらしいです。私はそれを期待はしていますけども、それを待っておってもどうにもなりません。やはり実際は、後期高齢者医療保険っていうのは、国が本来負担すべきだという意見を持っています。地方自治体でどんなに努力しても、なかなか解決は難しいんじゃないかと思っております。したがって、日本共産党としては、制

度を元に戻せという意見を持っておりますので、制度上、反対いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第28号「工事請負契約の締結について」、議案第29号「工事請負契約の締結について」、以上2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

## ◎6番(井上正宏君)

議案第28号「工事請負契約の締結について」、議案第29号「工事請負契約の締結について」、一括して説明します。

議案第28号「工事請負契約の締結について」、本議案は、粕屋中央小学校第4期大規模改造工事を実施するものです。平成3年及び平成16年に建築された校舎は老朽化が進んでいるため、4か年に分けて大規模改造工事が進められております。令和5年度に第3期工事を終え、今回は第4期工事となります。工事の内容としましては、校舎の内装改修、電気設備改修、機械設備改修、エレベーター棟増築工事を行い、今後も長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう改修を行うとともに、バリアフリー化を進めるものです。この工事を実施するに当たり、2月15日に共同企業体6社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産・青木建設特定建設工事共同企業体 代表者 粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原隆盛が、工事請負金額1億9,926万5,000円で落札しましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和7年1月31日となります。財源としましては、公共施設等適正管理推進事業債及び学校施設環境改善交付金を活用して実施します。

審査の中で、高架水槽の取換え時期について基準があるのかという質疑に対して、水槽の点検は毎年行っており、特に問題は指摘されていない。20年から30年はたっているのですが、問題が出ないうちに改修することにしたとの答弁。また、指名競争入札について、12社の指名だが、入札の前に12社は業者に分かっているのかという質疑に、指名したときお互いが分かっているとの答弁でした。

議員間討議では、指名競争入札の件では、行政の問題ではなく、業者の問題ではないのかという意見や、そういう見方もあるが、発注側がそうできるシステムを作っているから、そうとられないようにすべきではと考えるということなど。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第29号「工事請負契約の締結について」、本議案は、粕屋中学校体育館第1期大規模改修工事を実施するものです。粕屋中学校は、校舎・体育館共に、昭和

61年に建築され、その後、校舎の大規模改修工事が平成25年から27年にかけて実施されております。体育館につきましても、老朽化が進んでいるため、今後、長期間、生徒が安心して活動できる施設となるよう、2か年に分けて大規模改修工事が計画されています。今回の工事内容としましては、体育館・武道場の外壁改修、屋上の防水改修、外部建具改修、外部電気機械設備改修に加え、体育館空調設備を設置するものです。この工事を実施するに当たり、2月15日に共同企業体6社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額4億7,718万円で落札しましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和6年10月31日となります。財源としましては、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債を活用して実施します。

審査の中で、体育館の空調設備について選定の決め手はという質疑に、選定するのに4例あり、床暖房設備、輻射式冷暖房システム、電気式空調、ガス式空調を検討したとの答弁。前者の二つは費用が高く、導入コストとランニングコスト15年を考えると、電気よりガスのほうが安く、停電のときは3日間貯めておくことができ、3日間は停電しても動いているので、ガスで稼働する空調機に決めたという答弁。ガスは稼働していない時期の料金は基本料金が低く、電気は使っていない時期の基本料金がかかるとの答弁。指名競争入札で8社でないのは、2社辞退されたということで、辞退された会社の名前も公表されました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第28号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第29号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

議案第29号、工事請負契約の締結に反対です。

今年2月15日は、工事契約である指名競争入札3件の入札日でした。「粕屋町建設工事等競争入札参加者指名基準要綱」第2条3項には、「当該会計年度における指名及び受注の状況を総合的に勘案し、指名が特定の業者に偏しないように選定しなければならない。」また、「本町内における手持ち工事の状況及び地場産業育成の観点による地元企業の優先」と、うたっております。

しかしながら、町の指名はこの要綱に反し、同じ企業だけを指名し、特定の企業を育成し、特定の企業を指名で優先すると捉えられないでしょうか。今回、工事1を落札した企業は、工事2において、予定価格の100%で応札しています。工事2を落札した企業は、工事1において、予定価格100%で応札しています。つまり、第三者的に見れば、予定価格での応札は、その工事そのものに興味がない、受注したくない、受注するだけの能力がない、という意味合いと考えられないでしょうか。

粕屋町は、建設工事において、予定価格を事前公表しています。平成26年10月22日、公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、総務大臣と国土交通大臣の連名で、地方公共団体に対し通達が出ています。内容は、「事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめなどの適切な対応を行うこと。」とあります。税金が原資の公共事業、特に指名競争入

札においては、透明性、公平性、経済性が求められます。入札において、納税者に疑義を生まないように、発注者側は努めるべきであり、幅広く業者に入札参加のチャンスを与えるべきです。

以上の観点から、この議案に反対です。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第30号「工事請負契約の締結について」は、3月1日に採決済みであります。議案第31号「町道路線の認定、廃止及び変更について」、議案第32号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第33号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」、以上3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

**◎5番（末若憲治君）**

議案第31号「町道路線の認定、廃止及び変更について」、また追加議案、議案第32号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第33号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まずは、議案第31号「町道路線の認定、廃止及び変更について」です。

主要地方道筑紫野古賀線のバイパス化に伴い、付替え工事を実施した路線の認定、廃止及び変更することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。町道路線の認定は、門松五線、門松六線、門松七線。町道路線の廃止は、黒の前線、須恵～大隈線。町道路線の変更については、黒の前線、井山～門松線、中御所陣線、門松二線、上川原二線となります。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第32号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部に改正する条例について」は、「粕屋町議会事務局設置条例」が改正されることに伴い、所要の規定を整備するものです。「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例」に規定する級別職務分類表において、事務局長を局長に、事務局次長を局次長に改正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

同じく追加議案であります、議案第33号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」です。

こちらも同じく、「粕屋町議会事務局設置条例」が改正されることに伴い、所要の規定を整備するものです。内容としては、「粕屋町職員定数条例」に規定する部局名、議会事務局を議会局に改正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第32号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、議案第33号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

続きまして、発議第1号「粕屋町議会事務局設置条例の全部を改正する条例について」は、3月1日に採決済みであります。発議第2号「粕屋町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」、発議第3号「粕屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、発議第4号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、発議第5号「粕屋町議会基本条例の一部を改正する条例について」、発議第6号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」、発議第7号「粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」、以上6件を一括して議題といたします。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、発議第2号は可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、発議第3号は可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、発議4号は可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより、発議第5号を採決いたします。  
賛成の方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。  
よって、発議第5号は可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第6号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより、発議第6号を採決いたします。  
賛成の方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。  
よって、発議第6号は可決されました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、発議第7号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第7号を採決いたします。

賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、発議第7号は可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第5. 「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和6年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶申し上げます。

去る3月1日に招集をいたしました今議会におきましては、補正予算をはじめ、令和6年度当初予算案など、数多くの議案の御審議を賜り、厳しい御意見も頂戴いたしました。全ての議案等に可決、承認を頂きました。本当にありがとうございました。

今議会、招集初日に議員発議され、地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局に換わり議会局が設置されました。この新たな議会の取組により、住民の代表としての議会改革の一環として、議会補佐機能を強化し、町議会の更なる進化を目指されておられると思います。このことは、我々執行部におきましても、行政

の効率化と高度化を真剣に考える機会になったものと考えます。市制を目指す粕屋町として、新たな課題に取り組み、住民本位の更なる機能強化を図るため、新年度から行政機構の再編成に取り組み、時代のニーズに即応した体制を構築する所存でございます。まさに進化した形で、議会の皆さんと一緒に我々執行部が一体となり、切磋琢磨しながら行政を進めてこそ、この町を選び、ずっと住み続けたいと思われるウェルビーイングな未来に向けたまちづくりを、住民の皆さまに提供できると思います。

間もなく令和6年度が始まります。どうかこれからも、この町の発展のため、町行政に対し、なお一層の御理解と御支援を賜ることを心からお願いし、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**◎議長（小池弘基君）**

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、令和6年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時40分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 田 代 勘

署名議員 安 藤 和 寿